

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第18号
2004. 11

目次

国際研修

- カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援
国際協力部教官 三澤あずみ…… 1
- 第22回ベトナム国法整備支援研修概要
JICA長期派遣専門家（前国際協力部教官） 森永 太郎…… 40

外国法令

- ベトナム破産法（仮訳）…………… 74

研究報告

- ウズベキスタン招へい専門家報告
国際協力部教官 丸山 毅…… 95
- ・ウズベキスタン共和国と日本間の司法分野における
協力の枠組みの中で行われた研修コースの結果についての報告書
ウズベキスタン最高裁判所裁判官 バルキバエバ・Ж・И…… 96
- ・日本とウズベキスタン共和国の立法及び立法プロセス
タシケント法科大学講師 サイディラ・S・グリャモフ……102

国際協力の現場から

- 初めて外国人研修を担当して 国際協力専門官 松村 幸治……150

- E~MAIL……………73, 94, 149

～ 国際研修 ～

カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援

国際協力部教官 三 澤 あずみ

1. 背景

カンボジア王国においては、20年以上にわたり混乱と抗争が繰り返される中、司法制度が弱体化し、特にポル・ポト政権時代には、法律家を含む知識層が徹底的に粛清された。そのため、1993年によりやく民主的総選挙が実施されて平和への道を歩み始めたものの、法律は散逸し、裁判所の建物は破壊され、十分な法学教育を受けた法律家は皆無に等しかった。正しく「ゼロからの再建」を迫られたのである。

このように厳しい状況にあるカンボジアに対し、日本は、JICA（国際協力機構）による支援の枠組みで民法及び民事訴訟法草案の起草を中心に法整備支援プロジェクトを実施し、ICD NEWSにおいても、折に触れその成果を紹介してきた。既に完成した両草案は2003年に閣僚評議会に提出され、現在、その下に設置された法律家委員会において、法案の内容や文言に関する審議が行われている。つまり、いよいよ立法化に向けた作業が行われているのだが、民法及び民事訴訟法が施行されただけでは、カンボジア民事裁判制度の確立といえないことは、日本・カンボジア双方の関係者が強く感じているところである。

すなわち、一国の法制度が機能するためには、近代的な法律（法典）が整備されることに加え、それを適正に解釈・運用し、現実に生起する紛争を解決する実務法曹が存在しなければならない。カンボジアに近代的な民事裁判制度が確立するには、カンボジアの実務法曹が民法及び民事訴訟法を理解し、運用し得る能力を身に付けなければならないのである。

ところが、カンボジアにおいては、停戦直後、裁判官及び検察官の人数が著しく不足し（一説によるとポル・ポト政権時代を生き延びた裁判官は数名にすぎないという。）、教師や村の指導者等を、十分な法学教育を施さないまま裁判官や検察官に任命した。その後も裁判官及び検察官の任命に関し、明確な資格要件は法定されず、これらの者に対する法学教育も不十分なままであった。弁護士も同様の状況で、その地位の確立と育成は順調ではなかった。その結果、カンボジアにおいては実務法曹の数が絶対的に不足するばかりか、その能力の低さや蔓延する汚職のため、司法制度に対する国民の信頼が薄いという深刻な状況に陥ったのであった。

カンボジアではこのような状況を改善するため、現在進行中の法制度・司法制度改革において、法制度にかかわる人材の育成が重点項目として掲げられた。この計画に基づき、2002年には裁判官及び検察官の新規教育及び継続教育を担う機関として王立司法官職養成校が設立され、今後は同校を卒業した者のみが裁判官又は検察官に任命されることとされた。同校の初代校長には裁判官としての経験を有するキム・サタヴィ女史が任命された。

2. 王立司法官職養成校に対する支援の経緯

司法官職養成校は1年間余りの準備期間を経て2003年11月に開校し、入学試験に合格した第1期生55名に対する法曹教育を開始した。しかし、同校は人材や施設が十分ではなかったため、準備段階からJICAを始めとする多くのドナーに支援を要請した。

そこで、当時、JICA長期専門家としてカンボジアに派遣されていた安田佳子弁護士が、養成校についての情報を収集するとともに、要請に応じ、民事法に関する数回の講義を実施した。また、2003年、法整備支援プロジェクト第2フェーズ開始のための調査団が2回にわたり派遣された際、団員がキム・サタヴィ校長と面談し、支援の在り方を模索してきた。当職は、2003年9月、第2回調査団の一員として初めて司法官職養成校を訪問したとき、11月の開校を目前とした時期であったにもかかわらず具体的なカリキュラムが完成しておらず、大変驚いたことを記憶している。

その後、司法官職養成校に対する支援内容を策定するため、2004年1月末、当職がJICA短期専門家として同校に派遣された。当職は、司法官職養成校内にデスクを与えられ、6か月間にわたり、同校における講義の傍聴、教官や研修生に対するヒアリング、研修生に対する講義の実施、校長や教務部長との協議等の活動を通じて同校の現状を調査し、その結果に基づいた支援案の叩き台を策定した。

3. 司法官職養成校の問題点

調査結果の詳細は、資料1「王立司法官職養成校資料」を御覧いただきたいが、司法官職養成校の問題点を要約すれば、以下のとおりである。

(1) 専任教官がない。

現職の裁判官及び検察官の中から13名が教官に任命されたが、いずれも裁判官等の業務の合間を縫って養成校で教鞭をとる非常勤教官である。したがって、教材作成等の講義準備が不十分になりがちである上、教官の時間的都合が優先し、効果的なカリキュラムを組むことが困難である。

(2) カリキュラムが確立されていない。

司法官職養成校では、上記非常勤教官のほか、様々なドナーが講義や講演を引き受けている。ところが、教官及びドナーが協議する機会がほとんどなく、率直に言えばカリキュラムというよりも「講義の寄せ集め」である。

(3) 教材が不足している。

教材作成は各教官の責任とされているが、非常勤のため、多くの教官は教材作成に多くの時間を割けない。また、作成すべき教材についての情報や参考資料が不足している。

このように司法官職養成校は多くの困難を抱えつつ、2003年11月から2004年7月までの8か月間、1期生55名に対する前期研修を実施した。教官にとっては試行錯誤の8か月間であって、教えることの難しさを再認識したようであり、前期研修終了直後は、プロジェクトの内容を議論するに最適の時期のように思われた。つまり、この時期であれば、教官は前期研修における経験がいまだ鮮明である上、次期に向けた高い改善の意欲を維持し

ているからである。

そこで、2004年9月6日から同月15日までの間、キム・サタヴィ校長を始めとする司法官職養成校関係者7名を日本に招き、カウンターパート研修を実施した。

4. カウンターパート研修

本研修の目的は、研修員である司法官職養成校関係者に対し、日本における法曹教育の概要を紹介し、法曹教育の在り方についての深い理解を得るとともに、同校支援の本格化に向けて日本側とカンボジア側で情報交換し、問題意識を共有することにあつた。研修の詳細については、資料2以下の実施要領、日程表及び研修員名簿を御覧いただきたい。

なお、本研修に参加した養成校教官は、いずれも民事系科目を担当しており、日本による今後の支援も民事裁判に関するものを検討している。なぜなら、日本の支援によって完成した民法及び民事訴訟法草案は、カンボジアの実情に十分配慮しながらも日本法と多くの共通点を有しており、民事裁判実務に関する日本の経験はカンボジアにとって有益と思われる上、司法官職養成校においては、既にフランスが刑事分野に関する支援を開始しており、無用な重複を避けるべきだからである。したがって、本研修においても日本の民事裁判教育の紹介に重点を置いた。

養成校関係者は各講義や見学に熱心に参加し、例えば、法科大学院用教材に関する講義において講師のための参考資料をも作成されていることが紹介されるや、その後の協議において、司法官職養成校においても同様の参考資料を作成したいと発言するなど、紹介された制度を積極的に取り入れたいとの意向であつた。

また、本研修においては、日本の法曹養成制度の紹介にとどまらず、司法官職養成校関係者と JICA 本部、法務総合研究所国際協力部との間で、それぞれ意見交換の場を設け、養成校の現状についてキム・サタヴィ校長によるプレゼンテーションを実施した（資料5～7）。これらを通じ、民法及び民事訴訟法草案を理解し、運用し得る裁判官及び検察官の育成が急務であること、そのために効果的な民事系カリキュラムと教材とを作成する必要があること、教官不足を補い、かつ次世代の教官を育成する観点から、若手の裁判官や検察官を教官として積極的に任用すべきことなどについて、カンボジアと日本の意見が合致した。

さらに、養成校支援を実施する場合、司法官職養成校において、今回、研修に参加した民事系科目担当教官を中心とするワーキンググループを設置し、このグループにおいてカリキュラム策定と教材作成とを行い、日本側はこのワーキンググループに対し、必要な情報や知識を投入するという活動方法についても概略が定まった。当職は、カンボジア滞在中から、養成校校長や教官に対しワーキンググループによる活動を提案してきたが、当時は、ワーキンググループに関し、起草プロジェクトの経験から肯定的な意見が出る一方、一部の関係者からは教官の責任の所在があいまいになるといった批判や日本側で司法官職養成校のための教材を作成してほしいという依存的な希望も聞かれ、賛否両論であつた。しかし、校長を始めとする司法官職養成校関係者は、今回の研修で司法研修所の民事裁判教官室や法務総合研究所における法科大学院支援、検察官継続教育の在り方に触れ、ワーキンググループ方式、

すなわち関連する教官全員による協議においてカリキュラムや教材を作成することが、質の高い成果を得るために効率的かつ有益であるとの感触を得たようである。

また、日本側にとっては、カンボジア法曹教育の現場で活動する養成校校長及び教官らとの協議を通じ、彼らの置かれた厳しい状況を実感するとともに、支援の方向につき有益な情報を得る貴重な機会であった。

5. 今後の支援

これまでの活動を通じ、司法官職養成校支援の概略は固まりつつあり、今後は、支援内容の詳細について日本側と養成校側とで協議を重ねるとともに、双方において、それぞれ支援体制と受入体制を整備しなければならない。特に、プロジェクトの目標である司法官職養成校の自立的発展のためには、民事系科目担当教官を中心とするカンボジア側ワーキンググループが積極的に作業を進める必要があるが、その一方、民事系科目担当教官の多くが起草プロジェクトにも関与しており、どの程度の作業量が確保できるのかという懸念がある。したがって、プロジェクトの成功にとっては、日・カ双方の体制を整え、現実的かつ効率的な活動プログラムを策定することが肝要である。

そこで、法務総合研究所国際協力部では、本年11月末から約4か月間、関根澄子教官をJICA短期専門家としてカンボジアに派遣し、プロジェクト化に向けた準備活動を行う予定である。具体的には、関根教官がカンボジア側ワーキンググループの立上げに助力し、ワーキンググループとともに第1期生前期カリキュラムの見直し作業や作成すべき教材の候補を選定し、これと並行して、日本側においても実務法曹や大学教授をメンバーとする作業部会を立ち上げ、日・カ双方の協議によって、プロジェクトの詳細を確定する。このような作業を通じ、具体的な作業方法や作業量が明らかになり、現実に応じたプロジェクト形成が可能となるとともに、日・カ双方で、プロジェクトの目標や成果物への認識を共通化することができよう。

カンボジア側ワーキンググループ、日本側作業部会及び現地専門家の役割分担、本邦研修や現地研修の在り方等、今後、検討すべき事項は多い。しかしながら、膨大な時間と労力を注ぎ込んで完成させた民法及び民事訴訟法草案を活かし、カンボジアにおいて信頼に足る民事裁判制度を立ち上がらせるためには、司法官職養成校における実務法曹教育の充実が不可欠である点において、日本とカンボジアの問題意識は合致している。また、これまでの起草支援を踏まえ、カンボジアの実務法曹は日本からより多くのものを学びたいと期待している。日本の法曹教育や民事裁判実務で培われたノウハウを活かしてこの期待にこたえていきたい。

王立司法官職養成校資料

カンボジア・司法官職養成校支援（法曹養成強化）専門家
法務総合研究所国際協力部教官 三澤 あずみ

1. 養成校の設置根拠と目的

(1) 根拠法令

司法官職養成校（以下、「養成校」という。）は、2002年2月5日発令の司法官職養成校に関するロイヤル・デクリー（ANUKRET）により設置が定められた。

(2) 監督

養成校は閣僚評議会の監督下にあり、財政的には経済・財務省の監督を受ける。2002年7月22日付けサブ・デクリー（PRAKAS）により理事会が設置されたものの、実際には理事長であるソク・アン上級大臣と常任理事を兼任するキム・サタヴィ校長の判断によって養成校は運営されている。

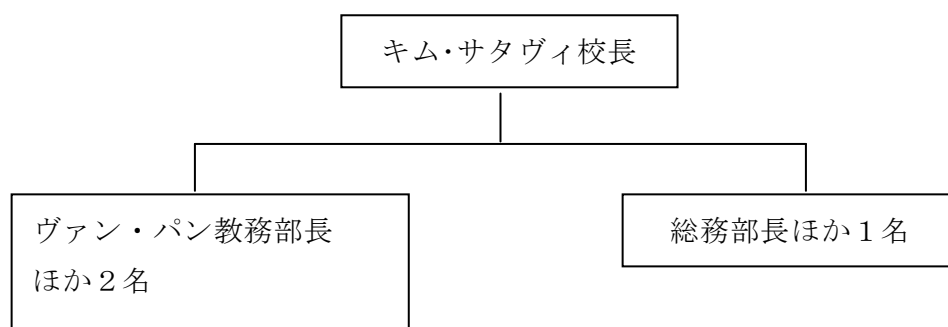
(3) 目的

養成校は、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育を実施する。また、クメール・ルージュ裁判の実施に備え、同裁判に関与する裁判官の研修も養成校の任務とされており、現在、その準備も行われつつある。

さらに、将来は、書記官、執行官及び公証人等、広く法律関係者の教育を実施する予定であるというが、詳細は未定である。

2. 組織

養成校の組織は以下のとおりである。



キム・サタヴィ校長は裁判官の資格と経験を有し、2002年4月29日付けロイヤル・デクリーにより任命され、理事会の監督下、養成校に関するすべての権限を有する。また、ヴァン・パン教務部長も裁判官としての資格と経験を有し、2004年1月に着任した。その他はすべて20～30歳代の若手スタッフであり、法曹資格はない。

3. 講師

15名の非常勤教官及び17名のインターンシップ監督者がいるが、専任講師はいない。これら32名はいずれも裁判官又は検察官であり、校長が作成した推薦名簿に基づき、ソク・アン上級大臣（養成校理事長を兼任）が任命した。

教官32名のうちフランス語を理解する5名は、養成校開校前である2002年10月21日から同年11月9日までの間、フランス国内（司法学院その他の機関）において、法曹実務教育に関する研修を受けた。この研修はフランス司法学院による技術協力の一環であり、UNDPの資金援助を得て行われた。

また、カンボジア国内においては、フランス人専門家により、2003年1月20日から同月31日までの間及び同年3月24日から同年4月2日までの間の2回にわたり、教官及びインターンシップ監督者に対し、判決起案及び捜査・公訴提起技術に関する実務教材準備についての研修が行われた。なお、教官及びインターンシップ監督者の一部は、2回目の研修に参加していない。

4. 研修生

第1期生は55名（女性6名を含む）、試験により選抜された者50名、政府推薦枠5名であり、全員法学士の学位を有している。

研修生には、月給300,000リエル（約75ドル）が支払われることになっているが、遅配されることもしばしばである。

5. カリキュラムと研修日程（スケジュール）

（1）現行カリキュラムの策定経緯

開校前、校長から教官に対し、各自が教授する（あるいは教授できる）科目と時間数を報告するよう指示がなされたものの、教官の一部は、養成校が大枠を示さなければ教授内容を定めようがないとして、明確な報告をしなかった。これは校長と教官の双方に、カリキュラムに関する知識や到達目標といった明確なビジョンが欠けていることに起因する。

最終的に、各教官が担当すべき科目及び時間数のみは開校直前に決定されたものの、研修日程自体はこの段階では確定されず、以後、毎週月曜日午前に開催される教務部定例会議で、翌週の日程の確定・不確定をチェックし、金曜日午後の会議で翌週の日程がすべて確定したことを確認するといった具合であり、毎週のスケジュールは直前まで確定せず、研修生に対しても研修日程表を配布できなかった。

（2）カリキュラムの現状

第1期前期研修第1～2モジュール（2004年11月～2005年4月実施）の研修日程を概観すると、第1モジュール（5週間）の実質授業時間（語学、コンピュータ演習、講演、自習、試験及び事務手続を除く）75コマ（1コマは1.5時間）

中、カンボジア人教官又は客員講師による授業（カンボジア人講師とドナーが共同で行ったものを含む）は37コマ（49.3パーセント）、第2モジュール（15週間）の実質授業時間192コマ中、カンボジア人教官又は客員講師による授業（同）は95コマ（49.5パーセント）であり、約半数の講義がドナーによって行われていることが分かる。

6. 民事関連科目の状況

養成校では、ドナーも民事関連科目の講義を担当しているが（ADBによる土地法トレーニング等）、ここではカンボジア教官による講義についてのみ言及する。

（1）現行民事手続及び判決起案

最高裁判所判事であるソム・セレイヴット教官の担当である。

同教官は、関係法令集のほか、判決起案の手引きなど、比較的充実した教材を準備していた。同教官によると、これらはフランス文献のクメール語訳を参考にして作成したとのことである。また、同教官は、数例のケーススタディを準備して研修生に判決を起案させて添削するという方法を採用していた。

（2）民事訴訟法草案

司法省付裁判官であり、日本が支援する民法・民訴法起草ワーキンググループのメンバーであるペン・ピッサリー教官の担当である。

同教官は、特に弁論準備手続について説明し、前期研修後半には、当職と共同で日本の司法研修所作成の「第一審手続ビデオ」を参考にしつつ、草案下の第一審手続について講義を行った。

（3）家族法

控訴裁判所判事であり、上記ワーキンググループのメンバーであるユー・ブンレン教官の担当である。

離婚に伴う財産分与等の事例に即し、判決文の結論部分を省略したものを配布して研修生に結論を考えさせるなど、家庭事件の処理について実務的な講義を行っていた。

（4）土地法

控訴裁判所判事であり、上記ワーキンググループのメンバーであるサリ・ティアラ教官の担当である。

同教官も、実際に生じた土地紛争を題材に実務的講義を実施していた。

（5）総括

いずれの教官もカンボジアを代表する裁判官であり、その能力は高い。しかしながら、初年度ゆえの戸惑いや、多忙な業務の合間を縫って講義やその準備を行わなければならない現状、さらには、養成校側との信頼関係が希薄であることなどの事情から、十分な講義をなし得ておらず、そのことは各教官が強く自覚するところであった。

7. 問題点

(1) カリキュラム

5-(1)で述べたとおり、開校前には、科目名と時間配分が定められたにすぎず、その内容や構成については全く検討されないまま第1期生前期研修が開始された。その結果、教官やドナーの申入れに応じ、頻繁にスケジュールが変更され、更には途中で予定が変更されるなどの混乱を招いており、教官の中には、準備不足のまま講義を行うことを余儀なくされた者もあった。

実際に講義を担当した教官からは、周到なカリキュラムの策定が必要との声のほか、教官間で意見交換の場を持ち、教えるべき事項についての共通認識をはぐくみたいとの意見もあった。これは、カンボジアにおいては、特に民事手続に関する法令が整備されていないため、裁判所ごとに実務が異なるのが実情であり、それをそのまま教授したのでは研修生の混乱を招くとの理由からである。

カリキュラムについては、教務部の担当であるべきだが、養成校においては校長、教務部長及び総務部長の間での権限分配があいまいであり、校長は細部にわたって自ら決定することを好むため、教務部は単に教官のスケジュール管理、教材管理に終始しており、カリキュラムを策定して実施する技術が低い。

本来、法曹教育の在り方としては、まず、研修生にどのような内容を、どの程度の分量で教えるかを定め(カリキュラム策定)、次に、その科目を担当する教官を定め(教官の任命)、時間割を定めるとの段階を踏むのが合目的的であろう。

したがって、校長と教務部長を中心とした養成校職員及び教官に、教えるべき科目と分量を確定することの重要性を認識させ、実施させる必要がある。

(2) 教材

第1期生前期研修に際し、養成校側は、教官個人に対し、それぞれ必要な教材を作成するよう要請したが、各教官は、裁判官としての職務の傍ら講義の準備を行っているため、準備に必要な時間がとれなかったと述べている。また、教官の中には、自己の講義内容についても改善の必要を感じている者もあり、講義内容の策定及び教材作成に関するニーズは高い。

8. ドナーの支援状況と問題点

(1) 現状

養成校は、開校前である2003年8～9月、各ドナーに対し、養成校に対する支援の可否とその内容を問い合わせるクエスチョネールを送り、同年9月30日の時点で、フランス(刑事法分野)、JICA(民事法分野、特に両草案)、ADB(土地法)、GTZ(女性の人権、特にドメスティックバイオレンス、人身売買)、UNICEF(子供の人権、少年司法)、ILO(労働仲裁手続)、EU(WTO関連)、IMPACS(メディア関連)、リヨン弁護士会(弁護士と裁判官)、WB(司法改革)、AUSAID(警察、行刑)、UNHCHR、カナダ大使館、イギリス大使館等が支援を申し出、多数のドナーが様々な形で養成校

を支援している。

上記のうち、養成校に専門家等を派遣しているのは、フランス及びオーストラリアである。

フランスは、養成校におけるトップドナーであり、開校に当たり施設改築を支援したほか、その後も人件費の一部等の財政支援を行っている。また、開校直前、教官及びインターンシップ監督者に対する研修を実施した。

支援の中心はミシェル・ボニュー氏（裁判官）であり、同氏は開校前である2001年から校長のアドバイザーを務めるとともに、理事会発足後は招聘理事に選任され、開校前後には教務部長的な立場でカリキュラム策定に携わり、更には、前期研修中、1週間に2回程度（各3時間）の割合で、研修生に対し、司法制度及び刑事法の基礎を教授してきた。

また、オーストラリアからは、ユース・アンバサダーとしてジョージア・ハーリー女史（弁護士）が、2003年9月から2004年7月までの1年間、養成校に常駐し、開校直前から、その運営及び事務遂行を支援している。同女史は、実質的にドナー間調整やカリキュラム実施などを引き受けており、事実上、養成校の職員さながらに活動している。その活動に関する評価は分かれるところであるが、養成校が混乱しながらも活動を継続し得たのは、同女史の存在によるところが大きい。

（2）問題点

サタヴィ校長は、各ドナーに積極的に支援を要請する意向であり、今後もドナーの関与は増大する一方と予測される。しかしながら、各ドナーが相互に連携しているとは言い難く、それぞれの関心分野につき総花的に支援がなされている。他方、養成校に法曹教育に関する知識や方向性が欠落しているため、ドナーの申入れのうち「よさそうなもの」を場当たりの取り入れており、ますます学校としてのカリキュラムの体系性を失う結果となっている。

養成校は、準備不足のまま開校し、その不足を埋めるために各ドナーに大量の支援を仰ぎ、その結果、法曹教育に関するノウハウのみならず、学校運営までドナーに依存する体制が出来上がっている。換言すれば、サタヴィ校長がミシェル・ボニュー氏及びジョージア・ハーレー女史の助言に従って大綱を定め、それに従ってハーレー女史が各ドナー及び教務部を調整しつつ実現化のための事務作業を行ってきたのが第1期生前期研修であり、養成校はいまだ組織として自立的に運営されるに至っていない。養成校自身は、各ドナーがこぞって支援を申し出る状況を肯定的に捉えており、そのために教育の体系性が失われていることに気付いていない。

各ドナーが一時期に大量の支援を投入した結果、養成校には運営組織を拡充することへの意欲が乏しく、職員（7名のみであるが）の間には、困難が生じた場合にはドナーに依頼して解決するとの意識が浸透している。

また、実際、多数のドナーが養成校の要請に応じて、それぞれ支援プログラムを検討・準備しており、養成校支援において、各ドナーは法分野ごとに棲み分けており、今

後もその傾向は持続すると思われる。将来的に養成校におけるドナー間調整の必要性が高まることは必至であるが、肝心の養成校の組織があまりに脆弱であり、現時点においてドナー間調整や養成校運営全体を包括的に支援しようにもその受け皿が存在しないといっても過言ではない。

平成16年度カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修実施要領

平成16年7月16日
法務総合研究所国際協力部

1 実施期間

平成16年9月6日（月）から同月15日（水）まで

2 研修を必要とする背景

カンボジアは、現在、荒廃した国土の復興及び民主化に取り組んでおり、同国政府は、特に、司法改革（法整備を含む）について、緊急課題として位置付けており、我が国に対して法整備支援を要請している。

法務省では、独立行政法人国際協力機構（JICA）の政府開発援助の枠組みの下、最高裁判所・日本弁護士連合会とも協力しながら、平成7年度以降、同国の司法省職員、裁判官、検察官等の法律専門家を招へいして国内における研修を実施し、さらに、同国政府からの民法及び民事訴訟法の起草支援要請に関し、JICAが平成10年12月に設置した民法・民事訴訟法各起草作業部会に委員を派遣するなどの協力をしてきたところである。

しかしながら、法の支配に基づく公正な社会の確立を実現するためには、成文法の整備だけでは不十分であり、これと並行して、諸法令を適切に運用できる裁判官等の法曹人材を育成することが必要である。この点において、カンボジアでは、法曹人口が少ない上、新たに法曹になろうとする者に対する実務的な教育の体制が整っていないため、質の高い法曹人材が十分とは言えない。

カンボジアにおいては、2002年2月5日発令の司法官職養成校に関するロイヤル・デクリーに基づき、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育等を実施する機関である王立司法官職養成校（以下「養成校」という。）が設置され、2003年11月から第1期前期研修が開始されたところである。

ところが、同校においてはカリキュラムの整備がなされておらず、そのため研修開始後に頻りにスケジュールが変更されるなどの混乱を招いている上、教えるべき事項について教官相互の間で共通認識を形成することもできない状況にある。また、教材についても、養成校は、各教官に対してそれぞれ必要な教材を作成することを要請して、主体的に教材作成を行おうとせず、他方で各教官は、裁判官としての職務の傍ら教官を兼任しているため、教材作成に必要な時間を確保することが困難な状況である。

そこで、法務総合研究所においては、上記養成校において、質の高い民事裁判教育が可能となることを目指し、我が国の民事裁判に関する法曹教育の経験に基づき、新しい教材の作成、養成校のカリキュラム及び指導方法の改善等に資する支援活動を行うこと

とした。そのため、本年1月末から国際協力部教官を短期専門家として同国に派遣してきたが、その調査結果を踏まえ、支援活動の内容を具体化するに際して、養成校の校長、教務部長、閣僚評議会メンバー、教官等の関係者を招へいし、我が国の法曹教育の現状や、最高裁判所司法研修所におけるカリキュラムや教材作成の方法を紹介した上で、これらの関係者ととも、現在の養成校のカリキュラムや教材の問題点を認識し、改善の方向を定めるための協議を行うことを目的として、本研修を実施するものである。

3 本研修の目的

カンボジアと同じ大陸法系国であり、かつ統一的な法曹教育を実施し成果を挙げてきた、我が国の最高裁判所司法研修所の民事裁判教育の方法、カリキュラム、教材を紹介するなどして、我が国の民事裁判教育についての知識を習得し、カンボジアにおける今後の法曹教育の在り方を検討するに際しての参考に供する。

4 研修員

養成校校長、教務部長、閣僚評議会メンバー、民事担当教官等合計7名。

5 研修の実施

内 容： 講義、研修員発表及び見学等

場 所： 法務総合研究所（東京、大阪）

講義時間： 午前 10:00～12:30、午後 2:00～5:00（適宜の休憩を含む。）

方 法： 日本語とクメール語の通訳（逐語）を介して実施する。

（注） 講義レジュメ・講義内容の記録は、研修成果物として保存する。

なお、これら成果物については、関係者の承諾を得た上、別に発表等を行うことがある。

平成16年度カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修日程表

[主任教官：関根教官・三澤教官，事務担当：窪田専門官・中川主任専門官]

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00
9 / 月 6		オリエンテーション 日本の司法制度の概要 TIC 国際協力部長 田内正宏		13:30～13:50 所長表敬 赤レンガ共用会議室	日本の法曹養成制度の概要 国際協力部教官 三澤あずみ 赤レンガ共用会議室
9 / 火 7		日本の法曹養成制度の概要(前日の続き) 国際協力部教官 三澤あずみ 赤レンガ共用会議室	司法研修所訪問 司法研修所教官との意見交換 荒井勉事務局長・下田文男教官・松阿彌隆所付		
9 / 水 8		教材作成等について 法科大学院支援事務局付 秋山仁美 赤レンガ共用会議室	JICAとの法曹養成プロジェクトについての協議 JICA本部		
9 / 木 9		任官後の検察官教育の概要 研修第1部教官 松並孝二 赤レンガ共用会議室	日本弁護士連合会訪問 国際交流委員との意見交換		
9 / 金 10		最高裁判所見学	13:00～13:20 事務次官表敬	大阪へ移動	
9 / 土 11		休み			
9 / 日 12		休み			
9 / 月 13		カンボジア側からの報告(現状と課題)及び国際協力部教官との意見交換 国際会議室	カンボジア側からの報告(現状と課題)及び国際協力部教官との意見交換 (午前の続き) 国際会議室		
9 / 火 14		国際協力部教官との意見交換(前日の続き)	大阪地方裁判所訪問(法廷傍聴・実務修習見学) 司法研教官(民裁教官)経験者との意見交換 4FSR 第11民事部 小久保孝雄判事		
9 / 水 15		総括質疑応答・意見交換(又は資料整理) OSIC			
9 / 木 16		帰国			

資料 4

平成16年度カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修員名簿 / List of Participants

1		キム・サタヴィ
		Ms. Kim Sathavy
		Director, Royal School for Judges and Prosecutors (RSJP) 王立司法官職養成校校長
2		ヒー・ソピア
		Mr. Hy Sophea
		Professor at RSJP (Secretary of State, Ministry of Justice) 王立司法官職養成校教官 (司法省次官)
3		クラン・チェイレピー・トニー
		Mr. Kranh Cheyleaphy Tony
		Board of Directors, RSJP (Undersecretary of State, Office of Council of Ministers Members) 王立司法官職養成校理事 (閣僚評議会事務局次官補)
4		ソム・セレイヴット
		Mr. Som Sereyvuth
		Professor at RSJP (Justice/Supreme Court) 王立司法官職養成校教官 (最高裁判所判事)
5		ユー・ブンレン
		Mr. You Bun Leng
		Professor at RSJP (Judge/Court of Appeal) 王立司法官職養成校教官 (控訴裁判所判事)
6		ヴァン・パン
		Mr. Vann Phann
		Director of Teaching Department, RSJP 王立司法官職養成校教務部長
7		ペン・ピッサリー
		Mr. Pen Pichsaly
		Professor at RSJP (Judge/deputy director of international affairs department, Ministry of Justice) 王立司法官職養成校教官 (裁判官/司法省国際部次長)

【研修監理員/JICA CDN】

那須芳恵 (NASU Yoshie)

【研修担当/Officials in charge】

教官/Attorney 関根澄子 (SEKINE Sumiko), 教官/Attorney 三澤あずみ (MISAWA Azumi)

国際協力専門官/Administrative Staff 窪田浩尚 (KUBOTA Hironao), 主任国際協力専門官/Administrative Staff 中川浩徳 (NAKAGAWA Hironori)

JICA 本部における協議

日 時：平成16年9月13日午後2時30分～午後5時

場 所：JICA 社会開発部会議室

出席者：(カンボジア側)

キム・サタヴィ	王立司法官職養成校校長
ヒー・ソピア	同校教官（司法省次官）
クラン・チェイレピー・トニー	同校理事（閣僚評議会事務局次官補）
ソム・セレイヴット	同校教官（最高裁判所判事）
ユー・ブンレン	同校教官（控訴裁判所判事）
ヴァン・パン	同校教務部長
ペン・ピッサリー	同校教官（裁判官／司法省国際協力部次長）

（日本側）

井上建	JICA東京業務グループ ガバナンスチーム
岡崎有二	同社会開発部長
木下俊夫	同部第一グループ長
森本康裕	同部第一グループ、ガバナンス・ジェンダーチーム長
鹿野綾	同部第一グループ、ガバナンス・ジェンダーチーム
小林清則	財団法人国際民商事法センター事務局次長
東村尚子	同事務局員
木村友則	日本弁護士連合会国際課
田内正宏	法務省法務総合研究所国際協力部長
関根澄子	同部教官
三澤あずみ	同部教官
中川浩徳	同部主任国際協力専門官
窪田浩尚	同部国際協力専門官

協議に先立ち、独立行政法人国際協力機構社会開発部の岡崎有二部長及び同部第一グループの木下俊夫グループ長から歓迎のあいさつがあり、続いて、キム・サタヴィ校長、法務省法務総合研究所国際協力部の田内正宏部長から次の発言があった。

（キム・サタヴィ）

これまでカンボジア司法省及び JICA、日本の法務省等の協力の下でカンボジアの法整備が進められて参りました。現在、新政府が民法及び民事訴訟法草案について審議しており、2005年に成立する予定です。カンボジア政府は、両法の施行後はこれらを運用する人材、つまり現職裁判官・検察官及び司法官職養成校研修生に対し、両法に関する研修

を行う必要があると考えております。そこで、いまだ両法が成立する以前の段階ですが、養成校においては、既に両草案の概要に関する講義を行っております。しかしながら、私は、JICAが、何を、どのように協力していただけるのか、明確に把握できておりません。そこで、本日は、この点につき協議できれば幸いです。

最初に、養成校の位置付けについて説明いたします。養成校は、カンボジア初の法曹養成機関であり、設立から2年が経過しましたが、今後も継続して運営されるべきものです。その任務は、裁判官及び検察官の候補である研修生を育成するとともに、現職裁判官・検察官の継続教育、クメール・ルージュ裁判を担当する裁判官の育成、商事裁判所所属裁判官の育成などがございます。将来的に書記官養成も養成校が担うことが政府の意向であるため、今後は書記官養成も視野に入れていく所存です。

養成校の発展と充実のためには、もちろん、私たちの自助努力が必要ですが、ドナーの支援が必要であり、日本の支援を是非ともお願いしたいと思います。

(田内法総研国際協力部長)

民法及び民事訴訟法草案が完成し、近い将来、法律としての成立が見込まれている上、司法官職養成校が開校して1年が経過した現在は、日本が支援を始めるにはよいタイミングと考えます。法務総合研究所としては、カンボジアにおいて、新民法及び新民事訴訟法を運用し得る人材の養成に協力したいと考えており、三澤教官に引き続き関根教官をカンボジアに派遣する予定にしております。その後も、必要に応じて教官を数箇月単位で短期専門家として派遣することを検討しております。

また、最高裁や日弁連とも前向きに協力したいと考えており、これら三機関が一致協力できるのは法整備分野ならでのことであると思いますので、他機関との協力体制を整えるとともに、JICAの御協力を得てカンボジアを支援していきたいと考えております。

質疑応答

(日本側から質問)

それでは、プロジェクトに関し、養成校の皆さんからいろいろとお伺いしたいと思います。養成校では2003年11月から7月までの間、第1期生55名を受け入れて前期研修を行ってこられました。この研修における講義等の教育内容及び学校運営の双方に関し、どのような課題があるのでしょうか。また、それら課題について養成校としてはどのような対応策を考えておられるのか、日本に対してどのような支援を希望するかについてもお聞かせください。

(カンボジア側から回答)

まず、研修生の教育の概要を説明いたします。1期生55名は、将来、裁判官又は検察官になるべき者であり、その研修期間は2年間です。研修は、裁判実務に関する講義中心の前期研修(8か月間)、地方の裁判所における実務研修(12か月間)、専門的な業務に関する後期研修と任命・配属に関する卒業試験(合計4か月間)の三段階に分けられます。なお、実務研修中は、2週間ずつ2回にわたり、養成校に戻り、集合研修を行います。研

修生の任官については、司法官職高等評議会が人事権を有しておりますが、養成校が評議会に対し、任命や配属に必要な情報を提供いたします。

養成校が抱える問題点の一つは、常勤教官がいないことです。12名からなる教官委員会を設置し、ヒー・ソピア教官、ユー・ブンレン教官、ペン・ピッサリー教官はその委員ですが、教官は、司法省サブコミッティ委員、大学講師等の業務も行っているため、大変忙しいのです。そのため、各教官の時間調整が難しく、適正な順序で講義を実施できないのが現状です。また、教官を集めているいろいろと協議したいのですが、皆忙しいのでこれも困難です。そこで、解決策として、卒業した1期生の中から3～5名、更に2期生の中からも3～5名を選抜し、養成校の常任教官とすることを検討しております。

また、教官のレベル向上のため、外国人講師にトレーナーズ・トレーニングを依頼しており、これまでに5回実施しました。さらに、前期研修では、延べ39名の外国人講師に、研修生に対する講義をお願いし、各国の法制度等を紹介していただきました。カンボジア法制度についてはカンボジア人教官が講義を行っています。このように外国人講師に頼った状態は自立発展性の面から望ましくないことは承知しており、将来的には、教官を養成するグループを設置し、お互いにレベル向上を図れるようにしたいと思っております。

なお、研修生の受入れは2年に1度であり、各期の人数は、司法省及び司法官職高等評議会が裁判官・検察官の必要数に応じて決定いたします。

(質問)

教官の不足の原因は、教官に値する人材がいないことでしょうか。それとも予算上の問題でしょうか。

(回答)

養成校教官の条件は、法学士であること、高い倫理観と能力、豊富な経験を備えていることです。常勤教官になりたがる者がほとんどいないのが現状です。

(質問)

先ほど外国人講師の講義について説明されましたが、それは国際援助として行われているのでしょうか。

(回答)

はい、国際協力の一環として実施しています。

外国人講師はレジユメを準備してくれますが、カンボジア教官は時間の問題もあり、準備する者とそうでない者とがおります。

(質問)

教材準備等、講義の実施面での問題はお有りでしょうか。

(回答)

養成校では、原則として講義を担当する教官がそのレジユメを作成することとしております。ところが、今、説明しましたとおり、カンボジア人教官の中には時間がないためにレジユメを準備しない者がおります。

(質問)

次に、現職裁判官及び検察官の継続教育の内容やその課題についてお伺いします。

(回答)

それは研修生に対する教育よりも困難です。なぜなら、現職裁判官の能力が均一ではないので、一つのクラスで受講させることが適当ではないからです。また、長期間にわたる研修を希望する者もいれば、2週間程度の研修でよいという者もありますが、裁判官としての業務との兼ね合いから研修期間の設定も難しい問題です。さらに、適当な教官がいらないという問題もあります。教官の問題については、フランス人専門家から、カンボジア人教官が講義した方がよいと助言を受けました。

これまで2週間の研修を3回実施したにすぎませんが、今後改善して各裁判所にふさわしい人材を育てたいと考えております。

(質問)

教官不足の問題についてですが、現職裁判官及び検察官から将来の教官を任命するという方策は考えられないのでしょうか。

(回答)

現職裁判官及び検察官は教官となることを希望しませんので、研修生の中から任命する方が実現の可能性が高いと考えています。この点に関し、フランス人専門家からは、教官は、裁判官としての業務と教官としての業務を半々で行うのがよいとの助言を受けました。

(質問)

その助言は、どのような理由に基づくのでしょうか。

(回答)

裁判官としての実務にも継続的に従事すべきという考えからです。

(質問)

なぜ、現職裁判官や検察官は、養成校の常勤教官となることを好まないのでしょうか。

(回答)

それには多くの理由があります。カンボジアの復興が始まったころの裁判官数は50名程度でした。その後、裁判官に任命された者の多くは留学経験者でした。したがって、現職裁判官は裁判実務を知っていても教官としてのノウハウがなく、教材を作成できないのです。また、司法官職養成校の設置後も、教材作成に関する十分な指導を受けておりません。フランスのボルドー校や日本から若干の指導や支援を受けていますが、教材作成は短期間でできるものではなく、法曹養成のための充実した教材であればなおさらです。また、新たに教官を任命するための予算が不足しているのも事実ですし、地方に住んでいる裁判官がプノンペンの養成校で教官になろうとすれば、住居や家族等の問題が発生します。

ところで、養成校は多くの問題を抱えています。現在、約200名の現職裁判官及び検察官が継続教育を受けておりません。養成校第1期生55名が任官しても、今後、定年制度が導入されれば内戦前からの裁判官の多くが退職するでしょうから、今後も裁判官の不足は続くでしょう。したがって、1期当たり55名では少なく、もっと多くを入学させる

べきです。ところが、裁判官の待遇が充実されなければ、裁判官を目指して養成校に入学する者がいなくなるおそれがあります。さらに、入学者を増やそうにも設備の問題があります。現在、養成校は行政官養成校の敷地建物を分けてもらっており、教室が不足し、模擬法廷もありません。

次に、日本が支援してくださった民法及び民事訴訟法草案は、カンボジアの法律家にとって非常に新しいものです。ですから、1期生が卒業後すぐに両法を運用できるか否か疑問です。現在、日本人専門家とともに定期的に地方を巡回し、新民事訴訟法に関する2日間のセミナーを実施していますが、概略を説明するにとどまっております、実務的事項まで深くは教えられていません。現職裁判官及び検察官に対しても新法に関する本格的な研修が必要であり、定期的に養成校に集めて研修を行うべきと思います。

さらに、新民事訴訟法の施行に伴い書記官や執行官の養成も必要であり、日本の法務省の協力を得たいと考えております。

私は司法省の起草ワーキンググループのメンバーとして、最初の段階から両草案の起草にかかわってまいりました。それでも私自身、新民事訴訟法を100パーセント運用できるかと問われると不安なのです。ですから、養成校の教官を育成するために、日本の学者の先生方や専門家に是非とも講義をお願いしたいのです。

(質問)

養成校には多くのドナーがいると聞いておりますが、ドナー間の調整はどのようになっているのでしょうか。

(回答)

海外から来ていただく外国人講師には一般的な法知識やコモンロー制度、知的財産権等に関する講義、裁判官倫理、裁判所運営等、万国共通の事項に関する講義をお願いし、カンボジア国内で活動するドナーの講師にはカンボジア法を教えていただくようお願いしています。

校長と秘書役のスタッフ2名がドナー間調整を担当し、提携するフランス司法学院との折衝を行っておりますが、確かにドナー間調整は難しい問題です。

(質問)

養成校として、JICAに対しどのような協力を期待しておられますか。

(回答)

カリキュラムの策定や教材の作成、そして教官の派遣をお願いしたいと思います。さらに、養成校では実務研修中に研修生を海外に派遣することを考えており、既にオーストラリアとフランスに4～5名の研修生を受け入れていただいています。そこで、日本の裁判所でも研修生を受け入れていただけないでしょうか。以前、この件に関して三澤教官に相談したところ、言語の問題等から難しいとの意見を頂いたのですが、受入れを認めていただければ幸いです。

(日本側から JICA の支援方針について説明)

ここで JICA の支援哲学について御説明いたします。JICA は、援助国の自立発展能力の

向上を支援することが目標であり、養成校支援においても、カンボジア人教官がカリキュラムや教材を作成できるよう支援するものであり、これら教官の業務を代替するものではありません。JICA としては、養成校が、中長期的にその組織的メカニズムを構築し、自ら発展していくことが重要と考えております。そこで、今後の協力内容については、このような理念に基づき、JICA カンボジア事務所とも協議の上、検討する所存です。

(日本側から意見)

日本は1873年にフランスからボアソナードを招へいし、フランス法を取り入れました。日本人はそれを持続発展させようと努力しましたが、法制度が整備されるまで20年を要したのです。つまり、法制度の確立は一朝一夕には困難ですが、カンボジアが自立発展と組織的体制の構築を目指し、将来的にはカンボジア人教官が自国の法制度を研修生に教えるようにしなければならないと思います。

今後の進め方としては、JICA とカンボジア側とが支援の内容を十分に協議して明らかにし、プロジェクト形成の段取りや予定を立てていただくのが効率的と思われます。また、カンボジア側でも、日本の司法研修所の民事裁判教官室のような、カリキュラムや教材を作成するためのグループを形成し、日本のインプットを受け入れる体制を整えていただくようお願いいたします。

(カンボジア側から意見)

現在、カンボジアでは裁判官が不足しており、法律的素養がないのに裁判官に任命された者もおります。つまり、現職の裁判官や検察官が養成校教官になることに躊躇するのは、自分たちが養成校のような教育機関で教育を受けた経験がないため、教え方が分からず不安だからなのです。

これまで民法及び民事訴訟法草案に関し、頻繁に協議を重ねてまいりましたが、条文解釈は難しく、今でも日本の先生方に質問して教えていただくことが度々です。つまり、私たちにも自ら努力したい思いはありますが、なお支援を要するのが現状なのです。両草案はカンボジアの社会事情に合わせて作成されていますが、日本法の影響を受けています。永続的に支援を求めるという意味ではなく、カンボジアが自立するまでは支援をお願いしたいのです。

養成校は人材不足に加え、設備や予算も不足しているため学生の数を増やせないという課題を抱えております。しかしながら、法曹養成が立ち後れると社会に不公平をもたらしてしまうでしょう。両草案の施行を成功させるため、是非とも人材育成に対する支援をお願いいたします。

(カンボジア側から質問)

JICA には、養成校における民事裁判教育に関し、講師、教材、設備をセットで支援していただけるとよいと思います。その際、日本人講師の報酬や教材作成費、設備予算も含めていただければなおよいと思います。この場で JICA の支援内容を示していただくことは可能でしょうか。

(日本側から回答)

この場で直ちに支援内容を定めることはできませんが、JICAにおける短期的取組及び中長期的取組については、現地事務所とも十分に協議の上、プロジェクトの枠組みや内容を確定させる予定にしております。

本日は、長時間にわたり、積極的に御意見をいただきありがとうございました。

法務総合研究所国際協力部における意見交換

日 時：平成16年9月13日午前11時30分～午後5時

場 所：大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

出席者：(カンボジア側)

キム・サタヴィ	王立司法官職養成校校長
ヒー・ソピア	同校教官（司法省次官）
クラン・チェイレピー・トニー	同校理事（閣僚評議会事務局次官補）
ソム・セレイヴット	同校教官（最高裁判所判事）
ユー・ブンレン	同校教官（控訴裁判所判事）
ヴァン・パン	同校教務部長
ペン・ピッサリー	同校教官（裁判官／司法省国際協力部次長）

（日本側）

井関正裕	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士
小原正敏	大阪弁護士会副会長
田内正宏	法務省法務総合研究所国際協力部長
工藤恭裕	同部教官
丸山 毅	同部教官
関根澄子	同部教官
三澤あずみ	同部教官（司会）
伊藤 隆	同部教官

（司会：三澤あずみ教官）

本日は初対面の方もおいでになりますので、意見交換に先立ち皆様からそれぞれ簡単な自己紹介を頂きたいと思います。

（日本側の自己紹介は省略）

（司会）

どうもありがとうございました。次にカンボジア王国王立司法官職養成校の皆様から自己紹介を頂きたいと思います。その際、教官の皆様は、御自分が担当する科目についても簡単に触れていただければ幸いです。では、サタヴィさんからお願いいたします。

（キム・サタヴィ）

田内部長を始め国際協力部の皆様、こんにちは。私は、現在、王立司法官職養成校校長ですが、元は裁判官でございます。養成校では教えておりませんが、今までに法学部等で教えたことがあります。今回の研修では、暖かく受け入れていただくとともに、準備の整った研修内容を用意して下さり、ありがとうございました。

(ヒー・ソピア)

私はヒー・ソピアと申します。司法省次官でございます。私は1993年からカンダル州裁判所長を務め、1999年から民法・民事訴訟法起草ワーキンググループのメンバーとなり、研修のため度々来日いたしました。

私は、1994年からは、夜間、カンボジア国立大学法学部で教鞭をとり、1996年からは私立大学でも教えております。また、カンボジアの弁護士養成校でも教えており、司法官職養成校の設立後は、そこでも刑法と刑事訴訟法を教えております。カンボジアでは法律の講師が不足しておりますので、私は刑法を教えたり、民法を教えたり、様々です。

私が司法省次官になったのは本年7月15日であり、ユー・ブンレン控訴裁判所判事、イ・ダン司法省次官、モン・モニチャリヤ最高裁判所判事の協力を得ながら、民法・民事訴訟法草案に関する国会答弁を担当しております。

今回、私は司法省次官としてではなく、養成校教官として日本に参りました。

(クラン・チェイレピー・トニー)

皆様、こんにちは。私はトニーと申します。私たちを暖かく受け入れてくださってありがとうございます。私は以前フランスに住んでおり、そのころ法律を専攻しました。1993年にカンボジアに帰国し、以後、閣僚評議会で勤務し、最近、閣僚評議会事務局次官補に就任しました。

(ソム・セレイヴット)

私はソム・セレイヴットと申します。1988年にカンボジア最高裁判所判事に就任いたしました。また、最高裁判所の判例集作成のメンバーでもあります。私は1993年から94年までの1年間、フランス司法学院で研修を受けたことがございます。

私は、自ら希望して司法官職養成校の教官となりましたが、教えた経験がありませんので、フランスでの1年間の研修や今回の研修で、教官としての心得を知ることができました。養成校では裁判官の役割と判決起案を教えております。

(ユー・ブンレン)

ユー・ブンレンと申します。1986年に大学の法学部を卒業した後、司法省職員になり、93年に控訴裁判所判事に就任しました。日本にまいりましたのは、今回で7回目であり、最初の来日は1996年でした。しかし、大阪に来たのは今回が初めてでございます。

私が司法省に入省した当時は、法律を教えられる者がほとんどおりませんでしたから、私は、入省後間もなくして教える立場になりました。私は、行政官養成校でも民法及び民事訴訟法を教えており、司法官職養成校と大学の法学部でも同じ科目を教えております。養成校では、特に家族法を教えております。

(ヴァン・パン)

私はヴァン・パンと申します。1992年に最高裁判所判事に就任し、1994年、生まれ故郷であるカンポット州裁判所判事となりました。1995年から21か月間、フランスの国立司法学院に留学生として派遣されました。帰国後、2004年までカンポット州裁判所判事を務め、現在は、養成校の教務部長でございます。

(ペン・ピッサリー)

ペン・ピッサリーと申します。1985年、司法省に入省し、8年間ほどモスクワで勉強いたしました。2002年、JICAの留学生支援事業により名古屋大学に留学する機会を得ました。帰国後、裁判官に任用され、民法・民事訴訟法起草ワーキンググループのメンバーとなりました。現在、私は司法省国際協力部次長であるとともに、養成校教官として民事訴訟法草案、特に第一審手続を教えています。その他、私立大学法学部でも民法及び民事訴訟法を教えております。

質疑応答

(司会)

それではサタヴィ校長のプレゼンテーションに対する質疑応答と意見交換を始めます。整理のため、議論を養成校の運営面と教育内容の二つに分けたいと思います。両方にまたがる事柄もございましょうから、厳格に分ける意図ではございません。午前中は12時30分までなので、あまり時間がありませんが、サタヴィさんから運営面についての的確なプレゼンテーションを頂きましたので、これに関し、御質問や御意見を頂きたいと思ます。

(日本側から質問)

研修生の進路についての質問です。第1期生55名の中には裁判官になる者と検察官になる者が混ざっていると考えてよろしいでしょうか。

(回答)

そのとおりです。

(質問)

両者はいつの時点で分けられるのでしょうか。

(回答)

研修生の進路は、卒業時に何名の裁判官と検察官が必要とされるかによります。おそらく後期研修時になると思いますが、司法官職高等評議会が、研修生の能力や意思を尊重しつつ、裁判官と検察官をそれぞれ任命します。

(質問)

プレゼンテーションを拝聴し、皆さんが、養成校を立ち上げの困難な時期に、情熱をもって継続的に対処されていることがよく分かりました。

養成校の運営につき全般的な質問があります。養成校には多くのドナーが入っているようであり、日本が支援するとすれば、他のドナーと協力したり、意見交換したりしながら実施しなければならないと思います。そこで、養成校は、日本に対し、運営面に関してどのような期待をしておられるのでしょうか。特に、今回の研修で司法研修所を訪問されて、日本の長所はどの点にあるとお考えでしょうか。

(回答)

カンボジア政府は、養成校を設立するに当たって十分な予算を捻出できず大変悩みまし

た。ですから、そもそも養成校はドナーがいなければ成り立たないのです。家族がそれぞれの病気を正直に打ち明けるように、私は、皆様に養成校の状況を率直にお話しようと思えます。

まず、養成校にとっては、フランスが最初の、そして最大のドナーであり、設備費や人件費等の一部につき支援を受けています。そのほか、UNDPからは教官養成セミナーに関する教官の交通費と報酬、教材作成費の支援を受けています。JICAからは三澤教官の派遣のほか、印刷した民法・民事訴訟法草案の寄付を受けました。養成校には多くのドナーがおりますが、これまでその調整について大きな問題は起きていません。養成校の運営に当たっては理事会が権限を持っておりますから、養成校の方針を決定するのは理事会であってドナーではありませんし、ドナーが私たちに代わって養成校の仕事を行うことはありません。日本との協力関係も同じです。

司法研修所を訪問しての感想ですが、全体的に大変素晴らしいと感じました。私は、日本の法律家は知識が深く能力が高いという印象を持っています。司法研修所の詳細なプログラムは存じませんが、そのような素晴らしい法律家を養成できるということは、司法研修所の教育内容が素晴らしいからだと思えます。そして、技術的な事柄ではありませんが、私たちが司法研修所を訪問したときは休憩時間であり、修習生の皆さんは外で休憩しておられましたが、その様子が大変秩序正しいと感じました。1, 200人もの修習生がいるそうですが、それが全く混乱しておらず、素晴らしいと思えます。

(昼食休憩の後、再開)

(司会)

午後の意見交換を開始いたします。午前中に引き続き養成校の運営面について、会場の皆様から、御質問や御意見を頂きたいと思えます。それに先だって、参考までに、先週 JICA 本部で実施した協議の概要を御紹介します。

(JICA 本部における協議の概要を紹介～省略)

(日本側から意見)

支援の在り方につき私の感じたことを申し上げます。

まず、日本に何ができるか、あるいは何のために日本が支援を行うのかを考えた上で支援内容を組み立てていくべきだと思います。JICA 本部との協議で説明があったかもしれませんが、JICA 専門家を経験した立場から申しますと、JICA は財政のみの支援は行いません。何かしらの支援活動が計画され、JICA がそれを意味あるものと認めれば予算が付くという仕組みです。この決定権は法務総合研究所ではなく、JICA にあります。

この観点からすると、カンボジアにおいて日本が最も得意とするものは、民法及び民事訴訟法の教育に関する分野の支援ではないでしょうか。日本の学者の先生方等の協力も得て、民法及び民事訴訟法についてどのようなカリキュラムで教育していくのか、そのカリ

キュラムに基づけばどのような教材が必要になるのか、そのためにはどのような資料が必要か、それらをだれが作成し、だれが教えるかという事柄について支援計画を作成するのがベストだと思います。これは私の個人的な印象にすぎませんが、こういう方法で進めることについて何か問題があれば、カンボジアの皆さんに教えていただきたいですし、日本側からもほかの御意見を頂きたいと思います。

(司会)

今の点について、実際に民事を教えておられる教官の方々の御意見をお聞かせください。

(カンボジア側から意見)

御意見に賛成です。現在、カンボジアでは、民法及び民事訴訟法に関する古い法令を使っております。1979年にポル・ポト政権が崩壊した後、新しい法律ができましたが、その数は多くありません。日本の支援により起草された民法及び民事訴訟法草案ははまだ成立しておらず、成立までにはいくつかの条文の修正が必要です。

ところで、養成校は新しい学校であり、校長にとっても教官にとっても初めての経験であるため、多くの課題があります。その一つは、カンボジアの法学部生の能力と日本の法学部生の能力は大変違っており、現在の養成校研修生の中には民法及び民事訴訟法を理解していない者がいることです。つまり、同じように大学を卒業して試験を受け、養成校に入っているにもかかわらず、研修生の能力がまちまちなのです。

私の考えでは、研修生の時期に新民法と新民事訴訟法をしっかり学ばせるべきです。教官は、彼らが卒業して裁判官に任官したときに、実際の事案について、どのような事実を認定して、どの条文を適用すべきかをしっかり教えるべきです。現在のカリキュラムでは、時間数は多いのですが、内容が充実しておりません。特に、民法及び民事訴訟法草案を十分に教えられておりません。2期生からは、カリキュラムや時間割を作り直し、民法及び民事訴訟法の教育内容を充実させるべきです。ただ、新民事訴訟法の実務については、私たち起草ワーキンググループのメンバーも完全に理解してはいないという問題があります。

また、研修生だけではなく現職の裁判官と検察官にも新民法と新民事訴訟法を理解させなければなりません。両教育を計画的に実施しなければ、両者のバランスが崩れてしまうでしょう。そして、現職裁判官に両法の内容を教え込むには、計画的な研修が必要です。つまり、養成校を卒業して任官した後も、段階的に養成校に戻して新民法と新民事訴訟法に関する研修を行うのです。

そのためには教材を作成しなければなりません。今から教材作成に取り掛からなければ2期生の授業には間に合わないと思います。それに研修生に渡す教材だけでなく、教官用の参考資料も必要だと思います。参考資料があれば、新任教官であっても教えるべき内容を理解できるからです。そして、これから裁判官、検察官になる研修生のための教材に加えて現職裁判官のための教材も必要であり、これらを作成するためのワーキンググループを設置して日本の専門家と協力しながら作業するのがベストだと思います。

次に教授法についてですが、経験豊富なベテラン教官であれば、一人で授業内容を組み立てることができますが、経験の浅い教官や新任教官に対しては、日本の先生方がバックアップしたり、日本人専門家が研修生に直接教えたりしていただきたいのです。なお、現

職裁判官の継続教育については、二つ程度のレベルに分けた方がよいと思います。正直に申し上げますと、カンボジアの最高裁判所の裁判官は高齢である上、旧法の運用に相当慣れているので、若い裁判官に対するのと同じように、新民法や新民事訴訟法を教えることは難しいと思います。

今、申し上げたことの実現には技術が必要ですし、予算も掛かります。例えば、研修生の手当ではそれほど多くありませんから、研修生に教材購入費を支払わせたのでは負担になります。このような予算上の問題があります。

校長のプレゼンテーションの中で、1期生のうち優秀で意欲のある者を教官として養成したいという話がありました。付け加えれば国内で勉強させるだけでなく、海外でしっかり勉強させていただきたいと思います。

(日本側から質問)

関連して2点伺いたいと思います。一点目は、難しい質問かもしれませんが、新民法と新民事訴訟法の施行はいつごろでしょうか。つまり両法の施行に備えて裁判官等の教育に充てられる時間的余裕はどれくらいでしょうか。

二つ目の質問ですが、教材作成のためのワーキンググループを設置するというカンボジア側の御意見はそのとおりだと思いますが、現在の教官の皆さんは、それぞれ別に御自分の仕事を持っていて非常に忙しいと伺っています。しかも起草ワーキンググループに入っている方もいる。そういう状況で、教材作成ワーキンググループのメンバーになり得る方がどの程度見込まれるのかという点です。

(カンボジア側から回答)

一つ目の御質問ですが、国の計画では、両法案は2005年末に成立する予定です。ただ、先日、私たちが民法部会の先生から伺ったところ、JICA、ADB及び世界銀行で民法草案と土地法に関して調整した結果、民法草案のいくつかの条文が修正されることになったそうです。そうすると、審議済みの部分をもう一度審議しなければなりませんので、計画よりも2～3か月は長くなるのではないのでしょうか。

(カンボジア側から回答)

現在、両法案は閣僚評議会に提出され、既に民事訴訟法案の審議が終了し、民法は約800条が審議を終えました。民法部会の先生方からは、本年11月ころ、民法草案の修正案骨子が完成すると聞いております。なお、附属法令・制度の整備との関係で、適用は施行より1年遅れることになります。

第2期生は2005年11月に入学しますので、そのときに新民法と新民事訴訟法を教えることができればよいと考えております。新民法と新民事訴訟法ができなければ、養成校では現行法しか教えることができませんので、私の考えでは、第2期生からは両方を教えるべきだと思います。

次にワーキンググループについて申し上げます。確かに今までは私たちのような一部の者が、多くの委員会やワーキンググループのメンバーになっていますが、私たちしかできないという状況は望ましくなく、新しいメンバーを募って育てていきたいと思います。ペン・ピッサリーさんのような若手の裁判官や検察官が20～30名ほどおりますから、私

の考えでは、そのうちプノンペン近郊に住んでいて意欲のある者をメンバーにすればよいと思います。校長の考えにもよりますが、校長が彼らを司法高等官職評議会に推薦すれば、何らかの省令で彼らをメンバーとすることができるでしょう。ワーキンググループの構成については、校長の意見も聞きたいと思います。

(カンボジア側から回答)

教材に関して幾つか申し上げたいことがあります。養成校研修生が民法及び民事訴訟法を学ぶことについて、成立していない草案段階のものを教えるべきではないとの意見もありますが、私はやむを得ないと思います。草案であってもこれらを教えなければなりませんし、草案を一部修正して法律として成立するのであれば、そのとき新たに対応することになるでしょう。JICA に支援していただいて、教材の作成や養成校での教育について考えていきたいと思います。

(司会)

先ほどの質問に関し、付け加えて説明いたします。カンボジア民法・民事訴訟法草案においては、施行期日のほかに適用期日という概念が設けられており、両法が実際の事案に適用されるのは施行後1年とされています。したがって、現在のスケジュールでは2005年末に両法案が成立した場合、両法が実際に適用されるのはその1年後である2006年末になります。カンボジアでは、施行日を法律で自由に定めることができないため、このような方策がとられています。

(日本側から意見)

私たちとしては、日本が起草に協力した民法及び民事訴訟法草案に基づいて養成校に対する支援を実施したいと考えており、この点については日本とカンボジアの考えは一致しております。その支援の一環として充実したカリキュラムを策定し、それに基づいて教材を作成することについても日・カの考えは一致しております。さらに、民法及び民事訴訟法草案についての講義内容も考えていかなければならないと思います。

JICA 本部との協議の際にも話題となりましたが、カンボジア人教官の方々が両法を教えることが最も望ましく、将来的にはカンボジア人教官が育っていくことを目標とする。JICA では、他の国において、カリキュラムやシラバス、教材の作成を支援しておりますので、カンボジアにおいても同様の支援は可能であると思います。ただ、教材にしろ、カリキュラムにしろ、作成には時間がかかりますが、それほど多くの時間的余裕はありませんので、効率的に進めることが重要でしょう。

次に、司法研修所での講義にあったように、日本の司法研修所では民事裁判を担当する教官が民事裁判教官室というグループを作り、そのグループの協議、つまり教官会議でカリキュラムや教材を作成しています。大体、前年度のうちに翌年のカリキュラムを教官会議で採択しています。ですから、私の希望としては、カンボジアにおける民事裁判教育についても、民事を担当する教官の合議によってカリキュラムや教材を作成してほしいのです。これは、知恵を集めるという意味でも大切ですし、民事科目全体の整合性をとる上でも重要だろうと思います。これらの作業をするための民事裁判担当教官のワーキンググループを設置することが必要でしょう。ただ、そのワーキンググループと起草ワーキンググ

ループのメンバーが全く重なっていて、かつ少人数となると、時間的に厳しくなりかねないという懸念があります。また、次世代の教官を育てるためにも固定された少人数のワーキンググループでは不十分だと思います。この点は JICA としても、支援を開始しても、カンボジア側ワーキンググループが少人数で多忙であれば、日本側の投入を十分に受け止められないのではないかという懸念を持っていると思います。したがって、日本が養成校に支援を実施するに際しては、充実した受入体制を作っていただきたいと思います。

次に、教材については、日本側は、民事訴訟の進め方や判決の書き方などに関する教材、判決起案演習のための事例集の作成を考えておりますが、カンボジア側からも具体的な要請を頂き、協議を経て合意を形成しないことには、JICA も支援対象を決められません。できるだけ早く具体的な合意を形成したいと思います。

(休憩の後、再開)

(司会)

教材やカリキュラムの在り方、ワーキンググループや教材作成の在り方について御意見を頂きました。そこで、この点について、更に意見交換を続けたいと思います。

(日本側から意見)

日本の司法研修所でも、実際に教壇に立つ人、つまり教官が、教えるべき内容を踏まえて教材を作成しています。ですから、養成校の教官の皆さんがワーキンググループに関与し、何を、どういう順序で教えるかを協議しながらカリキュラムを作成し、それを実現するためにどのような教材が必要かを協議しながら作成することがよいと思います。もちろん、その過程で日本の専門家の助言が必要でしょうし、それについては日本側も様々なやり方を考えています。大切なことは、カンボジア人教官の皆さんにとって、継続的な使用に堪えるような教材を作成することだと思います。今の時期は、教官の皆さんが1期生に教えた直後であり、改善のアイデアをそれぞれ持っていらっしゃると思います。そのアイデアを活かすためにも教官の皆さんに関与していただくことが重要でしょう。

一方、現在の教官だけでは人数が少なく、しかもお忙しいので負担が大きいというのも事実だと思います。先ほど司法官職養成校の教官がおっしゃっていたように、若手の裁判官や検察官をメンバーとして迎え、一緒に作業するのも一つのアイデアだと思います。また、第1期生の中から教官を任命することも一策だと思います。ワーキンググループの在り方については幾つかの方法が考えられますので、その中でどれが現実的かについて議論する必要があると思います。カリキュラムの在り方や作成すべき教材、ワーキンググループの構成について具体的なお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

(司会)

非公式なアイデアで構いませんので、案がお有りでしたら教えてください。

(カンボジア側から意見)

ワーキンググループに関しては、三澤教官がカンボジアにおられたときにも話し合い、そのメンバーや役割について日本側のお考えに異議はありません。ワーキンググループに

若手の裁判官や検察官を入れることについても賛成です。

(カンボジア側から意見)

私は民法及び民事訴訟法草案起草ワーキンググループのメンバーではなく、ワーキンググループというものに参加したことはありません。しかし、両草案に高い関心を寄せており、両草案の審議状況について同僚等から情報収集したり、特に、民法草案については何度か目を通したりしております。個人的には両草案とも素晴らしいと思いますので、必ず成立することを願っています。

ところで、私が最も心配するのは、民事訴訟法草案です。カンボジアにとって新しい方式が採用されますので、高齢の最高裁判事は理解できるでしょうか。また、どのようにすれば養成校研修生に十分に理解させられるでしょうか。新民事訴訟法を実際に運用するのは大変難しいと思います。現在、新民事訴訟法を理解している人は大変限られており、将来、運用するには人数が不足しています。ですから、養成校は、新民事訴訟法について、現職の裁判官に研修させることも必要ですし、研修生に対しても教えるべきです。それは一時的なものではなく、時間をかけて徐々に理解させる必要があると思います。

先ほど説明があったように、両草案が法律として成立するのは2005年末で、実際に運用されるのは2006年末です。養成校の教官にとって、この1年間に現職裁判官、検察官及び養成校研修生に新民事訴訟法の内容を教えるのは大変な負担です。私たち教官の中にも、新民事訴訟法を十分に理解していない者がいますので、どうやって教えたらいいのか分からないのです。また、民法及び民事訴訟法起草ワーキンググループのメンバーであっても、実務において新法を適用した経験がありませんから、教えるにも限界があります。

したがって、実務経験の豊富な日本の裁判官が講師となり、カンボジアの裁判官に民事裁判の実務を教えていただきたい。また、養成校の研修生に対しても、日本の裁判官が教えていただければ心強いと思います。一般的に、カンボジア人はカンボジア人教官よりも外国人教官を高く評価します。こう申し上げると一部の教官に不快感を与えるかもしれませんが、これが事実です。さらに、両草案の内容だけではなく、判決の書き方も教えていただきたいと思います。

ところで、私は、先生方が、カンボジアで開催された新民事訴訟法に関するセミナーに参加したことがあります。そのセミナーは期間が限られていたため、先生方は、早いペースで講義をされました。そのため、私も含めて完全に理解できなかった者がおりました。そこで、日本の先生方が、カンボジアで私たち裁判官に教えてくださるときに、事例を使っただけであれば、更に理解しやすいと思います。私たちが養成校で教えるときも、そのようにしております。

養成校のワーキンググループの設立については、私は全面的に賛成です。

(カンボジア側から意見)

教材作成等については、先輩裁判官が多く意見を述べましたので、私はそれについてではなく、自分の経験に基づく問題点についてお話しします。

私が養成校で教えている民事訴訟法草案は、現職裁判官や検察官にとっても養成校研修

生にとっても、新しく、難しいものです。カンボジアの養成校の研修生は、日本の司法修習生とは異なり、まず、法律の条文解釈や理論に関する講義が必要です。ところが、私は、裁判官としての実務経験がありませんので、実例を使って教えることが難しいのです。

私は、養成校において、最初、条文解釈を中心に20～30時間の講義を行いました。研修生はあまり理解していないようでした。そこで、当時、カンボジアにおられた三澤教官と相談し、日本の司法研修所のビデオを見せながら、その中で取り扱われた事例の手続の一つ一つを説明すると、研修生は大変興味を持ったようでした。この方が関心をひくようです。そこで、私は、今では若干の説明をした後、実例を使って更に説明するという方法で講義を行っていますが、先ほど言いましたとおり、私にとっては実例を作ることが難しいのです。

そこで、先輩教官が、担当している事件の中から幾つかを選び、日本の専門家と相談しながら、それを利用して作成した教材を使って研修生に教えることがよいと思います。この方法は研修生が理解しやすいだけでなく、私のような新米教官にとっても勉強になるのです。

(日本側から意見)

新民法及び新民事訴訟法に関連して差し当たり急ぐのは、現職裁判官に対する新民事訴訟法の教育活動ではないかと思えます。その理由は、裁判官の訴訟指揮や判決は法律に基づかなければなりませんから、訴訟法が変わりますと、これらも一つ一つ変更される可能性があります。その負担は研修生よりも一層切実だからです。また、成立するであろう新民事訴訟法は、現行法から相当に変わっており、現行の運用を少し変えて新しい法律に適用させることができません。新民事訴訟法を十分理解した上で、裁判実務を行わなければなりませんので、差し当たり2005年に成立するとなると、養成校は、その後1年間をかけて、現職裁判官に新民事訴訟法を理解していただく努力をする必要があるのではないのでしょうか。

(司会)

現職裁判官・検察官の教育について御意見を頂きました。現在、養成校には継続教育に関する研修計画があるのでしょうか。

(カンボジア側から回答)

ワーキンググループの役割は、新民法及び新民事訴訟法を教えるためのカリキュラム策定と教材の作成と理解しています。また、関根教官が近々カンボジアにいらっしゃいますので、そのときにワーキンググループを立ち上げたいと思います。ワーキンググループのメンバーとして考えられるのは、第一に民法と民事訴訟法を担当する養成校教官が挙げられ、新メンバーとして、他の裁判官と養成校のファシリテーター(教官助手)が考えられます。ファシリテーターは裁判官ではありませんが、法学修士号を持ち、大学で講師をしております。

次に、養成校は大学法学部ではないので、研修生に民法及び民事訴訟法の内容をすべて完全に覚えさせることは妥当でないと思えます。実務を教えるべきです。大学法学部で両草案の内容を十分に学習できなかった研修生に対しては、多少の時間を割いて補充的に教

えれば十分ではないかと思えます。ただ、民事訴訟法は裁判実務にかかわりますので、養成校において重点的に扱い、時間数を増やした方がよいと思えます。問題は、本来、大学法学部で民法及び民事訴訟法を教育しなければならないところ、現在、未成立であるため、大学では原則程度しか教えられず、養成校で補足的に教えなければならないことです。

また、養成校教官が説明したように、事例を使って教えることに私も賛成です。フランス司法学院でも、事例を使って刑事手続及び民事手続を教えています。

養成校の考えは、できるだけカンボジア人教官が研修生を教え、私たちが解決できない事項のみ外国人教官に教えていただくというものです。ですから、カンボジア人教官の能力を向上させるためにも、是非日本から先生や専門家を派遣し、教官を指導していただきたいのです。それは養成校の継続的運営にもつながりますので、是非そのような支援をお願いしたいと思います。

先ほど日本側から、現職裁判官に対する新民事訴訟法の教育は、研修生に対する教育に比べ、より重要ではないかというお話がありました。カンボジア政府や養成校は、現職の裁判官を重視しないという意味ではありませんが、研修生に対する教育を重視するという方針を持っています。もちろん両方とも大切であり、並行して両者の研修や訓練を実施したいと思っております。

(司会)

これまでカリキュラムや教材作成のためのワーキンググループについて、会場の皆さんから活発な御意見を頂きました。時間が残り少なくなってきましたので、その他の分野も含めて御意見や御質問を頂きたいと思えます。

(日本側から意見)

日本はベトナムでも法曹養成機関に対する支援を実施し、当部でもカリキュラムや教材作成を支援する方向で進めています。ただ、伝統の違いでしょうか、カリキュラムや教材のイメージが、ベトナム人と日本人とで違うことがあります。例えば、カリキュラムというと、日本人は一覧表形式の日程表をイメージしがちなのですが、ベトナム人は枚数の多い分厚いものをイメージするのです。また、日本では司法研修所で使う実務の教科書は比較的ページ数が少ないのですが、ベトナムの法曹養成機関の教科書はページ数が多く、理論とスキルに分けて非常に詳しく作られています。先ほど、作成すべき教材につき具体的に合意することが必要だとの意見がありました。同じく教材といっても違うものをイメージしているかもしれないので、具体的にどのようなものを作るのかを協議し、決める必要があると思えます。

(司会)

今の御意見に関連し、養成校の教官の皆さんの経験に照らし、必要な教材についてのアイデアを教えてください。その教材を直ちに作成するという意味ではなく、それを決める叩き台として挙げていただきたいと思えます。

(カンボジア側から意見)

私が考える教材というのは、ベトナム型のページ数の多いものです。

先ほど校長から、民法と民事訴訟法の学習は、大学の段階で既に終了していると説明が

ありましたが、私の経験では、現時点では、学生に対し新民事訴訟法を十分には教えていないと思います。しかし、だからといって、新民事訴訟法の内容すべてを養成校研修生に教えることは時間的に無理です。研修生には、事例に関し、どのような手続が適用されるかを教える必要があると思います。幸い、新民事訴訟法については、法案の中で、難しい条文に付いてはすべて解釈の注が付いています。ですから現職裁判官でも研修生でも分かりにくい条文については、注を読めば分かります。また、先日の懇談会の際、竹下守夫先生が、民訴法部会の先生方が民事訴訟法の教科書を作ってくださいとおっしゃっていました。そして、新民法の教科書は、ベトナム型の分厚い教材がほしいと思います。それがあれば、研修生は自分で民法を勉強し理解できるでしょう。

もう一つ、教官のための参考資料もあればよいと思います。今回、法務総合研究所の秋山仁美教官の講義において紹介していただいたようなものを支援していただければと思います。

(司会)

終了時間が迫ってまいりましたが、ほかに御意見等お有りでしょうか。

(カンボジア側から意見)

私は現在、刑法と刑事訴訟法を教えており、民法や民事訴訟法は担当ではありませんが、皆さんが大変熱心に議論されていますので、私も自分の考えを申し上げたいと思います。

まず、カンボジアの状況をよく考えていただきたいと思います。カンボジアの法制度は不十分であり、民法に関しては、土地法や政令38号がある程度です。政令38号は、1914年の旧民法に基づいて制定されたものですから、現代のカンボジア社会には合っていないのです。また、カンボジアには民事手続法がなく、通達があるだけです。そのため、裁判官は、慣習や道徳に基づいて事件を処理し、その判断が統一されていません。このような状況を改善するため、司法省とJICAが協力し、現職裁判官に新民事訴訟法の内容を教えるための地方セミナーをこれまで6つの地域で実施してきました。これらのセミナーでは、現職裁判官は少し戸惑ったようでしたが、大変大きな効果がありました。現職裁判官はそれまで争点整理がどういうものか、よく分かっていなかったのですが、セミナー後は、事件処理の際に争点整理を意識するようになりました。法案はまだ成立していませんが、その効果は現れています。

私は、現職裁判官のための別の教科書が必要だと思います。カンボジアには、日本の法科大学院のような制度はなく、大学の法学部を卒業して養成校の試験に合格すれば、養成校研修生となります。ところが、大学教育にも問題があります。というのは、大学の教授や講師の多くは留学経験があり、その留学先の影響によって教える内容や教え方が違うことです。フランスに留学した講師の場合、学生にフランス法の理論を教えますし、社会主義国に留学した講師は社会主義法の理論を教えます。つまり、法学部の卒業生が身につけた法理論は、その学んだ先生によって違うのです。この違いを乗り越えるため、養成校研修生のための教科書は、事例だけではなく法理論を取り入れなければなりません。そして、この理論は、細かいことではなく本質的な法的思考や法原則であるべきです。

(カンボジア側から意見)

私がイメージするカリキュラムは日程表ではなく教育プログラムであり、ベトナム型のものです。また、私が考える教材は、事例を使ったものであることと、一つの事柄について一つの教材であることです。例えば、カンボジアには予審判事の制度がありますが、予審判事の捜査について一つの教材、判決起案について一つの教材といった具合です。また、判決書に関する教材も必要だと思います。

(日本側から意見)

支援の内容については、今後、皆さんと協議する必要があると思いますが、ベトナムの教材がよいと即断するのは、大変語弊があると思います。先ほどの意見は、日本の教材は薄く、ベトナムのは分厚いと言ったにすぎません。ベトナムの教科書は民事と刑事に分類され、それぞれが実体法と手続法に分かれ、各500ページの分量があります。これに対し、日本の司法研修所では、裁判官はどのように訴訟を進め、どのように判決を書くべきかを中心に据えて教育しています。ですから、私たちが養成校を支援する場合、法学部教育をもう一度養成校で繰り返すような方法は適当でなく、新民事訴訟法を基本にし、いかにして制定法の中から要件事実を導き出し、争点を整理して効率的に訴訟を進めていくか、いかに分かりやすく判決を書くかが中心となります。

そして、手続法と実体法を比べますと、手続法の方はスタンダードが決まっておりますし、日本の制度とも共通点を見だしやすいと思います。そこで、まず民事裁判の教育を取り上げたいと考えています。民法も日本が起草支援を行っていますが、これを養成校において、どのように教育するかについては、今後の協議事項になるでしょう。ただ、先に言った理由から、基本的には民事裁判教育が先行すると思います。

カリキュラムやシラバス、教材は、薄いか分厚いかはそれほど問題ではなく、それなりのカリキュラムを作って教える内容を十分に練っておくことが肝要でしょう。

(司会)

そろそろ終了の時間ですので、最後に日本側から、本日のセッションの御感想を頂きたいと思います。

(日本側から感想)

本日は、カンボジアの現状についての充実した御紹介があり、厳しい状況の中で、今後の方針についてカンボジア側が非常な努力をしていらっしゃるがよく分かりました。

(日本側から感想)

本日は非常に有益な議論をありがとうございました。先日、三澤教官の帰国報告を聞き、更に本日の意見交換を聞き、私はこの新しい司法官職養成校に期待されている役割を改めて認識した次第です。特に新民事訴訟法を現職裁判官と研修生に理解してもらうことが、いかに大切であり、かつ難しい仕事であるかということも認識いたしました。先ほど、カンボジア側から現職裁判官向けのセミナーにおいて、初めて裁判官に争点整理についての理解が得られたとの御説明がありました。私はこの新民事訴訟法の規定も大切ですが、それがカンボジアの社会で実際に生起する事案にどのように適用されるかを実務家として考え、その中で新しい裁判のスタイルを作ることが大切だと思います。

その意味で、現実に起き得る生の事実を想定し、これをどのように争点整理するか、判決をどのように書くか、実際の裁判手続をどのように進めるかといった、模擬裁判を含めた研修が、今後、一層重要になってくると思います。その意味で、カンボジアで実際に起きる実例を我々にも教えていただき、どのようなアプローチが可能かについて共同で作業することがますます重要になると思います。このような機会を生かしながら、これからの司法官職養成校のカリキュラムや教材作成に役立てていただきたいと思います。

(司会)

どうもありがとうございます。最後にサタヴィ校長が、皆様に是非御礼を申し上げたいとのことです。

(サタヴィ校長)

今日の意見交換を通じ、皆様に司法官職養成校の現状や直面する問題につき、御理解いただけたと思います。養成校の教育をより優れたものとするために、是非日本の協力をお願いしたいと思います。

(司会)

本日は、お忙しい中、長時間にわたりプレゼンテーションと意見交換に御参加いただきどうもありがとうございました。



意見交換会の様子

カンボジア王国 国民 宗教 国王

王立司法官職養成校
No. 164-04/C S.P.C.

2002～2004年における王立司法官職養成校の活動報告

王立司法官職養成校校長 キム・サタヴィ

1. はじめに

養成校設立の目的及びその基本となる法律

法治社会及び明確な三権分立の要件は強力な司法制度並びに国民からの信頼が不可欠である。したがって、カンボジア王国は、現在懸命に司法制度改革を進めようとしており、国民に正義をもたらすとともに、国民の信頼を得て国の経済の発展を強化することに取り組んでいる。その改革の過程で、王立司法官職養成校が2002年2月5日付けのサブ・デクリーによって設立され、養成校の2つの任務として、新しく採用する裁判官の養成と各州の裁判所及び検察実務に当たっている裁判官並びに検察官の継続教育が挙げられる。

2002年のサブ・デクリーにより設立された養成校は公共行政教育機関としての特徴を持っており、総務等の運営面は閣僚評議会の管轄下に置かれ、予算面は経済・財政省の管轄下に置かれている。養成校の運営組織としては理事会があり、2002年2月5日のサブ・デクリーによって規定されている。

2. 組織体制

2.1 養成校の官職職員

王立司法官職養成校には官職職員として校長1名、教務部長1名及び総務部長1名とその他の官職職員6名の合計9名がおり、総務、事務局、会計、育成及び国際関係を担当している。それ以外は技術的な支援として、フランスからの専門家2人、オーストラリアからのボランティア1人とJICAの代表が1人駐在している。

2.2 育成教官、研修教官と調整官

王立司法官職養成校には13名の育成教官がいるが、全員がほかの仕事も兼務している。教官全員が教育学や教授法の研修を受けている。フランス語のできる育成教官はフランスで教官としての研修を受け、また、フランス語のできない育成教官はカンボディアでの教官としての研修を受けている。さらに、養成校には研修教官（実研修指導教官）が13名おり、全国にある12の研修所（地方裁判所）で教えている。特に、プノンペン地方裁判

所には2名の研修教官がいる。さらに、ファシリテーターが3名おり、教官の仕事のサポートや調査及び資料作成、それに翻訳の仕事を行っている。

3. 裁判官になろうとする学生（研修生）の選抜試験

王立司法官職養成校に入学するために選抜試験を受けなければならない。この選抜試験は1次試験と2次試験からなっている。1次試験は筆記試験であり、応募の学生の能力及び意見の表現力を見るためのものである。2次試験は口答試験であり、学生の考え方、技術的な知識及び口頭陳述力を見るための試験である。応募資格としては法学部卒が必須である。また、省庁や公的機関での仕事の経験が5年以上の応募者には特典として試験点数の10パーセントが加算される。

試験の結果、50名が選抜され、王立司法官職養成校入学が許可される。合格者の決定は筆記試験の点数と口答試験の点数の合計点である。それらの合格者50名の経歴は大学生、弁護士養成校の学生、司法省の職員、書記官及びNGO職員である。さらに、政府が閣僚評議会によって指名した5名の学生を養成校に入学させ、合計55名の学生が1期生となる。

4. 養成プログラム

裁判官になろうとする者は2年間の養成を受けなければならない。この養成期間は3つのステップに分けられる。ステップ1は養成校で8か月間受講し、ステップ2は裁判所での12か月の修習であり、ステップ3は4か月間の専門修習及び任官である。王立司法官職養成校では大学のように法律は教えない。ここで教えられるのは裁判技術、裁判官の仕事、裁判官倫理、司法にかかわる社会の諸問題、外国語及びコンピュータである。裁判所での修習は学生が研修教官の管理下において、裁判所での仕事を見ることができ、また、参加する機会が与えられる。最後のステップは専門研修及び卒業試験になる。

教育プログラムは2つある。新しく選抜される裁判官の初期研修及び既に任官され、各裁判所で実務を行っている裁判官の継続教育である。いずれにしても、この2つのプログラムが相互関係し、調和の取れた2階層教育で、裁判官になろうとする者と既に実務をしている裁判官に対して最大限の効果を上げようとしている。

4.1 裁判官になろうとする者の教育プログラム

裁判官になろうとする者の育成プログラムは今までの知識に新しい知識を積み重ねることは言うまでもない。裁判官になろうとする者は既に実体法及び訴訟法の理論を身に付けているとみなされている。しかし、実務的な知識、特に裁判所での実務手続に関する知識はまだ身に付けていない。そこで、養成校は彼らに対してステップ・バイ・ステップで一般的な知識から始まり、だんだん専門知識に特化した教育を行い、つまり最初は広く、だんだん専門的に絞るという三角形の形で教育をしていく。ということは、裁判官になろうとする者は裁判官の役割の勉強から始まり、民主主義社会での裁判官のアイデンティティ、

裁判官が働いている環境，更には相互関係及び実務を勉強していく。次に，裁判官としては司法の高潔さに直接又は間接的にかかわりのある実体法を習得しなければならない。最後に，裁判官になろうとする者は事件の処理及び手続について勉強しなければならない。

4.2 継続教育プログラム

継続教育プログラムの作成に当たって，王立司法官職養成校は様々な可能性について，高等官職評議会の委員，司法省の高官，最高裁判所の裁判官，高等裁判所の裁判官，特に王立司法官職養成校の教官陣等，法曹界の多くの専門家に意見を伺った。

継続教育プログラムは現在，裁判所又は検察庁で任務を遂行している裁判官，検察官に対して，更に法律の発展や動向及び法律にかかわる諸問題に関する新しい知識を身に付けてもらうことを目的としている。この教育プログラムを通じて，裁判官及び検察官がそれぞれの職場での経験に関する情報や意見を交換し，経験を共有して，さらに，各自治体との裁判所の活動に関する意見交換の場を提供するものである。

5. 養成校の成果

養成校は2003年11月11日に開校され，裁判官になろうとする者を受け入れて養成している。この第1ステップの8か月間の初期において，教育プログラムを4つのモジュールに分けている。モジュール1では，特に，法曹界に関する一般知識を学生に教えている。モジュール2では，裁判所の所在及びその権限について教え，モジュール3では，裁判官の職業における技術を教えている。最後のモジュールであるモジュール4では，裁判官及び検察官の必要としている様々な専門知識を教えている。要約すれば，養成校での育成プログラムは階層プログラムであり，最初は一般教養教育から始まり，だんだん詳細の技術を教え込むようにしている。

この第1ステップにおいて，カンボジア人の多くの教師が協力し，特に豊富な経験を持っている裁判官及び検察官を講師として積極的に登用していただいている。それに外国からの講師計34名による特別な講義もセットされた。ということは，新しく設立された王立司法官職養成校は外国から非常に注目されているともいえる。

6. 国際協力について

王立司法官職養成校はフランス政府による資金及び技術援助で設立された。また，養成校はフランスの国立司法官職養成校と強いパートナーシップを構築している。

さらに，一部のドナー国が王立司法官職養成校の運営を協力的にバックアップしていただいている。

UNDP には養成校の教官の育成に協力していただき，「女性を裁判官に登用することを奨励するプログラム」への参加，裁判官の継続教育への支援，外国人教官の紹介をしていただいている。

GTZ には女子学生寮の建設、「女性を裁判官に登用することを奨励するプログラム」をサポートしていただいている。

ADB と EU には土地法及び知的財産法の育成を支援していただいている。

AusAid には技術的なサポート、裁判官になろうとする学生 2 人の研修生としての受入れ、教官の支援をしていただいている。

イギリス大使館には養成校の設備を援助していただき、養成校の図書館に法律関連の書籍を援助していただいた。

UNHCHR には教官育成への支援、人権分野の育成を支援していただいている。

UNICEF には児童権利分野の育成の資金援助をしていただいている。

JICA には近い将来、専門家を派遣していただき、今後の協力関係を検討する予定になっている。

7. 養成校が直面している諸問題

王立司法官職養成校の教官はほとんど現在各裁判所や検察庁で仕事をしている現職の裁判官や検察官である。そのため、カリキュラムは教官の仕事の都合に合わせて作成せざるを得ない。したがって、体系的な教育カリキュラムになっていない。さらに、各テーマの時間割もまだ適切であるとはいえない。

- － 一部の教官は教員の経験がなかったため、教材はまだ先進的なものとは言えない。
- － 民法分野においても、刑法分野においても、その教育論や教え方に関する資料はほとんどない。
- － 上述したように、設備も経験も不足しており、その結果、1 期生の育成の成果はまだ期待どおりではなかった。

8. 2 期生の育成の方向性について

1 期生の育成の経験を踏まえ、養成校としては専任教官を置くようにし、養成校の卒業生で、優秀でかつ教官を志望している者から人選して、教育論等を更に研修させ、教官として登用していきたい。

9. 結論

王立司法官職養成校は 2002 年に新しく設立されたにもかかわらず、多くの外国ドナーの支援を受け、また、自分の努力で、まだ決して満足のいく結果を得ていないが、方向性としては決して間違いではなかったため、1 期生の育成での問題点を改善しながら、従来の方針を更に踏襲していきたい。

また、ドナー国、特に日本からの設備面、また人材面での支援で、今後の 2005 年度からの 2 期生の育成はもっともっと大きな成果が得られると確信している。

第22回ベトナム国法整備支援研修概要

ベトナム法整備支援プロジェクト

JICA 長期派遣専門家（前国際協力部教官）

森 永 太 郎

第22回ベトナム国法整備支援研修は、「法曹養成」をメインテーマとして、2004年2月4日から3月4日までの約1か月間にわたり、大阪の法務総合研究所国際協力部及び東京の法務総合研究所本所において実施されました。

法務総合研究所は、JICAとの協力関係の下にベトナム法整備支援を進めてきましたが、ベトナムに対する法整備支援プロジェクトの主要項目として法曹養成機関への支援が正面から取り上げられるようになったのは、2003年7月1日に始まった「ベトナム法整備支援第3フェーズ」からです。この第3フェーズにおいても、過去の第1フェーズ及び第2フェーズと同様に、民法を中心とした重要法令の立法支援を継続していきますが、各種法令の整備といった、いわばハード面についてのみ支援を行い、その法令を使いこなす人材の育成という、いわばソフト面をおろそかにしては、市場経済化に適応した法制度の整備・発展を目指すベトナム法整備支援の主要目的は到底達しがたいという日越共通の問題意識の下に、第3フェーズでは、立法支援と並び立つ重要な柱として、人材育成が取り上げられることになったわけです。

第3フェーズにおける人材育成プロジェクトは、さらに、ベトナム司法省の監督下にあります「国家司法学院」（旧司法官職養成学校¹）を主たる対象とした「法曹養成機関支援」、最高人民裁判所を主たる対象とした「判決書・判例整備支援」及びベトナム国家大学ハノイ校法学部を対象とした「日本語による日本法教育支援」の3つに分けられ、それぞれ活発な活動を展開していますが、今回御紹介する第22回ベトナム国法整備支援研修は、「法曹養成機関支援」の一環として実施されたものです。

「法曹養成機関支援」については、ベトナム現地に派遣されている日本人法律専門家及び日本国内に設置された専門家のワーキンググループ（「ベトナム法曹養成共同研究会」）による助言や、日本の専門家がベトナム現地に赴いて実施する短期セミナーのほか、日本国内で行う研修が3年間のプロジェクト期間中に3回予定されており、今回の研修はその第1回目ということになります。

研修員の顔ぶれは、国家司法学院から4名、司法省の関連部局から3名、最高人民検察院から2名（検察大学校及び検察理論研究所各1名）、最高人民裁判所（裁判所職員養成学校）から1名というもので、研修員の代表は、国家司法学院のグエン・タイン・ビン研修

¹ 司法省管轄下の「司法官職養成学校」が検察官志望者の教育なども取り入れ、「国家司法学院」に昇格したのは、ちょうどこの研修の直後でした。したがって、この研修に関する各種資料にはいまだ「司法官職養成学校」の語が使用されていますが、ここでは新名称である「国家司法学院」を使用しました。

部長が務めてくださいました（別添1研修員名簿参照）。

どの研修員も終始熱心に研修に取り組んでくださり、非常に活発な討議がなされ、また、研修員からの質問も多く、研修担当の私が、休み時間や1日の研修終了後でも、研修員の質問にお答えしなければならないほどでした。

今回の研修カリキュラムは、第1回目ということもあり、総論的な講義・討論が中心となりました。日本側講師陣からは、主として最高裁判所司法研修所を中心とした日本の法曹教育の制度やその歴史と現状、現在進行中の司法研修制度の改革の概要などについて講義を頂き（別添2研修日程表参照）、逆に、ベトナム側からは、ベトナムの現在の法曹養成機関である国家司法学院（旧司法官職養成学校）、検察大学校及び裁判所職員養成学校における教育の現状や問題点について発表を頂き、討論を行いました。（別添3研修員発表会記録〈ベトナムの法曹養成の課題〉及び別添4研修員発表原稿参照）

これらのテーマに関しては、ベトナムでも、裁判官・検察官・弁護士の教育カリキュラムを一部統一するという動きがあり、統一システムを採用している日本の最高裁判所司法研修所の教育手法が、ベトナムの法曹教育に携わっている研修員らにとっては大変参考になったようです。

また、現在、ベトナムにおいては、徐々にではありますが、民事・刑事ともに訴訟構造の当事者主義化が始まっていることから、研修内容の一部に日本の民事訴訟における当事者主義と、その下における要件事実論の初歩を紹介することも試みました。このテーマに関連する各種の講義もベトナム側研修員の関心の高かったところですが、いかんせん、ベトナムにとっては全く新しいものの考え方であるため、十分に理解するには多大な困難が伴ったようです。しかし、法的三段論法に基礎を置き、システムチックに結論を導き出す要件事実論の考え方には、研修員の皆さんも少なからず感銘を受けられたようで、ビン研修部長も「自分たちにとっては全く新しい考え方だったので、理解するのに大変苦勞をしたが、このような、理論に裏打ちされた、非常に合理的な判断手法はベトナムにとっても大変参考になる。」と感想を述べておられました。

今後の日本における研修については、無論、更に検討・改善をすべき点多々あるとは思いますが、今回の研修は概ね及第点に達した研修であったと思います。実際、現在の国家司法学院の教育手法に対する改革案を見ますと、この研修で研修員が学ばれたことが相当程度反映されていることがうかがえます。次回の日本での研修は、2005年2月ころに実施される予定ですが、この第1回の経験を踏まえて、更に内容が充実していくことを願ってやみません。

研修内容は別として、我々研修担当が最も気を遣いましたのが、研修員の健康でした。というのも、日本の2月の気候は、南国ベトナムの人々にとっては「酷寒」と言っても過言ではないと思われたからです。しかし、幸い、2～3人の方がちょっと風邪をひかれたのか、鼻をぐしゅぐしゅさせておられたくらいで、皆さん無事に日本の冬を乗り切られました。皆さんには、貴重な経験と、楽しい思い出を持って帰っていただけたかな、と内心ちょっと自負しております。

第 2 2 回ベトナム国法整備支援研修員名簿 / List of Participants

1		グエン・タイン・ビン Mr.Nguyen Thanh Binh Chief of Training Department for Legal Professional Training School(LPTS, MOJ) 司法省司法官職養成学校研修部長
2		チャン・クオク・フー Mr.Tran Quoc Phu Director of the Inspectorate for MOJ 司法省監察部長
3		デイン・スアン・ナム Mr.Dinh Xuan Nam Vice-Rector of Procuracy College for Supreme People's Procuracy(SPP) 最高人民検察院検察大学校副校長
4		グエン・ヴァン・ズン Mr.Nguyen Van Dung Vice-Rector of Supreme People's Court (SPC) School 最高人民裁判所-裁判所職員養成学校副校長
5		レ・ティ・ハー Ms.Le Thi Ha Lecturer, Deputy Chief of Continuing Training Department for LPTS 司法省司法官職養成学校研修部副部長
6		グエン・バン・ボン Mr.Nguyen Van Bon Legal Expert of MOJ 司法省法律専門官
7		グエン・ゴック・カイン Mr.Nguyen Ngoc Khanh Expert of Institute for Procuratorial Science of SPP 最高人民検察院検察理論研究所専門官
8		ブー・ティ・フオン Ms.Vu Thi Huong Legal Official of Personnel Department for MOJ 司法省人事部法律専門官
9		ブー・ティ・ホア Ms.Vu Thi Hoa Vice Director of Legal Clinic for LPTS 司法省司法官職養成学校法律相談所副所長
10		グエン・ミン・ハン Ms.Nguyen Minh Hang Lecturer of LPTS 司法省司法官職養成学校講師

【研修監理員/JICA CDN】

大貫 錦 (OONUKI Kamu) , 綱川秋子 (TSUNAGAWA Akiko)

【研修担当/Officials in charge】

教 官/Attorney 森永太郎(MORINAGA Taro), 教 官/Attorney 黒川裕正(KUROKAWA Hiromasa)

国際協力専門官/Administrative Staff 外尾健一(HOKAO Ken-ichi), 国際協力専門官/Administrative Staff 窪田 浩尚(KUBOTA Hironao)

第22回ベトナム国法整備支援研修日程表

[主任教官：森永教官・黒川教官，事務担当：外尾専門官・窪田専門官]

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00
2 /	水	オリエンテーション		日本の司法制度の概要	
4		国際協力部教官 森永太郎	OSIC	国際協力部教官 森永太郎	OSIC
2 /	木	OSICジェネラル・オリエンテーション			
5		OSIC			
2 /	金	ベトナム民法改正共同研究における議論概要～教材による指導の必要性を意識して～			
6		学習院大学法学部教授，ベトナム民法改正共同研究会委員 野村豊弘			4FSR
2 /	土	休み			
7		休み			
2 /	日	休み			
8		日越比較に見る当事者主義(処分権主義・弁論主義)と職権探知			
2 /	月	九州大学名誉教授，ベトナム民事訴訟法共同研究会座長，弁護士 吉村徳重			4FSR
9		日本の法曹教育の歴史と現状，諸外国の制度との比較			
2 /	火	国際協力部教官 森永太郎			4FSR
10		祝日			
2 /	水	祝日			
11		検察実務修習の実情		14:30～法廷傍聴(民事・刑事)	16:30～18:00
2 /	木	大阪地方検察庁総務部指導係検事 山口浩 4FSR		大阪地方・簡易裁判所	大阪地裁裁判官との意見交換 大阪地方裁判所
12		弁護士の職務と活動		14:30～弁護士事務所訪問	
2 /	金	弁護士 飯島奈絵 4FSR		大江橋法律事務所弁護士 金井美智子	
13		休み			
2 /	土	休み			
14		休み			
2 /	日	休み			
15		東京へ移動		14:30～14:50	15:00～15:30
2 /	月			所長表敬	法務図書館見学
16				15:30～16:00	16:00～16:30
2 /	火	日・米法曹養成制度の比較		ベトナム側発表：ベトナムにおける裁判官教育に関する諸問題	
2 /	水	東京大学教授 ダニエル・フット 共用会議室		ベトナム側発表：ベトナムにおける検察官教育に関する諸問題	
17		最高人民検察院 ナム研修員 東京地検刑事部会議室		ベトナム側発表：ベトナムにおける弁護士教育に関する諸問題	
2 /	木	司法研修所見学		司法研修所教官との意見交換	
18				司法研修所教官・国際協力部教官 森永太郎	
2 /	金	刑事裁判・検察・刑事弁護修習におけるカリキュラム及び教材作成の要領と留意点		民事裁判・民事弁護修習におけるカリキュラム及び教材作成の要領と留意点	
2 /	土	司法研修所教官 加藤学・稲葉一生・鈴木雅芳 共用会議室		民事裁判・民事弁護修習におけるカリキュラム及び教材作成の要領と留意点	
19				民事裁判・民事弁護修習におけるカリキュラム及び教材作成の要領と留意点	
2 /	日	休み			
20		休み			
2 /	日	休み			
21		休み			
2 /	日	休み			
22		休み			

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00
2 / 23	月	任官後の裁判官教育の概要 司法研修所第一部教官 小泉博嗣 共用会議室		任官後の検察官教育の概要 国際協力部教官 森永太郎 共用会議室	
2 / 24	火	日本弁護士連合会訪問 (講義：日弁連の活動概要及び弁護士倫理・懲戒制度について) 弁護士 赤羽 貴 1702会議室		ベトナム側発表：ベトナムにおける法曹教育の課題 司法省司法官職養成学校 ビン研修員 東京高検第2会議室	
2 / 25	水	要件事実の基本的考え方, 事実, 争点整理の手法 司法研修所民事裁判教官 下田文男 東京地検刑事部会議室			
2 / 26	木	最高裁判所訪問		大阪へ移動	
2 / 27	金	証拠による事実認定とその訓練方法 大阪地裁第2民事部裁判官 田中健治 4FSR		事実認定と判決書－主文・理由の書き方の基本とその訓練方法 大阪地裁第10民事部裁判官 徳岡由美子 4FSR	
2 / 28	土	休み			
2 / 29	日	休み			
3 / 1	月	事実認定と判決書－主文・理由の書き方の基本とその訓練方法 大阪地裁第10民事部裁判官 徳岡由美子 4FSR		判決によらない事件処理－和解 大阪地裁第18民事部裁判官 永谷幸恵 4FSR	
3 / 2	火	民事訴訟手続における弁護士の役割 弁護士 小林和弘 4FSR		弁護士の立証活動について 弁護士 池田崇志 4FSR	
3 / 3	水	刑事訴訟手続における検察官の役割 国際協力部教官 森永太郎 4FSR		起訴状・冒頭陳述・論告等の書き方の基本とその訓練方法 国際協力部教官 森永太郎 4FSR	
3 / 4	木	総括質疑応答 OSIC		評価会 OSIC	閉講式 OSIC
3 / 5	金	帰国			

ベトナムの法曹教育の課題

- 日 時 2004年2月24日午後
- 場 所 東京高等検察庁第二会議室
- 発表者 司法省・司法官職養成学校研修部長 グェン・タイン・ビン氏
- 記録者 早稲田大学大学院法学研究科修士課程 村井 綾子

1. ベトナムの法曹養成の概括

ベトナムにおける法曹の概念は広い。裁判官、人民参審員、書記官、検察官、検察院調査官、弁護士、公証人、競売人、民事判決執行官などが含まれる。ベトナム司法省ではこうした広範囲の法曹を一つの正式な研修所で学ばせる計画を立てている。この中でも、とりわけ裁判官と弁護士の教育の充実は急務となってきている。

○ 裁判官の教育について

1992年以前は、裁判官は選挙によって選出されていた。裁判官になった者は、裁判の訴訟指揮を行う上で必要な知識は自分で勉強しなければならなかった。また、1975年以前は戦争があったため、現在のような法曹養成制度を作ることはできなかったが、1995年以降は、裁判官の養成に関して一定の関心が払われることになった。

1992年以降は、裁判官の再教育に重点が置かれている。その後、裁判官の資格の基準が設けられた。基準で最も重要な点は、学位のほか、研修の経歴である。学位としては、少なくとも法学士が必要とされた結果、ベトナム全体で法学士取得者の数が増加した。裁判官・検察官のほとんどが法学士を持っている。ただし、法学士を有するだけでは、実務に関する経験と知識に乏しい。さらに、現在では研修所の教官の養成も新たな課題になっている。

90年代以前は、適切な審理が行われなかった裁判も多発していた。その他いろいろな理由から、法曹関係者に対する実務研修の必要性が叫ばれるようになった。

○ 弁護士の教育について

ここ数年、市場経済関係の発展に伴って、ベトナムの弁護士業は数的に拡大し、活動内容にもいくつもの変化が発生した。2003年6月末現在、ベトナム全国には、61の省・中央直属市に61の弁護士会が存在し、合計2,360人の弁護士が業務を行っており、全国に680の法律事務所、45の法律事務所支所、4つの合名法律事務所がある。上記の弁護士のうち、約15パーセントが2004年9月30日までに弁護士活動を停止する予定の司法官であり、5パーセント近くの弁護士が1926年以前の生まれで、老弱の理由から5年以内に弁護士活動を退く予定である。

法的紛争解決の分野では、経済、労働、行政裁判所、国内及び国際仲裁所のような、その他の紛争解決機関における訴訟活動が新たに現れ、顧問業務においては、国内外の経済組織や社会組織のために案件ごとあるいは長期的な顧問業務を行う弁護士が現れている。会社設立の支援、契約書作成、契約書審査業務など、法律業務は多様化している。しかし、弁護士の実情は教育研修を必要としている。

2. 法曹養成に関する管理体制

司法省は、司法活動に関する国家管理体制を統一的行う政府機関である。すなわち、法律の策定、法律策定への関与、法律を広め教育すること、司法官の養成及び政府から委託されたその他の司法活動の管理などを任務としている。このような任務の一つに、研修活動と学術活動の実施及び法律を広め教育することがある。

現在、司法省には法科教育施設として、ハノイ法科大学及び司法官職養成学校（Legal Professional Training School, 以下 LPTS という）の2校がある。ハノイ法科大学は、基本的に大学レベルの一般法学知識の養成を行い、LPTS は職能養成機能を持っている。法科大学の場合、授業、教育課程の内容、教育計画の達成目標は、主として教育養成省が管轄する。司法省は、同校の組織面での管理活動を行うのみである。一方、LPTS の場合、組織管理の問題は、各種司法官を対象にした研修計画の実施、研修の達成目標、授業プログラム内容など、いずれも司法大臣の決定に基づく。ただし、2004年以降、裁判官養成課程の達成目標の策定は、司法省と最高人民裁判所が共同して行う。

LPTS は、ハノイ法科大学直属の司法官の教育研修センターを基礎として設立された。2年間（1996～1998）の活動の後、センターは模範校として拡大・充実の必要があると認められた。これにより、1998年2月11日、政府首相の決定が出され、司法官職養成学校が設立されることになった。

検察官に関しては、司法官職養成学校が設立された以降、いまだ同校ではその教育研修は実施していないが、2004年に検察官の養成を開始する予定である。

<質疑応答> Q. 日本側の参加者 A. ベトナムの研修員

Q. 法律家の養成は非常に難しい問題である。法律家を養成するに当たっては、先輩の法曹が若い法曹を教育しなくてはならない。ベトナムで若い法曹を指導する側の世代は、フランス法の影響を受けた人が多いのか、ロシア法の影響を受けた人が多いのか。それとも、指導者らはどちらの影響にもかかわりなく、全く新しい法制度の枠組みの中で若い法曹を教育しようとしているのか。

A. それは非常にデリケートな質問である。60年代以前は、ベトナムの法制度はフランス法の影響を受けた。60年代から90年代はロシア法の影響を受けた。しかし、両法制度もベトナムの独自国家状況に適合するように取り込まれていったので、フランスあるいはロシア法と全く同じ制度ではない。90年代からは新しい動きがあった。90年代以降は、資本主義国へ多くの留学生が派遣されることになり、ハノイ法科大学の講師の中には、

日本の名古屋大学を卒業した者もいる。LPTS の中身についても、非常に新鮮な研修内容となっている。このほか、ベトナムの法制度の改正に伴ってこれらが反映されるであろうと思われる。

Q. ベトナムで裁判官になろうとする場合、あるいは弁護士になろうとする場合は、LPTS に入るのか。また、教育のコースは異なるのか。

A. 裁判官志望者も弁護士志望者も養成学校に入る。基本科目は同じであるが、専門科目は異なる。

Q. 講師のバックグラウンドはどうか。

A. 裁判官コースは現職裁判官、弁護士コースもベテラン裁判官である。

Q. 裁判官・検察官・弁護士の資格は将来的に統一されるのか。

A. 現在は異なるが、将来的には統一的な養成を行うつもりだ。

Q. LPTS に入学する資格、コースの長さ、裁判官・検察官・弁護士コースの互換性についてはどうか。

A. LPTS 設立前も法曹養成機関は存在した。裁判所職員養成学校、検察大学校など。これらの学校では、法曹養成のシステムはかなり異なる。例えば、裁判所職員養成学校に入るためには、一定期間裁判所に勤務する必要がある。また、その他の細かい要件は裁判官に関する国会令で規定されている。弁護士に関しては、法学士の資格を持ち、LPTS において研修を受けなくてはならない。LPTS では所定のコースを終了し、卒業試験を受ける必要がある。また、卒業後はいずれかの弁護士会に所属する必要もある。以前は300人しかいなかった弁護士が今では2,000人強にまで増加した。検察官については、2004年から新しい養成制度が発足する。

3. 法曹養成カリキュラムについて

LPTS は行政官、弁護士、検察官、裁判官というそれぞれの形態に最も適した研修を行うべきである。独自のカリキュラムとしては、裁判所の機構、弁護士倫理、訴訟法上のテーマ別の講義などがある。

○ 裁判官養成コース

裁判官コースのカリキュラム上、圧倒的な比重を占めているのは、裁判官の実務に関するコースである。例えば、第一審の公判を進めるための技能と実務、公判後の業務、第二審に関する業務などがある。それぞれのコースでは、更に細かいカリキュラム編成が考えられている。

ここでは、裁判所において誤った業務が行われる危険のないように、きめ細やかな指導

が行われている。研修が行われた場合と研修が行われていない場合とでは、その法律家が実際に業務を行う上で非常に大きな差がある。

○ 弁護士養成コース

弁護士に対しては、刑事・民事裁判における弁論の技能の向上、法律サービスの向上などを目指して、法律と体制、刑事弁護、民事弁護、法律相談、法律サービスといった点に重きを置いた授業が構成される。

LPTS では、弁護士としての基本的知識・技能を提供し、研修を受けていない先輩弁護士が避けられなかった業務上のミスが次世代の弁護士が避けられるように配慮したいと願っている。また、未知のトラブルに対して自分で解決策を見いだせるような能力を養成する。ベトナムの法曹は自主的に能力を高めなくてはならない。

○ 検察官に関するカリキュラムは検討中。

4. 国家司法学院（NJA）設立に向けた課題

設立に関しては、中央政府（最高人民裁判所、最高人民検察院）や社会政治団体、ベトナム法律家協会などの支援を受けている。NJA の設立には法的根拠が存在する。また、諸外国、国際機関からの支援を受けている。とりわけ JICA から支援を受けているし、ベトナムで長期専門家として活躍する日本人弁護士・学者もいる。ベトナム国民の世論も NJA の設立を支持しているし、裁判所も裁判官を講師として LPTS に派遣している。LPTS の内部職員も非常に熱意を持って設立準備を進めている。

○ 施設の問題

弁護士の養成だけでも、弁護士の数、質などの確保のために様々な努力を重ねてきた。2004年までに1万7,000人まで弁護士を増加しようとしている。これを実現するためには1万8,000人～1万9,000人の弁護士志望者を研修しなくてはならない。数多くの修習生を抱えながら、それを維持できるかは大きな問題である。教室・宿舎の数は非常に不足している。以前の司法修習所は、ハノイ法科大学であり、多くても200人から300人しか収容できなかった。ところが、LPTS では1,500人の収容が見込まれている。そこで、スケジューリングやクラス配置を工夫して、最大限の稼働率が保たれるようにしなくてはならない。このような物的問題から、最適のカリキュラムを作成することができないでいる。これらを改善するために協議が行われている。

○ 講師陣の問題

講師陣に関しては、正規のカリキュラムに則って教えることができる裁判官は少ない。実務に関しては十分な経歴を持っているかもしれないが、教える能力を持っているかは別の問題である。科学技術の進展に伴う新しい法的問題に対応することができるかどうかはまだ明らかではない。こうした問題を克服するのは非常に困難である。弁護士コースの講

師に関しても同様のことが言える。弁護士は2001年から急激に増えた。5～10年の経験を持っている弁護士は少なく、彼らは非常に忙しいため、容易にLPTSに協力してもらえない。また、講師陣の宿泊施設の確保といった労働条件に関する問題もある。

Q. LPTSで学ぶ者には研修中に手当でなり給与が出るのか。

A. 現職公務員の法曹だけが給与をもらっているが、その他の法曹は、自分で学費を支払わなければならない。山間地や過疎地の学生に対しては一定の支援がある。ただし、支援の対象となっている者は100人弱である。その他の学生は自己負担である。

Q. 日本の司法研修所では、白表紙を用いての教育を受ける。また、教育の内容もインタラクティブあるいは参加型といった方法を採用している。このほか、判決の書き方の手引きを受けるとかいった方法もある。アメリカでもソクラテスマETHODといった独特の教育方法を行う伝統がある。ベトナムではどのような教育メソッドを採用するのか。

A. 裁判官のコースでは、実際のケースを使って指導が行われる。ケースは裁判所から取り入れた500～700の生のケースから、必要でない部分をそぎ落としたりする作業を経て、提供される。刑事・民事・行政・経済そして労働という5種類のケースがある。各裁判所で処理されたケースを修習記録として処理し、事実の認定、証拠の認定、書類の分類・整理といった作業を行う。教材作成に関する一連の作業は、日本と似ている。もっとも、訴訟システムが異なるために、一連の過程が完全に一致するわけではない。

Q. 弁護士を1万7,000人まで増加するに当たり、施設を整備することが急務であるということであった。ベトナムの大都市としてはハノイのほかにホーチミン市もあるというが、市場経済化が進めば、両都市において弁護士が増加することも予想される。ホーチミン市に分校を作るといった要望はないのか。

A. 実際に2004年からはホーチミン市でも養成学校を作る予定がある。これまで、ホーチミン市においても、弁護士養成のコースを行った。2004年には裁判官及び執行官の養成も行う。今のところ、研修施設はLPTSの経費で施設を借りて行っている。

Q. 入学者が増加した場合に備えて、法科大学とLPTSではどのような対策を採る予定か。

A. 実際のところ、法科大学の卒業生には仕事がないのが現状で、彼らは法曹資格を取得したがっている。ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、国民経済大学法学科、カント大学法学部、ホーチミン国家大学の法学部など様々な機関がある。ハノイ法科大学だけで毎年1,000人が卒業する。

Q. LPTSの教官のレベルは非常に高く、教授の点については、それほど問題がないと考えた。問題は、統一的な法曹養成をどのように行うかである。法曹養成のために国家試験を

行う予定はないのか。

A. 2007年からは、法曹三者を統一的に養成するつもりであるので、統一試験は必要であると思われる。このためには、各裁判所から送られてきた者ではなく、入試を通過してきた者にLPTSの入学資格を与えるという予定で既に準備が進められている。

Q. ベトナムの法改正、つまり、刑事訴訟法、民事訴訟法、破産法などの改正は、当事者主義的な観点を取り入れているといわれている。LPTSはこうした概念を教えていくつもりであろうが、これらの改正点について特別なコースを設けて教える予定はあるのか。

A. 法改正や補充があるたびに、LPTSではこれに関する意見交換などが行われてきた。統一の見解があった時点で、専門部署の協力を得て、テーマ別の研修としてこれを検討していくつもりである。民事訴訟法における当事者主義の採用については、国会の審議を経て統一の見解が採られるようになってきたので、これを研修にも反映するように努力するつもりである。

— 終了 —



カントリーレポート発表会の様子

法律分野における JICA との協力計画のプログラム、教材作成実行グループ

司法省司法官職養成学校研修部長 グェン・タイン・ビン

1. ベトナムにおける裁判官、検察官、弁護士の人材教育研修に係る司法省及び司法官職養成学校の機能と任務

1. 1 裁判官、検察官、弁護士の人材養成活動における司法省・司法官職養成学校の機能と任務に関する一般規定

*司法省

司法省は以下のような司法活動に関する国家管理機能を統一的に行う政府機関である。すなわち、法律の策定、法律策定へ参与、法律を広め教育すること、司法官の養成及び政府から委託されたその他の司法活動の管理（司法省の機能、任務、権限、組織機構に関する2003年6月6日付け政令62-CP号、第1条）。

上記の政令による司法省の機能、任務の一つに、研修活動と学術研究の実施及び法律を広め教育することがある。

したがって、司法省は以下の具体的機能、任務を有する。

- 長期及び年度ごとの法律を広め教育する計画を政府に提示して決定を受け、それを実施する。教育訓練省と共同して各学校において法律の授業計画を策定する。
- 全国の司法官の研修計画を策定し、政府の割り当てに従って、大学、大学院、大学卒業後の各段階における司法官の研修を行う。
- 裁判所、司法法制関係の官吏、弁護士、戸籍担当者、鑑定公証人、戸籍、執行官の研修管理の統一を図る。
- 法律に関する学術研究を行い、法律情報の普及活動をする。

現在、司法省には法科教育施設として、ハノイ法科大学及び司法官職養成学校の2校がある。これらは次のような個別の機能を有している。すなわち、ハノイ法科大学は基本的に大学レベルの一般法学知識の養成を行い、司法官職養成学校は職能養成機能を持っている。法科大学の場合、授業、教育課程の内容、教育計画の達成目標は、主として教育訓練省が管轄する。司法省は同校の組織面での管理活動を行うのみである。一方、司法官職養成学校の場合、組織管理の問題は、各種司法官を対象にした研修計画の実施、研修の達成目標、授業プログラム内容などとともに、いずれも司法大臣の決定に基づく。ただし、2004年以降、裁判官養成課程の達成目標の策定は、司法省と最高人民裁判所が共同して行う。

*司法官職養成学校

司法官職養成学校（司法省直属）は、ハノイ法科大学直属の司法官の教育研修センター

を基礎として設立された。2年間（1996～1998年）の活動の後、センターは模範校として拡大・充実の必要があると認められた。これにより、1998年2月11日、政府首相の決定34/1998/QD-TTgが出され、司法官職養成学校が設立されることになった。

司法官職養成学校は以下のような機能と任務を有する。

- 裁判官及び弁護士、執行官、公証人、裁判所書記官などの各種司法官の教育研修を行う。
- 裁判所管理職を対象に裁判所管理及び司法活動・管理活動に関する研修を行う。
- 学術研究を行い、各種司法官の教育研修の質を高めるために研究成果を応用するとともに、司法大臣から委任されたその他の任務を行う。

6年間の研修を通じて、一定の問題（例えば、研修達成度、研修振り分けなどについて）が発生したが、司法官職養成学校は既にこれらの問題を克服し、乗り越えており、裁判官については6期（第1期～第6期）の研修を行って1,145人の卒業生を出し、弁護士実習では3期の研修により231人の卒業生を出し、正規の集中課程（6か月）では2,547名に研修を実施した。各地方における実態調査結果は、同校の養成の質は良好であると認めている。

検察官に関しては、司法官職養成学校が設立されて以降、いまだ同校では検察官の教育研修は実施していないが、2004年に検察官の養成を開始する予定である。

1.2 裁判官、検察官、弁護士の実状とこれら各種司法官の活動に関する一般的評価

現在、我が国には裁判官3,435人、検察官7,319人、弁護士2,360人がいる。これらは、現時点での司法官の職務や計画、今後数年間の人材拡張の必要性に鑑みて、数が不足している。とりわけ、県レベル（日本の郡に相当）の裁判所の裁判官を増員する傾向、司法改革の精神に従って係争事件が増加する傾向、対象及び範囲の拡大の方向で行政訴訟及び行政裁判解決手続に関する法令が改正されることからくる必要性並びに行政裁判の免訴条件改正の必要性に鑑みると、数的不足の傾向が顕著である。また、過去30年近くの実態を考慮した場合、我が国の司法官はほとんどが一過性の研修及び採用を受けたのみであり、このことから、今後5年から10年の間に、引退年齢に達する司法官の数が増加する可能性が高い。

各司法官は単に数的に不足しているのみでなく、質的にも職務の必要性に応じていない。各司法官は、いまだ安定しておらず、専門性も高くない。司法官の一部は、いまだ十分な専門知識、管理能力、職能、任務に必要とされる外国語、コンピュータ能力が不足しており、職務意欲も高くなく、職責を全うできないのみならず、法を犯して司法官や所属組織の信頼に悪影響を与える場合すらある。各司法官の分野では、いまだ高度な専門性を備え、業務に熟達した者が不足している。経験のある司法官の大半は、1990年以前に法律研修を受けた者であり、新しい知識を取り入れるための研修や職能研修を受けておらず、さらには、大学を卒業していない者すらいる。すなわち現状では各司法官の質は、国の経済

社会発展の必要性に応じていないのみならず、域内の開発途上諸国の司法官と比べても、その程度が劣っている。

司法官が質量ともに上記のように劣っているのは、以下のような原因によるとみられる。

- 司法官の教育研修活動に多くの不合理な点がある。例えば、課程や教材の内容が養成校ごとに分散しており、統一性が欠けている。また、内容に不整合や重複があったり、教育研修上の配慮が欠けた分野があったり、教育研修内容が一般的な路線や政策の貫徹に集中していて、業務のために必要な技能を深めていない。
- 各司法官を対象とした専門性及び業務知識を向上させるための研修は、いまだ高いレベルに達しておらず、継続的に行われていない。
- 司法官の充実計画はいまだ形式的で効果が薄い。評価や司法官の管理・使用を行う組織の階層化がいまだ標準化していない。
- 経済社会発展に伴って、新しい業種が多く誕生し、各業種に対する社会的要請もますます多様化している。その一方で、法律の研修活動はいまだこの発展に歩を合わせておらず、職種ごとの教育施設を持たない法律関係の業種もある。現在、基礎的な法律教育施設は、一般的な法律知識を提供することを目標としているのみで、職業技能教育を行っていない。このため、卒業生の大部分は、その分野の前任者から職務に関する経験と技能を学ぶことに長い時間を費やさなくてはならないという実状が生まれている。
- 裁判所書記官は裁判官に昇格するための要員とみなされていることから、専門的ではなく、そのことから裁判所書記官に任官すると、職務を覚えるまでに数年を費やさなければならない、十分な経験を積んで書記官の職務をこなせるようになると、今度は裁判官に昇格するための学習を行うよう指名される。

1. 3 今後の裁判官、検察官、弁護士養成活動の発展と充実の方向

司法教育、各司法官養成、とりわけ司法官職養成学校は、ある意味で司法官の教育任務を良好に行い、これまでの歴史的段階における要請にこたえてきた。しかし、各種司法官の教育施設の実態は、中央決議 08-NQ/TW 号及び首相指示 10/2002/CT-TTg の精神に従った「司法官に対する職業教育の元締め的な統一機関」が緊急に必要であることを示している。人民裁判所の裁判官及び審理法、人民検察院検察官法、弁護士法などのような新しい法律の規程文書は、裁判官、検察官、弁護士などの各種司法官はいずれも法学士の学位レベルを有し、各自の職務に応じた職務教育を受けていなくてはならないと規定しているのを背景として、各種司法官を対象にした職能教育活動を統一することの意義は、ますます重要になっている。

したがって、裁判官、検察官の人材を対象とした一般的な教育研修が必要であり、以下の目標を達成する必要がある。

- 教育施設を統合して、養成課程の内容の統一、教員の集中、管理費用及び設備の建設維持費用の節減を図る。
- 各種司法官を対象として職業上の専門知識を授け、「職員が法科大学レベルを有し、

各自の職務に応じた職務教育を受け¹、新しい養成と任務に適合するようにする。

- 各種司法官職養成の質を向上させ、各種司法官の知識を均質化し、法律教育課程における整合性を維持し、司法官の活動に有利な条件を創出する。
- 各種司法官の養成活動において、各司法機関と職業組織（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、弁護士会など）の間の協力を強める。
- 養成戦略を司法人材の活用計画と全国的に結合する条件を創出する。
- 理論性を引き上げ、応用性を強め、法律策定活動に資し、司法改革の要請に応じて法律の適用を指導する方向で、学術研究活動を強化する。
- 国際協力の機会を集中し、司法官の養成活動と応用的な司法学術研究のために、国際協力プログラムを効果的に活用する。

2. ベトナムの弁護士の技能教育研修において注目すべき当面の困難と問題

2. 1 弁護士の教育研修の必要性、現在のベトナムにおける弁護士の教育研修の観点と目標

ここ数年、市場経済関係の発展に伴って、ベトナムの弁護士業は数的に拡大し、活動内容にもいくつもの変化が発生した。2003年6月末現在、ベトナム全国には61の省・中央直轄市に61の弁護士会が存在し、合計約2,360人の弁護士が業務を行っており、全国に680の法律事務所、45の法律事務所支所、4つの合名法律会社がある。上記の弁護士のうち、約15パーセントが2004年9月30日までに弁護士活動を停止する予定の司法官であり、5パーセント近くの弁護士が1926年以前の生まれで、老弱のため5年以内に弁護士活動を退く予定である。

法的紛争解決の分野では、経済、労働、行政裁判所、国内及び国際仲裁所のような、その他の紛争解決機関における訴訟活動が新たに現れ、顧問業務においては、国内外の経済組織や社会組織のために案件ごとのあるいは長期的な顧問業務を行う弁護士たちが現れている。会社設立の支援、契約書作成、契約書審査業務など、法律業務は多様化している。しかし、弁護士の実状は教育研修を必要としている。

1：弁護士の数的不足と全国的な弁護士の分野ごとの偏り。必要数に比べて現在全国的に弁護士が大きく不足しているため、法廷で弁護士を確保する上で大きな困難がある。現在弁護士が携わる法廷は主として刑事及び民事法廷である。弁護士は主として平野部の各省、市や町に集中しており、山地、僻遠地では弁護士が大幅に不足している。これが法廷での訴訟活動を行う上での障害の一つとなっている。

2：専門性と基本的な業務研修。現在弁護士の多くが、実践的な経験しかなく、職業上の専門性を身に付けておらず、初級、中級程度の法学知識しか持たない弁護士も多い。ベトナムの弁護士は業務に関して継続的に基本的な教育研修を受けていない。だれもが自ら模索し、その分野の前任者の経験を自学しなくてはならないが、それには固有の誤っ

¹ 中央決議08-NQ/TW号

た「経験」も含まれている。他方、最新情報を入手したり、弁護士の間で経験の伝達と交流を行う制度もまだない。こうした状況により、弁護士の中に偏った発展がみられ、更には方向的に偏った発展すらみられる。

- 3：顧問活動がまだまだ脆弱で、情報、法律文書の提供のレベルにとどまっている。契約顧問の分野はまだまだ十分な注意が払われていない。弁護士とは依頼人が紛争を未然に防ぐ手助けをする法律専門家であるという観念が、人民や企業にとってのみならず、更には弁護士自身にとってもいまだ稀薄である。

国際貿易法の分野（商品交換、サービス提供、投資、技術移転、精算などの活動を含む広い意味）で活動できる弁護士は極めて少ない。国際参加の趨勢と、国際経済活動が国内経済の一部になろうとする趨勢にあって、大きな空洞である。

- 4：現在弁護士の大多数が訴訟分野で活動し、顧問活動は主として弁護士以外の者（法律会社や法学者）によって行われているため、訴訟と顧問活動が分離している。経済紛争分野の訴訟弁護士は経営の実践に通暁して、依頼人の権利を効果的に保護する必要があり、顧問を行う弁護士は、審理の実践に通暁して、紛争を未然に防いで企業に貢献しなくてはならないので、訴訟と顧問活動の分離は適当ではない。

- 5：弁護士の活動における権利の問題、訴訟における弁護士の貢献度の評価など、弁護士の活動に影響する認識、機構上の多くの未解決の問題がある。

弁護士の活動規則の構築、補足、総合の不足。ベトナムにおいてこの問題は、道徳的な見地から理解されるようになったばかりで、いまだ国際的な慣行に従っていない。弁護士活動規則の構築と発展は、社会における自らの役割を弁護士が自覚し、また、依頼人が弁護士を一層信頼することを促進するので、重要である。

実状にこのような限界と不足があるために、弁護士の正規研修、道徳性の高い専門的弁護士の充実、社会主義法治国家建設という条件における弁護士及び弁護士組織の役割発揮の問題は、ベトナムの党と国家が特に関心を抱く問題となっている。弁護士法の施行細則を規定した政令 94/2001/ND-CP 号の規定によれば、ベトナム司法省は弁護士の業務研修と弁護士に対する職能研修を行う責任がある（政令 94/2001/ND-CP 号、第3項、第33条）。司法省は既に弁護士養成を司法官職養成学校に委任している。司法官職養成学校はベトナムにおける弁護士養成の最初の機関となっている。2001年から今まで、同校は2001年10月1日より前に登録された弁護士実習生を対象として3期の弁護士実習（各期とも4か月）を行ってきた。同校はまた同時に、法学士の学位を有し、専門の弁護士業を営むことを希望する者を対象とする正規研修を行っており、2年間の研修によって、同校は2期で、1,000人あまりの卒業生を出し、不動産土地家屋弁護士コースなどのような、弁護士を対象とする専門性の高い技能研修課程の設置を進めている。法学士の学位を有し、健康良好で、政治・道徳的に良質で、前科前歴がない者が研修対象である。

2. 2 現在の弁護士養成研修活動の実態と諸問題

*研修教程

- 弁護士を対象とした現在の弁護士課程は6か月で、4部、630コマと試験からなる。

第1部：弁護士業及び弁護士に関する諸問題（課程の15パーセントを占める）。

第1部は弁護士及び弁護士業、弁護士業の活動規則と道徳、若干の法律的内容と訴訟のテーマを含む。

第2部：訴訟技能（課程の30～35パーセントを占める）。

第2部では、被告のための弁護又は当事者の合法的な権利と利益を護るという弁護士の資格で訴訟に参加した際の弁護士の活動のために必要な知識を授ける。第2部では、訴訟に参加した際の弁護士の技能を紹介するだけでなく、弁護士が訴訟に参加する前の技能、すなわち裁判所における裁判が発生する前に行わなくてはならない技能、例えば、訴訟文書を書く技能、弁護又は保護を引き受ける前の依頼人との意見交換、応接技能についても紹介している。第2部では、弁護士が調停へ参加する際の技能についても受講生に紹介している。訴訟技能を磨く場合、弁護士が行う義務又は必要のある訴訟行為の紹介と組み合わせるとともに、受講生のそれらの行為の実践を指導している。これらの授業はすべて実際の状況に基づいて行われている。

第3部：法律及び契約顧問の技能（課程の35～40パーセントを占める）。

「法律顧問技能」は、弁護士の受講生に顧問技能の知識を授けることを目標としており、それには依頼人とともに職務を行う技能、直接口頭による顧問技能、文書による顧問技能、直接顧問の形式と文書による顧問形式を組み合わせた顧問技能、顧問活動における調査研究及び証書審査技能などを含む。第3部では受講生は、民事、経済、労働、行政、婚姻家庭、さらに、刑事に関する法律関係から発生する具体的な状況を通して法律顧問技能を磨く。

「文書作成、話し合い、契約、契約紛争解決技能」では、契約書の基本条項に関して合意するために当事者の間で話し合う過程における技能、契約書を作成する技能、契約書の実行過程の技能を受講生に授ける。第3部では主として実際の状況での業務を基礎とした技能を磨き、それにより、大学において既に学んだか学んでいないかにかかわらず、契約締結の際に必要とされる契約に関する理論的な問題を繰り返し学習できる。第3部では、国際取引契約、家屋売買契約、資産貸借契約、保険契約といった弁護士の業務活動において頻繁に遭遇する種類の契約の幾つかの具体的な例を挙げて、文書作成、話し合い、紛争解決の技能を紹介している。

課程では、受講生は模擬法廷による実習や具体的な契約書を例に、話し合い、文書作成、契約、契約紛争解決の実習を行う。目的は受講生が実際の状況になじみ、第2部と第3部で学んだ技能を具体的な場合に応用する能力を身に付けることである。状況実習は、弁護士養成コースの受講生と裁判官・検察官養成コースの受講生が合同して行う。

第4部：若干の補助科目と卒業試験（課程の10～15パーセントを占める）。

第4部には以下のものが含まれる。

法律資料の基本的使用法など、弁護士の活動に資するための若干の補助科目を補足する。

*見学，実際的な研究考察

10～20コマの予備時間（課程の1.59～3.18パーセントを占める）。

同校では、各職種ごとの業務に関する個別の必要性に対応するため、個別授業のほかに、裁判官、検察官、弁護士の課程を統一に行う計画がある。これには、各職種を対象にした共通の授業テーマが必要で、裁判官、検察官、弁護士などを統一して、法律に関する共通の認識を創り出さなくてはならないという問題が発生する。しかし、現在の各職種の研修期間はまちまちであるので（裁判官12か月、弁護士6か月、検察官9か月など）、統一した共通の課程を設定することは極めて困難である。

*弁護士の研修方法

司法官職養成学校は、研修の必要性、目的、質を達成するために、授業ごと、教示内容ごと、設定された具体的な対象ごとに方法を選択してきており、現在も選択を続けている。

- 教授（又は講義）方法：専門テーマ、最新情報の入手、技能理論の教示。
- 状況研究（ケーススタディ）。実際の書類を基に設定した状況を、授業の少なくとも1週間前に、教官と受講生に配布する。実際の書類の詳細を基に、教官は受講生に実際の法律に関する問題を想起させるか、問題についての最新の知識を身に付けさせ、実践技能を磨かせる。設定されたそれぞれの状況において、受講生の間で意見交換、討論を行い、教官は設定された状況を解決する方法について、方向性のある結論をもって臨む。
- ロールプレイング（模擬法廷）。この方法により、受講生は役を担い、状況になじむとともに、実際の裁判に参加した際の心理的な準備をする。
- 2人講義方式。2人の教官を適宜組み合わせ（通常は理論教官と実践教官）、関心のある問題について受講生と意見交換を行う。

統一した共通課程の授業を行う場合は、授業方式の運用と選択がどのようなものであるかにかかわらず、テーマと授業時間ごとに、最優先される方式が選択されるように研究を行っている。

*弁護士の授業，学習に用いる教材，資料

- 教材：同校では、弁護士業の技能についての4巻からなる教材を整理、修正、補充の上、試用した授業集を基にした教材の編集を進めてきた。
- 第1巻：弁護士と弁護士業
- 第2巻：弁護士業の技能に関する法律テーマ
- 第3巻：契約書と法律顧問
- 第4巻：訴訟技能

教材の中の各テーマは、系統的な順序に従い、テーマ同士が関連するように並べられ、

比較的統一性を持たせてある。これは司法官職養成学校の最初の弁護士研修教材であり、教官と同校が総体的に努力を行った結果であるが、限界、欠点を免れていない。研修教材を通じて、同校は毎年引き続き教材の向上を行う予定である。

- 教科書：教科書は一つの問題について個別に考究した内容を備えた資料である。これはテーマを掘り下げた図書であり、研修の質の向上に役立てるために編集出版される予定である。同校ではしかるべき時期に集中的に編集を行う予定である。
- その他の参考資料：翻訳資料、新聞、書籍、雑誌、録音テープ、録画テープなどが、同校の弁護士研修課程において効果的に使用するため、並行して準備される予定である。

* 弁護士授業の教官

- 司法官職養成学校の専属教官は、国内外で訓練を受けており、弁護士活動に参加した経験を持つ。
- 法科大学、ハノイ国家大学法学部、その他の教育機関の教官。
- 実践的な法律活動を行っている者。国内の弁護士会の弁護士、国外の弁護士、裁判官、検察官、調査官、調停官などからなる。
- 各機関その他の委員会のしかるべき専門家（司法省、国家法律研究院）など。

* 試験の実施と学習成績

正規の弁護士研修（6か月）は、入学時の試験（考査）があり（内容は刑事訴訟法、刑法、民事訴訟法、民法）、卒業試験として3科目が課されている（刑事訴訟技能、非刑事訴訟技能、法律顧問及び契約技能）。

学習過程では進捗テストがある。総授業時間は630コマであり、そのうち520～530コマが授業学習、50コマが実習、50コマが進捗テスト及び卒業試験である。

卒業した受講生には、弁護士研修コース卒業証書が授与される。職能研修コース卒業証書は、司法省の統一様式に従う。

同校では試験内容を弁護士業の技能評価に集中する方向、特に、係争拡大の方向での司法改革の要求を重視した方向へ、試験制度を改善する計画がある。試験問題は多数の設問からなり、各設問は受講生が身に付けた業務技能の内容ごとに評価を行うことを目的としている。弁護士の科目ごとの試験問題を蓄積して、幾つかの科目では質と量ともに十分ではない実状を克服する努力をしているが、現在この計画を実施するための予算が十分でないために困難に直面している。

* 同校の物質的基礎は、特に講堂、大教室が不足しており、一つのテーマのために多くの職種を合同で研修する場合、多くの問題が生じる。

2. 3 弁護士技能の教育研修活動における同校の問題克服の方向。

同校の計画に従って2002～2005年及び2006～2010年の弁護士研修計画を実行するために、以下のような活動を行う。

- 研修対象に適合するよう、弁護士研修教材を編集、修正、補充、充実させる。
- ケーススタディ資料の編集、補充を行い、授業計画の中の各回又は各テーマに、訴訟の中で弁護士が重要な役割を果たしている時事性のある裁判の情報を取り込む。顧問弁護士が参与して、企業の生産営業活動を手助けし、紛争解決を行っている実践的な事件の情報を取り込む。
- 国内及び世界の弁護士活動に関連した新しい情報と資料を集約し、毎年、弁護士研修課程に採り入れる。
- 予定の計画と規模で弁護士研修を行うために、同校は国内の弁護士会の権威と経験のある弁護士、国外の弁護士、法律専門家、その他の分野の専門家などと、引き続き密接な協力を行う必要がある。授業、教育、研修の方式の改善活動を重視し、専業又は半専業の弁護士が、同校の授業、研修の必要性及び計画に積極的に応じる体制を採る。教官は授業の方法に熟達し、弁護士の業務に精通し、理論と実践の面で高い知識レベルを有する。
- 弁護士研修の質を高めるために、同校は既に以下のような幾つかの面において研修コースごとに経験を蓄積してきており、今後ともこれを継続する予定である。
 - ・ 教官の授業方式についての経験蓄積。
 - ・ 授業内容、授業時間についての経験蓄積。
 - ・ 授業に使用する教材、書類、資料の日常的な編集・補充。
 - ・ 授業のための設備とその管理業務についての経験蓄積。
- 同校は日常的に直接授業を行う教官の意見を吸収するとともに、研修中の弁護士の受講生に対するアンケートを通じて、意見を吸収し、研修を終えた弁護士を使用している組織や機関を通じ、弁護士活動と関係のある訴訟を行っている機関の意見を調査し、また、社会世論及び依頼人、弁護士の雇用主を通じて、社会学調査を毎年実施する予定であり、それにより研修の質の評価を行う。また、それによって弁護士研修課程の質を引き続き高め、充実させる。
- 専門家、実践活動を行っている人々と、学術シンポジウム、座談会を行う。研修、学術研究の分野の各種機関、卒業後の弁護士を使用する機関、組織と協力する。国際協力、域内の各校及び先進国の法律学校との教員研修、教程交流を行う。

弁護士業の必要性と同校の研修能力に応じて、2002年から2005年までの弁護士研修計画により、同校は4,200～4,500人の弁護士を研修する予定である。2006年から2010年までは、1万2,000人の弁護士を研修する予定である。2002年から2010年までに研修する弁護士の受講生は1万6,500人～1万7,000人と見込まれる。しかし、この計画の目標を達成するためには、主観的な困難に加えて、人材、財政上の不足、活動体制上の不備といった客観的な困難を多く抱えている。そのため、弁護士の教育研修活動の刷新は、司法官職養成学校の今後の全面的な刷新及び規模の拡大と分かちがたく結び付いている。司法官職養成学校自体の努力以外に、同校はベトナム

ム政府からの支援及び日本政府によるベトナム司法機関の法律能力増強計画における JICA の貴重な支援に代表されるような、国外の援助組織の支援を受けることを希望している。

ハノイ，2004年1月



司法研修所正面にて

検察大学校が留意している検察官研修及び能力向上クラスの基本的内容について

最高人民検察院検察大学校副校長 デイン・スアン・ナム

I. 検察大学校の現在の組織機構及び研修形式

1. 検察大学校の設立及び発展の経緯

検察大学校の設立及び発展の経緯は以下のとおり。

検察大学校は1992年2月17日付けベトナム社会主義共和国国家評議会の第138/QĐ-HĐND 号の規定に基づき、1970年4月25日設立の検察中級学校を基盤として設立された。

設立当初から当校は、まだ検察官でない者に対して、卒業後に検察官に任用されるための資格を備えられるよう研修を行い、また、既に検察官として検察分野で業務を行っている者に対して、検察の専門分野に関する業務能力向上研修を行うという任務を付与されている。設立から34年が経過した現在まで、当校において研修を受けた学生、研修生は7,800名である。うち80パーセントは中央から地方まで各行政レベルの人民検察院の検察官として任用されている。また、延べ約5,000名の現職検察官が、当校において検察の専門研修を受けている。概して、当校が研修を行った学生、研修生は、卒業後、最高人民検察院及び地方人民検察院に就業し、検察分野に対する要求と任務を遂行していると言える。

2. 検察大学校の現在の組織機構及び研修形式

- 当校の組織機構は、理事会、3科及び3課からなり、教職員は85名である（図1）。
- 当校の現在の研修形式は下記（図2）のとおり。

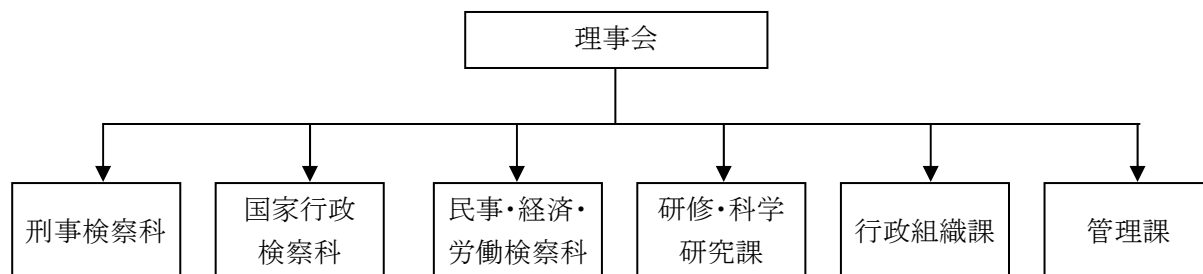


図1 検察大学校の組織機構

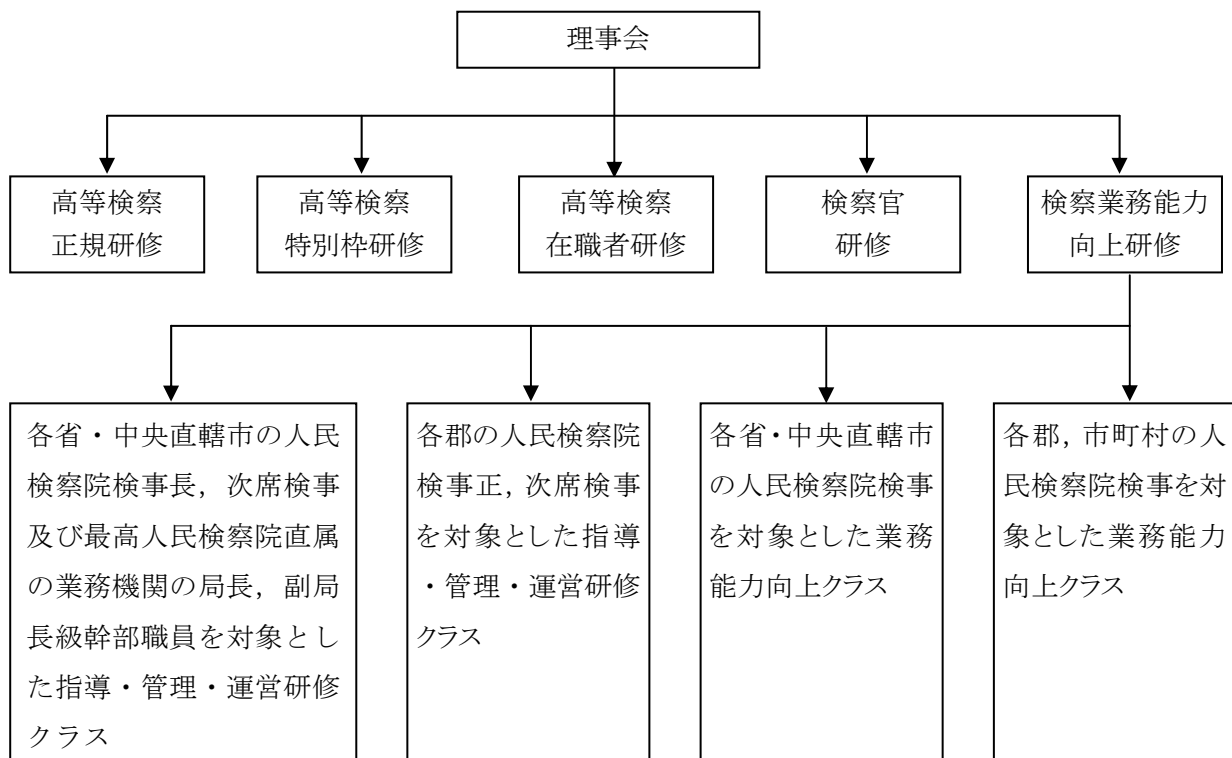


図2 検察大学校の研修形式

II. 検察大学校が現在留意している研修及び能力向上クラスの基本的内容について

1. 現在の検察大学校における検察官の研修及び能力向上プログラムの内容を確定する根拠

- 1992年憲法（改正）及び2002年人民検察院組織法に規定される検察の職務及び任務に基づく。

1992年憲法（改正）第137条及び2002年人民検察院組織法第1条では、以下のように規定している。

「人民検察院は憲法及び法律の規定に基づき、司法活動における公訴権及び検察権を行使する。

最高人民検察院は司法活動における公訴権及び検察権を行使し、法律の厳正かつ統一的執行に寄与する。

地方人民検察院は所管地域での司法活動における公訴権及び検察権を行使する。軍事検察院は法律による公訴権を行使する。」

以上のように、世界各国の控訴機関と比べ、ベトナムの人民検察院は以下の点で相違している。

“ベトナムにおいては、検察官は犯罪者を裁判所に起訴し、求刑するという公訴権を行使するほか、刑事事件における捜査機関の法律の遵守及び刑事、民事、婚姻・家庭、行政、

経済及び労働事件の審理における裁判所の法律の遵守，判決執行機関及び被疑者，被告，被害者，民事事件の原告及び被告，利害関係者，弁護士，通訳人，鑑定人等の公訴参加者の法律の遵守に関して検察業務を行う。”

ベトナムの人民検察院の職務に関する上記の特殊性は，当校の現在の研修及び能力向上プログラムの内容にも影響を与えている。

また，現在の法治国家建設及び司法改革を背景に，司法活動における公訴権及び検察権の行使に関して，検察官の質を高め，活動の効果を上げるという要求に基づくものである。

上記の根拠より，当校における現在の研修及び能力向上プログラムの内容は，コースの各形式ごとに以下のように確定されている。

- 正規研修コース：選考対象者は普通中学（12年生）を卒業し，教育訓練省の規程に基づく入学試験を受験した者とする。試験は，数学・物理・化学のAグループと文学・歴史・地理のBグループがある。最近4年間の統計によると，受験倍率の最高年度は52倍，最低年度は37倍であった。
- 特別枠研修コース：対象者は少数民族である者，辺境地，山岳地帯，島嶼部に在住する者で，選考に際しては入学試験は行わず，審査のみとする。
- 在職者研修コース：選考対象者は現在検察分野において業務を行っているが最終学歴が法理中級学校又は普通中学である者。これらの者は教育訓練省の規程に基づく入学試験を受験すること。試験科目は文学，歴史，人民検察院組織法。

上記3つの正規研修コース，特別枠研修コース，在職者研修コースの研修期間は3年，授業科目は36科目。そのうち憲法，行政法，財政・銀行法，土地法，民法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法等の基本法の科目は学習期間2年，検察業務に関する科目は1年とする。

- 検察官研修コース：研修対象者は法律学士の資格を持ち，検察分野の業務に任用されている者とする。研修生は法律の知識を既に有していることから，研修期間は1年とし，研修科目は検察業務に関する科目のみとする。この研修コースは2004年から司法学院へ移管する。

その他当校における研修・能力向上プログラムの内容は，研修対象者，研修形式，目的，研修期間を考慮しながら作成する。

2. 1年間の正規研修，特別枠研修，在職者研修，検察官研修において，検察業務に関する学習内容の問題は以下のとおり

(1) 新たに施行，改正，補足され法律に関する学習は，司法活動における公訴権及び検察権の行使という検察官の任務の履行に不可欠である。

- 国境法
- 国籍法
- 民事訴訟法
- 刑法
- 刑事訴訟法

- 経済法
- 経済訴訟法
- 労働法
- 労働訴訟法
- 行政法
- 行政訴訟法
- 刑事事件現場検証業務
- 証拠発見，維持，保存方法
- 被疑者取調べ方法
- 法医学鑑定
- 精神鑑定
- 傷痕鑑定

(2) 人民検察院に関する一般原則（14テーマ）

1. 人民検察院の設立とその発展の経緯
2. 国家機構における人民検察院の位置，役割
3. 公訴権行使の職務，司法活動における公訴権行使と検察権行使の関係
4. 人民検察院の職務及び権限を行使する業務
5. 人民検察院の組織及び活動の原則
6. 人民検察院の組織機構及び幹部職員の業務
7. 検察官の立場，任務，権限
8. 検察官の職業的徳，責任，品格
9. 検察官の基準，選考評議会及び検察官の任免手続
10. 検察官の司法機関及びマスコミとのコミュニケーション技術
11. 人民検察院の所管に属する苦情，訴えの受理及び処理業務。各司法機関の苦情，訴えの処理に対する検察業務
12. 犯罪に関する情報，告発の受理技術
13. 犯罪統計業務
14. 検察分野における情報・報告制度

(3) 検察官が刑事事件の捜査において公訴権及び検察権を厳正に行使するための学習内容（6テーマ）

1. 刑事事件の捜査において公訴権及び検察権を行使する際の人民検察院の任務及び権限
2. 刑事事件の捜査段階における公訴権の行使能力
3. 捜査機関の行う刑事事件の現場検証に対する検察技術
4. 刑事事件の起訴，捜査に対する検察技術
5. 刑事事件の捜査に対する検察書類の作成技術
6. 起訴決定書，起訴状，建議書，上訴状，逮捕状，抑留・勾留の決定，捜査停

止・一時停止等の書類の作成実習

(4) 刑事事件の審理における公訴権及び検察権の行使に関する内容（主として7テーマ）

1. 刑事事件審理の段階において、裁判所の審判に対する公訴権及び検察権を行使する際の人民検察院の任務及び権限
2. 刑事事件の審理に対する検察書類の作成技術
3. 刑事事件における証拠書類の研究、分析、評価、検査技術
4. 裁判における求刑技術
5. 裁判における弁論技術
6. 求刑理由書、上訴状、建議書の作成実習
7. 裁判官、人民参審員、検察官、弁護士、被告、被害者等の役割を演じさせる、サンプル書類を備えたデモ裁判演習の実施

(5) 逮捕・勾留、懲役刑受刑者の管理及び教育に対する検察業務（4テーマ）

1. 逮捕・勾留、懲役刑受刑者の管理及び教育において検察業務を行う際の人民検察院の任務及び権限
2. 拘置所での勾留・拘留に対する検察技術
3. 更正施設での懲役刑受刑者の管理及び教育に対する検察技術
4. 建議書、上訴状の作成実習

(6) 判決の執行における検察業務に関する内容

1. 判決の執行において検察業務を行う際の人民検察院の任務及び権限
2. 刑事事件の判決の執行に対する検察技術
3. 民事、婚姻・家庭、行政、経済、労働事件の判決の執行に対する検察技術
4. 建議書、上訴状の作成実習

(7) 民事、婚姻・家庭事件の処理における検察業務に関する内容

1. 民事、婚姻・家庭事件の処理において検察業務を行う際の人民検察院の任務及び権限
2. 民事、婚姻・家庭事件の受理及び書類作成技術
3. 民事、婚姻・家庭事件の第一審及び第二審における検察技術
4. 監督審、再審における検察技術
5. 民事、婚姻・家庭事件の処理において検察業務を行う過程での起件決定書、結論書、上訴状、建議書の作成実習
6. 学生、研修生に裁判官、参審員、原告、被告、検察官の役割を演じさせる、サンプル書類を備えたデモ裁判演習の実施

(8) 行政事件の処理における検察業務に関する内容（4テーマ）

1. 行政事件の処理において検察業務を行う際の人民検察院の任務及び権限
2. 行政事件の受理及び書類作成技術
3. 行政事件の第一審，第二審及び監督審における検察技術
4. 行政事件の処理において検察業務を行う過程での起件決定書，結論書，上訴状，建議書の作成実習

(9) 経済，労働，破産及び罷業事件の処理における検察業務に関する内容

1. 経済，労働事件の書類作成技術
2. 第一審，第二審及び監督審における検察技術
3. 破産宣告及び罷業の処理に対する検察技術
4. 結論書，建議書，上訴状の作成実習

3. 当校が現在留意している能力向上コースの学習内容

- 省レベルの人民検察院の検事長，次席検事を対象とした専門分野の指導・管理・運営能力向上コースは，以下のテーマが含まれる。

1. 現在の司法改革の概念及び基本的内容
2. 国家行政改革の基本的問題
3. 国家機関における科学的労働組織
4. 国家行政管理における指導心理学
5. 人民検察院のシステムにおける国家行政管理
6. 検察分野における財政管理及び施設建設
7. 刑事事件の捜査における公訴権及び検察権行使に関する指導・管理・運営活動
8. 刑事事件の審理における公訴権及び検察権行使に関する指導・管理・運営活動
9. 民事，婚姻・家庭，行政，経済及び労働事件の審理における検察業務に関する指導・管理・運営活動
10. 人民検察院の所管に属する苦情，訴えの処理，住民対応に関する指導・管理・運営活動
11. 検察分野における幹部組織業務
12. 検察分野における科学研究

- 郡レベルの人民検察院の検事正，次席検事を対象とした専門分野の指導・管理・運営能力向上コースは，研修期間が20日から1か月で，以下のテーマが含まれる。

1. 現在の犯罪状況について，その実情と原因，解決策
2. 現在の国家行政改革の基本的問題
3. 国家行政管理における指導者の管理法，スタイル
4. 国家行政管理における指導者の心理，スタイル
5. 住民の苦情，訴えの処理に関する指導・管理・運営活動，司法機関の苦情，訴え

の処理における検察業務に関する指導・管理・運営活動

6. 民事，婚姻・家庭，行政，経済及び労働事件の処理における検察業務に関する郡レベルの人民検察院の指導部の指導・管理・運営活動
 7. 刑事事件の捜査における公訴権及び検察権行使に関する郡レベルの人民検察院の指導部の指導・管理・運営活動
 8. 刑事事件の審理における公訴権及び検察権行使に関する郡レベルの人民検察院の指導部の指導・管理・運営活動
 9. 裁判所の判決，確定した判決の執行における検察業務に関する，郡レベルの人民検察院の指導部の指導・管理・運営活動。
 10. 郡レベルの各司法機関及びそれらの相互関係
- 検察分野に就業している現職の検察官を対象とした業務能力向上研修コース（3年に1回，当校で20日の集中研修）について，当校では以下の内容に留意している。
 1. 新たに施行，改正，補足された法律
 2. 検察官の任務及び権限
 3. 検察官の基準，道徳，責任
 4. 刑事，民事，婚姻・家庭，行政，経済及び労働事件の書類に存在する証拠の研究，分析，評価技術
 5. 起訴状，求刑理由書，上訴決定書，建議書のサンプル研究及び作成実習
 6. 刑事裁判での弁論技術
 7. 裁判所での事案の審理前，審理中及び審理後に検察官が行うべき業務的行為
 8. 犯罪統計，刑事統計業務
 9. 犯罪に関する情報，告発の受理業務
 10. 住民からの苦情，訴えの処理，住民対応業務
 11. 刑事事件の現場検証業務

ハノイ，2004年1月

最高人民裁判所-裁判所職員養成学校における職務研修に関連する若干の問題と困難

最高人民裁判所-裁判所職員養成学校副校長 グェン・ヴァン・ズン

I. 最高人民裁判所-裁判所職員養成学校の概要

各級人民裁判所の裁判官、人民裁判官委員会、職員のための職務研修の任務を行うため、国家経済仲裁学校から移行した経済仲裁職員学校を基礎として、「裁判所職員養成学校」を設立するための最高人民裁判所長官の決定、100/TCCB 号が1994年8月23日付けで出された。以後、裁判所職員養成学校は現在に至るまで正式運営されている。裁判所職員養成学校についての若干の情報を以下に挙げる。

1. 1 裁判所職員養成学校の機能と任務

設立決定によれば、裁判所職員学校は以下のような機能と任務を有する。

- 裁判所職務に関する知識向上のための研修の課程と内容を計画策定し、それに基づいて裁判所内外の教官を配置して、策定された内容と課程に従って授業を行い、短期及び長期の各クラスを開講する。これらのクラスは、各裁判所の裁判官、人民裁判官委員会、審査官、書記官を対象とする。設立当初の数年間、最高人民裁判所の裁判官、裁判官委員会、審査官、書記官に対する職務研修を優先的に行うことを目標とする。
- 審理の学術研究活動又は最高人民裁判所長官から割り当てられたその他の活動に参加する。
- 学校の設備管理、開講中の受講生管理、校内に寄宿する受講生の食事と居住の確保を行う。

1. 2 裁判所職員養成学校の組織と活動

上記決定によれば、裁判所職員養成学校には校長、各副校長、各主任、各専門官、機構の上で教務室と管理運営室の2室に分けて事務員が置かれる。以後今日まで学校は通常9～12人の人事構成となっているが、設立以来今日まで、組織機構でも人事構成でも裁判所職員養成学校はいまだかつて健全であったことがない。現在、裁判所職員養成学校は、校長、副校長1名、教務室長1名（副室長はいない）、教務室事務員1名、管理運営室副室長1名（室長はいない）、管理運営室各事務員5名の10名からなっている。同校には専任教官はおらず、校長と副校長が必要に応じて兼任している。これらの職は兼任制度に従って、最高人民裁判所の指導幹部、最高人民裁判所に所属する専門裁判所の所長、副所長や若干の裁判官が、最高人民裁判所長官により決定された割り当てに従って任じられている。必要であれば、同校はその他の研修施設から教員を招いて専門テーマについての報告や外国語、コンピュータについての講義を行ってもらふ。受講生は全国の各裁判機関において職務についている裁判官、裁判所書記官、審査官である。この特徴ゆえに、裁判所

職員養成学校の活動は以下言及するような困難に常に直面している。

1. 3 裁判所職員養成学校の技術的・物質的基礎

現在、裁判所職員養成学校はハノイ市バディン区ドイカン通り262番地にあり、約100名の受講生を収容できる講堂があるが、設備はほとんど何もなく、図書室1つと、10名の人事構成にちょうどよい大きさの事務室が若干あるのみである。

II. 裁判所職員養成学校の活動状況

与えられた任務を遂行するため、過去数年間、裁判所職員養成学校は各裁判所の裁判官、裁判官委員会、職員及び各企業のための研修クラスを常時開講してきた。具体的には以下のとおりである。

- 1997年は以下のクラスを開講。
 - － 省市レベルでの人民裁判所裁判官を対象とした児童の権利と児童犯罪について、5つの研修クラス
 - － 土地紛争の解決路線について、3つのクラス
 - － 経済紛争の解決路線について、2つのクラス
 - － 行政への訴えの解決について、2つのクラス
 - － 人民裁判官委員会のための研修クラス4つ
 - － 裁判所書記官を対象とした研修クラス1つ合計で700名が上記の各クラスに参加した。

そのほか同校では、裁判所職員を対象としてコンピュータのクラス2つと各企業を対象とした経済についての法律知識研修クラス4つを開講した。

- 1998年は以下のクラスを開講。
 - － 省市レベルでの人民裁判所裁判官を対象とした児童の権利と児童犯罪について、2つの研修クラス
 - － 刑事について、5つの専門テーマ研修クラス
 - － 労働紛争の解決路線について、2つのクラス合計で裁判官570名、検察官、調査官138名、児童擁護委員会の職員30名が、1998年に研修を受け、課程に参加した。

そのほか同校では、コンピュータのクラス3つと、各企業のための幾つかの経済法律普及クラスを開講した。

- 1999年、裁判所職員養成学校は、経済、刑事、民事、労働及び審理職務に関する研修クラス20を開講し、836名が参加。そのうち800名が人民裁判官委員会、裁判官、審査官、裁判所書記官であった。
- 2000年、裁判所職員養成学校は、経済、刑事、民事、婚姻家族、労働及び審理職

務に関する研修クラス23を開講し、1,000名近くが参加。うち6クラスはハノイで行われた。

- 2001年、裁判所職員養成学校は、1,212名の受講生を対象として29の研修クラスを開講した。内訳は以下のとおり。
 - － 省市級の人民裁判所裁判官、人民裁判官委員会を対象とするクラス20。972名が受講
 - － コンピュータと図書室に関する6つのクラス、受講生は79名
 - － 児童と女性の権利に関する3つの研修クラス、受講生は161名
- 2002年、裁判所職員養成学校は、裁判官、人民裁判官委員会、審査官のための16のクラスを開講した。そのほかに裁判所職員養成学校は、僻遠地の県（訳注：日本の郡に相当）レベルの裁判官を対象とした児童の権利に関する3つの研修クラスを開講した。
- 2003年、裁判所職員養成学校は、50の研修クラスを開講する。内訳は以下のとおり。
 - － 各地方における人民裁判官委員会のための研修に協力する報告官を対象とする2つのクラスを既に開講、受講生は119名。
 - － 国会常務委員会の388号決定と最高人民裁判所幹部会の4号決定を説明する7つの研修クラスを既に開講、延べ788名が参加。
 - － 2000年以降新規任官した各レベルでの人民裁判所の裁判官のうち、司法官職養成校での研修を未受講の者137名を対象として、2つの審理職務研修クラスを既に開講。
 - － 人民裁判官委員会のため10の研修クラスを開講するか、又は各地方の人民裁判所の開講を支援、1,560名が参加。
 - － 全国の裁判官のために、民事について、4つの専門テーマ研修クラスを開講、受講生は458名で、そのうちクラスを開講した地方の検察官若干名の参加を含む。
 - － 地方裁判所の組織管理に関する研修クラス1つを開講、149名が参加。
 - － 審査官のための9つの研修クラス、150名が参加。
 - － 行政への訴え及び行政への訴えの解決に関する法律について、2つの研修クラスについて地方の人民裁判所の開講を支援、延べ550名が参加。
 - － 最高人民裁判所に所属する職員を対象として、4つの外国語クラスと事務コンピュータクラス。
 - － 児童と女性の権利に関する3つの研修クラス。

III. 裁判所職員養成学校の職務研修活動における困難点

3.1 組織と活動について。現在、裁判所職員養成学校は、校長、副校長1名、教務室長1名（副室長はいない）、管理運営室副室長1名（室長はいない）、各事務員の10名からなっている。裁判所職員養成学校の人事構成は組織構成と同じく、設立から現在まで、いまだかつて健全であったことはない。同校には専任教官はおらず、校長と副校長が必要

に依じて兼任している。そのため兼任教官が職務で多忙であるか、又は急務が生じた場合には、任務を行うことが極めて困難であり、このような状況が日常的に起きている。裁判所職員養成学校の教官は兼任制度に従って、最高人民裁判所の指導幹部、最高人民裁判所に所属する専門裁判所の長官及び副長官、若干の裁判官からなる。これらは管理職務を行う職員であるため多忙であり、研修職務への参加には限界がある。これらの教官に関しては、経験に従って授業を行っており、授業は具体的な裁判についてか、又は法律の説明のみで、学校の計画した課程に従って授業をさせることは極めて難しい。裁判所職員養成学校の校長と副校長は、これらの者よりも「低い」管理職務にあり、そのため授業の前に授業内容を教官に準備させることも困難である。兼任教官にとって更に難しいのが授業方法である。彼らは有能な専門家であるが、教壇では受講生に対して十分な説明ができない場合が多い。彼らのほとんどは教育事業の研修を受けたことはなく、とりわけ大人に対する授業方法を知らない。彼らは通常このような技術に接したことがないか、そのような技術の利点についての意識を持ったこともないので、教授技術を授業に適用することは大変難しい。それに加えて、授業に参加することは強制になっておらず、報酬も他の研修機関と比べて低い。それでも教員として参加しており、参加したくない場合は多忙を理由にしている。その他の研修機関の教員は主に熱意があるために参加している。裁判所職員養成学校は彼らを引き付けるための十分な動機付けも魅力もないのである。

裁判所職員養成学校の受講生は、全国の裁判機関で現在活動中の裁判官、裁判所書記官、審査官であり、通常、新しい法律文書や知識を学ぶための時間が大いに不足しており、研修コースに参加するための時間を更に捻出することは困難である。地方の裁判所が職員を研修に送る場合、裁判所職員養成学校が招集する専門テーマに合わない研修対象者を送ることが通常化している。極めて多くのコースや専門テーマに多くの受講生が参加しているが、我々の調査によれば、それは仕事を与えられない地方の者であったり、職業能力が低い者であったり、家族や友人に会う機会に併せて研修に参加した者であったりしている。このような状況のために、多くの裁判官が職務研修にほとんど参加できずに、経験に従って審理をしている。このような裁判官に質問すると、そのほとんどは、学習を希望し、職務研修に参加したいと答えている。逆に、このような学習クラスへの参加を義務付ける制度がないために、研修コースへの参加をためらうか、ほとんど参加することがない裁判官も多くいる。これに加えて、短期研修クラスでは、同校は裁判官の参加を証明する形式が全くなく、学習成績や実際の研修結果も調べていない。

3. 2 教材資料及び技術設備について。裁判所職員養成学校には図書室が1つあるが、蔵書はいまだ少ない。同校の課程は通常短期クラスや専門テーマによる研修クラスなので、資料を適宜編集しなければならない。編集するのは直接授業を行う教官であるが、彼らは職務で忙しく、資料を入手するのは非常に困難である。同校の多くのクラスでは、授業を録音して、その後テープを起こした後、受講生のための資料を編集している。そのため多くのコースでは、「無教官」、「資料なし」の受講生がいる。資料が間に合わない場合もあ

り、人手も印刷設備もコピーも学校にないため、受講生に配布できない場合もある。しかし、資料の編集をする者と授業を行う教官が別で、クラスの専門テーマや内容に一致していない場合もある。教員は1～2人の受講生の求めに応じて具体的な仕事の解決に当たらなくてはならなかったり、裁判の話をしたりして、学習効果は高くない。

裁判所職員養成学校は自前の本部がなく、再審裁判所、経済裁判所、行政裁判所、労働裁判所、監査委員会のような、最高人民裁判所のその他の部署と同居している。学校には100席近くの講堂が1つあるが、通常は共通授業に使われていて、分かれて討論したり、年齢層、専門レベル、専門分野ごとの学習に用いる小教室はない。やりくりしたり、適切な設備を整える条件はない。学習設備は貧弱である。教員は新しい授業方法について研修を受けたこともなく、それらを適用する条件も整っていない。

最高人民裁判所はベッド数70近いゲストハウスを有しているが、開講時には、大多数の受講者がここでの宿泊を指定され、残りはホテルに宿泊する。受講生が一定の地域内に集中して宿泊していないと管理が困難である。裁判所職員養成学校は各地方裁判所と共同でクラスを開いているが、教員について多くの問題がある。

3. 3 研修内容の確認について。新しい法律文書の専門テーマの研修任務については、裁判所職員養成学校はいまだに経験がなく、課程を開講したことや策定したこともなく、学習に使用する資料も作ったことがない。研修が必要な専門テーマ、研修が必要な対象、時間を策定することは困難である。このような内容を策定できないために、裁判所職員養成学校のクラス開講は通常受け身であり、早期計画を立てることができず、さらには、年度計画すら立てられない。裁判所職員養成学校は課程を策定したり、研修が必要な専門テーマを見つけ、内容のための考察をする上での経験も方法もない。各地方裁判所は常に一般的又は一時的な不平不満を述べるのみである。各地方の意見は極めてバラバラで、統一して研修の専門テーマにすることは難しく、要求事項についてのアンケートをとっても、彼らはほとんど何も答えないか、求められたことに正しく答えないのが常である。

その他に裁判所職員養成学校は各クラスの経費の面でも大きな困難に直面している。現在、地方裁判所の管理は最高人民裁判所に移譲されたため、一般的に職務研修において、とりわけ計画や経費などの点で、一定の好条件が生まれている。

裁判所職員養成学校の職務研修活動の実状と若干の困難については以上のとおりであるが、この任務の実現に関する多年にわたる経験の交換など、日本側からの意見を得たいという希望を率直に申し上げる。今回の訪問における我々の目標は、与えられた任務を一層良好に行うための経験を学習することである。

ハノイ、2004年1月



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

犬とウサギとフランスパンと法整備

ビエンチャンの町でよく犬を見かける。どこにでもいる。道の真ん中に座り込んで後ろ足で頭を搔いたり、丸まって熟睡していたりするので、私の車は毎朝何匹もの犬をよけながら走る。ちょっと前まで、ラオスでは犬は食用だった。今はもっぱら愛玩用だ。プロジェクト秘書のモンさんも家を新築した機に子犬を買ってきて、「ユリちゃん」と名付け大事に飼っている。犬をペットにしているラオス人は最近本当に多い。

司法省に、家でウサギを可愛がっているという職員がいた。先日廊下ですれ違ったので「ウサギは元気？」と聞いたら、「もう食べた」と言っていた。なんだ、食用だったのか。「ユリちゃん」はさすがに食用ではないだろうと確信するものの、一抹の不安は残る。

フランスの植民地だったラオスでは、ウサギ料理ももちろん美味しいが、フランスパンはこれまたものすごく美味しい。私はよくお昼にフランスパンで作ったサンドイッチをパクつきながら、「パン焼き分野はフランスの技術移転が恐ろしく成功したのだなあ。日本の法整備支援もかくありたい・・・」などと考える。

ラオスにおけるフランスパンのすごいところはまずその品質。その味は日本で売っているフランスパンなど足下にも及ばない。そして、朝になればどの道沿いにもフランスパンのサンドイッチ屋台が出ているほど、ラオス人の日常生活にとけ込んでいる。そして、パンの製法がラオス人に完全に移転され、ラオス人自らの手によって作り続けられている点。高い品質の保持、社会への普及と定着、自立発展性。我々もこういう支援をしていきたいものである。

(JICA ラオス長期派遣専門家 小宮 由美)

2004年6月15日に成立いたしましたベトナム社会主義共和国破産法の和訳（仮訳）を掲載いたします。本訳につきましては、当部が国際協力機構（JICA）との協力関係の下に実施しているベトナム国法整備支援研修等の通訳として御活躍されている大貫錦氏にベトナム語（ベトナム官報）から日本語に翻訳していただきました。

ベトナムにおいては、市場経済化の促進に伴い、数多くの法律・法令が制定されており、日本はこれまで同国に対し、民法、民事訴訟法を中心に立法支援を行ってきており、本誌前号でも御紹介いたしましたとおり、この破産法についても改正作業への協力を行いました。

今後のベトナム法、司法制度の研究の資料の一つとして御参考にさせていただきたく、本誌に掲載いたしますので、御活用いただければ幸いです。

また、重ねて、大貫氏の御協力に深く感謝し、厚く御礼申し上げます。

ベトナム破産法（仮訳）

2001年12月25日ベトナム社会主義共和国第10期国会の第10会期において可決された決議 No.51/2001/QH10により改正、補足された1992年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、本法は企業、合作社の破産に関する諸規定を定める。

第1章 総則

第1条 規定範囲

本法は、破産手続開始の条件及び申立てを規定し、財産に関する義務及び破産手続における財産保全措置の決定、事業更生条件及びその手続、財産処分手続及び破産宣告・破産手続開始の申立人、破産宣告を申し立てられた企業及び合作社並びに破産申立解決者の権限、義務及び責任を規定する。

第2条 適用対象

1. 本法は、法律規定に基づいて設立され営業する企業、合作社及び合作社連合（以降、合作社及び合作社連合を「合作社」という。）に適用する。

2. 政府は、国防、治安に直接に服務する特別企業及び必須公益品、役務を常時直接提供する金融、銀行、保険、その他の分野の企業及び合作社のリスト並びにそれらの企業に対する本法の適用を具体的に規定する。

第3条 破産状態に陥った企業及び合作社

債権者が弁済期到来の債務弁済を請求したときにそれを弁済する能力がない企業及び合作社は、破産状態に陥ったとみなす。

第4条 破産法の効力

1. ベトナム社会主義共和国の領土で活動する企業及び合作社の破産処理は、破産法及び他の法律規定を適用する。ただし、ベトナム社会主義共和国が締結し、又は加盟した国際条約に別途規定があるときは、この限りでない。

2. 破産法の規定と他の法律の規定に同一問題に関して相違があった場合は、破産法の規定を適用する。

第5条 破産手続

1. 破産状態に陥った企業及び合作社に対して適用される破産手続は、以下のとおりである。

a) 破産手続開始の申立て及び破産手続の開始

b) 営業活動の更生手続

- c) 財産、債務の処分手続
- d) 企業、合作社の破産宣告

2. 破産手続開始の決定後、本法の具体的規定に基づいて裁判官は、本条1項(b)、(c)の規定のいずれかを適用し、又は営業活動更生手続適用から財産、債務の処分手続適用への変更若しくは企業、合作社の破産宣告を決定する。

第6条 用語の解釈

本法の用語は、以下のように解釈する。

1. 「担保付債権者」とは、企業、合作社又は第三者の財産で担保された債権を有する者をいう。
2. 「一部担保付債権者」とは、企業、合作社又は第三者の財産で担保されているが、その担保財産の価値が債権者の債権より少ない者をいう。
3. 「無担保債権者」とは、企業、合作社又は第三者の財産で担保されていない債権を有する者をいう。
4. 「企業、合作社の合法代理人」とは、法律規定に基づく代理人又は企業、合作社から授權された者をいう。
5. 「双務契約」とは、契約締結に参加する当事者の双方が相互に権利及び義務を有し、一方の当事者の権利が他方の当事者の義務であり、かつ、反対の場合である契約をいう。

第7条 管轄裁判所の権限

1. ディストリクト、区、省都及び省町を管轄する人民裁判所（以降「ディストリクト級の人民裁判所」という。）は、各地区のディストリクト級営業登記所で営業登記を有する合作社に対する破産手続を行う権限を有する。
2. 省及び中央政府直轄の都市を管轄する人民裁判所（以降「省級の人民裁判所」という。）は、各地区の省級営業登記所で営業登記を有す

る企業及び合作社に対する破産手続を行う権限を有する。

必要であれば、省級の人民裁判所は、ディストリクト級の人民裁判所の管轄下にある企業の破産手続を行うことができる。

3. 外国投資企業がベトナムにおいて本営業所を有する地区を管轄する省級人民裁判所は、当外国投資企業に対する破産手続を行う権限を有する。

第8条 破産手続の担当裁判官の任務及び権限

1. ディストリクト級の人民裁判所での破産手続の遂行は一人の裁判官が担当し、省級の人民裁判所による手続の遂行は一人の裁判官又は三人の裁判官から構成される裁判官班が担当する。
2. 破産手続が三人の裁判官班によって行われる場合は、裁判官の一人が主任となる。

裁判官班の業務規則は最高人民裁判所長官が定める。

3. 裁判官又は裁判官班（以降合わせて「裁判官」という。）は、破産手続を監視、遂行する任務、権限を有する。破産手続を行う過程において犯罪の兆候を発見したときは、裁判官は、刑事事件立件検討のために、資料（謄本）を同級の人民検察院に送達するとともに、本法の規定に基づいて破産手続を継続する。

4. 裁判官は、自らの任務・権限行使に関して裁判所長及び法律に対し責任を負う。

第9条 管財班

1. 裁判官は、破産手続開始の決定を下すとともに破産状態に陥った企業及び合作社の財産を管理、処分する任務を果たす管財班設立を決定する。

2. 管財班は以下のメンバーによって編制され

る。

- a) 管財班班長である同級の判決執行部の執行員 1 名
- b) 裁判所の職員 1 名
- c) 債権者の代表 1 名
- d) 破産手続を開始された企業、合作社の合法的な代理人
- dd) 労働組合の代表、労働者の代表、専門機関の代表の管財班への参加が必要な場合には、裁判官が検討し、決定する。

3. 本法、民事判決執行に関する法律及び他の関連法律規定に基づき、政府は、最高人民裁判所との合意後、管財班の組織及び活動に関する規則を公布する。

第 1 0 条 管財班の任務、権限及び責任

- 1. 管財班は、以下の任務・権限を有する。
 - a) 企業、合作社の全現有財産の一覧表を作成する。
 - b) 企業、合作社の財産使用を監視、検討する。
 - c) 必要に応じて、企業、合作社の財産を保全するために仮緊急措置の適用を裁判官に対して提起する。
 - d) 企業、合作社の債権者とその債権額、債務者とその債務額の名簿を作成する。
 - dd) 処分手続の適用を受ける企業、合作社の財産、書類、会計帳簿及び印章を回収・管理する。
 - e) 裁判官の決定に基づいて財産配当計画を実行する。
 - g) 処分手続の適用を受ける企業、合作社が、本法 4 3 条 1 項に規定する場合において不法に売却又は移転した財産、財産の価値又は財産の価値の差額を発見し、裁判官に対してその回収を決定するように提案する。
 - h) 処分手続の適用を受ける企業、合作社の財産競売に関する裁判官の決定を競売に関する

法律の規定に従って執行する。

- i) 企業、合作社の債権回収及び財産競売から得られた金額を銀行の開設口座に預ける。
 - k) 破産手続を行う過程において裁判官のその他の決定を執行する。
2. 管財班は、民事判決執行に関する法律規定、その他の関連法律規定に基づき、本条第 1 項 (dd) (e) (g) (h) (k) が規定する任務及び権限を遂行し、自らの任務・権限行使に関し、法律に対して責任を負う。

第 1 1 条 管財班班長の任務・権限及び責任

- 1. 管財班班長は、以下の任務・権限を有する。
 - a) 本法 1 0 条が規定する任務を遂行し、権限を行使するときに、管財班を運営する。
 - b) 必要に応じて処分手続の適用を受ける企業、合作社の債権回収と財産競売から得たお金を預けるため新規銀行口座を開設する。
 - c) 裁判官の決定を執行する。
- 2. 管財班班長は、自らの任務・権限行使に関し、法律に対して責任を負う。

第 1 2 条 破産手続遂行過程における法律遵守の監視

人民検察院は、本法及び人民検察院組織法の規定に基づき、破産手続の遂行過程における法律遵守を監視する。

第 2 章

破産手続開始の申立てと申立書受理

第 1 3 条 債権者の破産手続開始申立権利

- 1. 企業、合作社が破産状態に陥っているのを発見したときは、無担保債権者又は一部担保付債権者は、全員、当該企業、合作社に対する破

産手続の開始を申し立てる権利がある。

2. 申立書には以下の主要内容を記入しなければならない。

- a) 申立の年月日
 - b) 申立人の氏名, 住所
 - c) 破産状態に陥った企業, 合作社の名称, 住所
 - d) 企業, 合作社が弁済していない弁済期到来済みの無担保債権又は一部担保付債権
 - dd) 弁済催促の経過
 - e) 破産手続の開始を申し立てる根拠
3. 破産手続開始の申立書は本法7条が定める管轄裁判所に提出しなければならない。

第14条 労働者の破産手続開始申立権利

1. 企業, 合作社が労働者に給与又は労働者に対する他の債務を支払いきず, 破産状態に陥っていると思われる場合は, 労働者は代理人を任命し, 又は労働組合の代理人を通じて当該企業, 合作社に対する破産手続開始を申し立てる。

労働者の代理人は, 企業, 合作社の労働者の過半数の無記名投票又は署名を得たときに合法的に任命される。数多くの部門が直属する大企業又は大規模合作社の場合は, 労働者の代理人は, 各部門の代表者の過半数の票を獲得して合法的に任命される。

2. 申立書には以下の内容を記入しなければならない。

- a) 申立ての年月日
- b) 申立人の氏名, 住所
- c) 破産状態に陥った企業, 合作社の名称, 住所
- d) 企業, 合作社が給与を支払っていない月数とその総額及びその他労働者に支払われていない債務
- dd) 破産手続開始申立ての根拠

3. 申立書は本法7条が定める管轄権のある裁判所に送付しなければならない。

4. 申立書を提出した後, 労働者の代理人又は

労働組合の代理人が債権者とみなされる。

第15条 破産状態に陥った企業, 合作社の破産手続開始の申立義務

1. 企業, 合作社が破産状態に陥ったことを発見した場合は, 当該企業主又は企業, 合作社の合法代理人はその企業, 合作社に対する破産手続開始を申し立てる義務を負う。

2. 申立書には以下の主要内容を記入しなければならない。

- a) 申立ての年月日
 - b) 企業, 合作社の名称, 住所
 - c) 破産手続開始を申し立てる根拠
3. 破産手続開始の申立書は本法7条が定める管轄裁判所に送達しなければならない。

4. 申立書に以下の書類や資料を添付しなければならない。

- a) 企業, 合作社の支払不能に関する原因, 状況を明記した営業活動報告書。法律によって会計監査が必要とされる株式会社である企業の場合は, 財務報告書は独立した会計監査機関に承認されなければならない。
- b) 企業, 合作社が対策を執ったにもかかわらず, 弁済期の到来した債務弁済不能状態を克服できなかった措置に関する報告書
- c) 企業, 合作社の資産と有形資産の所在地に関する詳細名簿
- d) 企業, 合作社の債権者の名簿。その中に債権者の氏名, 住所, 口座番号, 弁済期到来の担保付及び無担保債権, 弁済期が到来していない担保付及び無担保の債権を明記する。
- dd) 企業, 合作社の債務者の名簿。その中に債務者の氏名, 住所, 口座番号, 弁済期到来の担保付及び無担保債務, 弁済期が到来していない担保付及び無担保の債務を明記する。
- e) 債務者である企業が企業の債務に連帯責任を負うメンバーを有する企業である場合, 当該

メンバーの氏名、住所を明記した名簿。

g) 裁判所が法律に基づいて企業、合作社に対して提供を求める他の資料。

5. 破産状態に陥った企業、合作者を発見後3か月以内に当該企業主又は企業、合作社の合法代理人がその企業、合作社に対する破産手続開始を申し立てない場合は、当該企業主又は代理人は、法律の規定により責任を負う。

第16条 国営企業主の申立権

1. 破産状態に陥っているにもかかわらず国営企業が破産手続開始申立義務を履行しないのを発見したときは、当該企業主の代理人は、その企業に対する破産手続開始を申し立てる権利がある。

2. 破産手続申立書及びその添付書類、資料については本法15条の規定に従う。

第17条 株式会社の株主の申立権

1. 破産状態に陥った株式会社を発見したときは、その株主又は株主グループは、当該企業の設立綱領に基づき、株式会社に対する破産手続開始を申し立てる権利を有する。会社の設立綱領にそのような規定がない場合は、申立ては株主総会の決議に基づき実施する。設立要綱に当該規定がなく株主総会も開催できない場合は、20パーセントを超える普通株を少なくとも6か月以上所有する株主又は株主グループは、当該株式会社に対する破産手続開始を申し立てる権利を有する。

2. 破産手続開始申立書及びその添付書類、資料については本法15条の規定に従う。ただし、15条第4項(d)(dd)(e)が規定する書類、資料を除く。

第18条 合名構成員の申立権

1. 破産状態に陥った合名会社を発見したとき

は、合名構成員は、その合名会社に対する破産手続開始を申し立てる権利を有する。

2. 破産手続申立書及びその添付書類、資料については本法15条の規定に従う。

第19条 破産手続開始の申立人の義務・責任

1. 本法13条から18条において規定する破産手続開始の申立人は、破産手続の過程において裁判所の要請により、法律が定める書類を十分かつ期限どおりに提供しなければならない。

2. 申立人は、破産手続開始の申立てにおいて客観性がないために企業、合作社の名誉、威信、営業活動に悪影響を与えた場合又は申立てに虚偽がある場合は、その性質、程度により、懲戒処分、行政処分、刑事責任の追及を受ける。また、損害を与えた場合には、法律規定により賠償責任を負う。

第20条 破産状態の企業、合作社への通知

1. 裁判所、人民検察院、国家監査院、資本管理局、会計監査機関、国家企業主ではないが企業設立を決定した機関は、自らの機能、任務を遂行するに当たり破産状態に陥った企業、合作社を発見した場合は、破産手続開始を申し立てる権利者に対して破産手続開始の申立てを検討するよう文書にて通知をする。

2. 通知機関はその通知の正確性について責任を負う。

第21条 破産費用及び破産費用の予納

1. 破産費用は、破産手続を行うための費用である。裁判所は、裁判費用、料金に関する法律規定に基づき、事件ごとに破産費用額を決定する。

2. 破産手続開始の申立人は、裁判所決定により破産費用を予納しなければならない。ただし、申立人が本法14条に定める労働者である場合は、この限りでない。

3. 以下の場合には、破産費用は国家予算から予納する。

a) 破産費用の予納義務を負わない破産手続開始の申立人

b) 破産費用の予納義務を負うが予納する現金がなく、他の財産がある破産手続開始の申立人。

上記の破産費用の予納金は、破産状態に陥った企業、合作社の財産から国家予算に返還する。

第22条 破産手続開始申立書の受理

1. 破産手続開始申立書を受け取った後、申立書の修正又は補足資料の提出が必要であると認めた場合は、裁判所は、裁判所の要求を受け取った日から10日以内に申立書を修正、補足するよう申立人に対して求める。

2. 裁判所は、破産手続開始の申立人が破産費用の予納の領収書を提出した日から破産手続開始の申立書を受理する。申立人が破産費用の予納義務を負わない場合は、申立書を受理した日は裁判所が申立書を受取った日である。裁判所は、申立人に申立書を受理した通知書を発給する。

第23条 破産手続開始申立書の受理の通知

1. 申立人が破産状態に陥った企業の所有者又はそのような企業合作社の合法代理人でない場合は、裁判所は、申立書を受理した日から5日以内に当該企業、合作社に通知しなければならない。

2. 裁判所の通知を受け取った日から15日以内に、企業、合作社は、本法15条4項に規定される関係書類を裁判所に提出しなければならない。破産状態に陥った企業、合作社が他人の保証人である場合は、その企業、合作社は、裁判所の通知を受け取った日から5日以内に破産手続開始を申し立てられたことを利害関係者に通知しなければならない。

第24条 申立書の返却

裁判所は、以下の場合に破産手続開始の申立書返却を決定する。

1. 申立人が裁判所の決めた期間に破産費用を予納していない。

2. 申立人が破産手続開始を申し立てる権利を有しない。

3. 破産手続にある企業、合作社に対する破産手続が他の裁判所で行われている。

4. 企業、合作社に対する破産手続開始の申立てに客観性がないために企業、合作社の名誉、威信、営業活動に悪影響を与え、又は破産手続開始の申立てに虚偽があるという明確な根拠がある。

5. 企業、合作社は破産状態にないと証明できる。

第25条 破産手続開始の申立書返却に対する不服申立て

1. 裁判所が破産手続開始の申立書を返却した日から10日以内に、申立人は、その裁判所の所長に不服を申し立てる権利を有する。

2. 破産手続開始の申立書返却にかかわる不服申立書を受け取った日から7日以内に、裁判所所長は、以下のいずれかを決定しなければならない。

a) 破産手続開始の申立書の返却決定を支持する。

b) 破産手続開始の申立書の返却決定を破棄し、本法規定に基づいて申立書を受理する。

第26条 他の裁判所への移送、管轄権争いの処理

1. 破産手続開始の申立書を受理した後、当該事件が当裁判所の管轄外であると認めるときは、裁判所は、当該事件を管轄権のある裁判所へ移送し、申立人にその旨を通知する。

2. 同省に属するディストリクト級の各裁判所間の管轄権争いは、省級の裁判所長官が解決する。

異なる省に属するディストリクト級の裁判所間又は省級の裁判所間の管轄権争いは、最高人民裁判所長官が解決する。

第27条 破産状態に陥った企業、合作社の財産義務の履行に関する申立処理の一時中断

裁判所が破産手続開始の申立書を受理した日から、破産状態に陥った企業、合作社の財産義務の履行に関する以下の申立処理は一時中断する。

1. 判決債務者である企業、合作社の財産に係る民事判決執行
2. 企業、合作社の財産義務の履行に関する事件の解決
3. 裁判所が認めた場合を除き、企業、合作社の担保付債権者に対する担保付財産の処理

第28条 破産手続開始・無開始の決定

1. 破産手続開始の申立書を受理した日から30日以内に、裁判所は、破産手続を開始又は開始しないという決定をしなければならない。
2. 企業、合作社が破産状態に陥ったことを証明する根拠があるときは、裁判所は、破産手続開始を決定する。必要ならば、破産手続開始の決定をする前に、裁判所は、破産手続開始申立人又は破産手続開始を申し立てられている企業の所有者、企業、合作社の合法代理人、関係者、関係機関を招集し、当該企業、合作社が破産状態に陥っていることを証明する根拠を検討、検査する。
3. 破産手続開始の決定には、次の主要内容を含まなければならない。

a) 決定の年月日

b) 管轄裁判所の名称、破産手続を担当する裁判官の氏名

c) 破産手続開始の申立書の受理年月日と受理番号、申立人の氏名、住所

d) 破産状態に陥った企業、合作社の名称、住所

dd) 債権者の申告時間と場所、申告がない場合の法的効果

4. 企業、合作社が破産状態に陥っていないと認めるときは、裁判所は、破産手続を開始しない決定をする。

第29条 破産手続開始決定の通知

1. 裁判所の破産手続開始決定は、破産状態に陥った企業、合作社、同級の人民検察院に送達し、当該企業、合作社の本社の所在地にある地方新聞及び全国新聞に3回連続して掲載しなければならない。
2. 裁判所の破産手続開始決定は、破産状態に陥った企業、合作社の債権者、債務者に通知しなければならない。
3. 本条1項、2項の規定する破産手続開始決定は、決定後7日以内に送達、通知しなければならない。

第30条 破産手続開始決定後の企業、合作社の営業活動

1. 破産手続開始決定を受けた後、企業、合作社は、通常の営業活動を行うが、裁判官及び管財班の監視及び検査を受ける。
2. 企業、合作社の経営管理者に経営能力がなく、又はその営業活動の継続が企業、合作社の財産保全に不利であると認めた場合は、裁判官は、債権者会議の要請に基づいて当該企業、合作社の営業活動の管理経営者の選定を決定する。

第31条 禁止又は制限される活動

1. 破産手続開始の決定を受け取った日から企業、合作社に対して、以下の活動の実施を厳禁する。

- a) 財産を隠匿、逃散すること
- b) 無担保債務を弁済すること
- c) 債権の放棄又は削減
- d) 無担保債務に企業の資産で担保を設定すること

2. 破産手続開始を決定した後、企業、合作社が以下の活動を行う前に裁判官が書面で認可しなければならない。

- a) 財産を質入れ、抵当権設定、譲渡、売却、贈与、賃貸すること
- b) 譲渡契約により財産を受け渡すこと
- c) 確定契約履行を終了すること
- d) 借金をすること
- dd) 株式を売却、交換し、又は企業の財産所有権を移転すること
- e) 企業、合作社の営業活動によって新たに生じた債務を弁済し、企業、合作社の労働者に給料を支払うこと

第32条 破産手続無開始決定に対する不服申立て

1. 破産手続無開始決定は、裁判所によって破産手続開始の申立人に送達されること。破産手続無開始決定を受け取った日から7日以内に、申立人は、その裁判所長に不服申立てをする権利を有する。

2. 破産手続無開始決定に対する不服申立てを受け取った日から5日間以内に、その裁判所の所長は、以下のいずれかの決定をしなければならない。

- a) 破産手続無開始の決定を維持する。
- b) 破産手続無開始の決定を破棄し、破産手続開始を決定する。

第3章

財産義務

第33条 財産義務の確定

破産状態に陥った企業、合作社の財産義務は以下のとおり確定される。

1. 裁判所が破産手続開始の申立書を受理する前に確立された無担保財産義務の履行に関する企業、合作社への請求

2. 裁判所が破産手続開始の申立書を受理する前に確立され、優先弁済権が放棄された担保付財産義務の履行に関する企業、合作社への請求。

第34条 弁済期未到来債務の処理

裁判所が企業、合作社に対する処分手続開始を決定した場合は、処分手続開始時点で弁済期未到来の債務は到来債務として処理されるが、未到来期間に対する金利を計算してはならない。

第35条 抵当財産又は質財産に担保される債務処理

裁判官が企業、合作社に対して処分手続開始を決定した場合は、裁判所が破産手続開始申立書を受理する前に確立された抵当財産又は質財産に担保される債権は、当該担保財産から優先弁済を受けることができる。抵当財産又は質財産の総額が担保付債務弁済を満たさない場合は、未弁済分は企業、合作社の財産処分過程で弁済される。抵当財産又は質財産の総額が担保付債務弁済を上回る場合は、差額は企業、合作社の残存財産に組み入れる。

第36条 国家への財産返還

営業活動更生のために国家によって特別措置を適用されたにもかかわらず更生できず、処分手続が適用される企業は、本法37条の規定

に基づいて財産を配当する前に特別措置の対象であった財産の価値を国家に返還しなければならない。

第37条 財産の配当順位

1. 裁判官が企業、合作社に対して処分手続開始を決定した場合は、財産の配当は以下の優先順位で行われる。

- a) 破産費用
- b) 未払給与、退職金、法定社会保険金、労働協約や労働契約で定められたその他の権利
- c) 債権表で確定した無担保債権の弁済は以下のとおりである。

企業、合作社の現存財産の総額が債権者の債権を満たすときは、各債権者は自己の債権額の弁済を受ける。

企業、合作社の現存財産の総額が債権者の債権を満たさないときは、各債権者は自己の債権額に比例する率で弁済を受ける。

2. 本条1項が規定する債権者の債権をすべて弁済した後、企業、合作社の財産に余りがあるときは次の者に帰属する。

- a) 合作社の場合はその社員
- b) 民間企業の場合はその所有者
- c) 会社の場合はその構成員、株式会社の場合は株主
- d) 国営企業の実業者

3. 裁判官が企業、合作社の営業活動の更生手続開始を決定する場合は、各当事者が別に合意した場合を除き、精算手続も本条1項に規定された順位に基づいて遂行する。

第38条 非金銭義務の価値特定

義務の対象が金銭でない場合は、債権者又は企業、合作社の請求に基づき、裁判所は、破産手続開始を決定した時点における当該義務の価値を金銭で特定し、当該金銭価値を企業、合

社の財産義務に組み入れる。

第39条 連帯義務又は保証における財産義務

1. ある債務に関して複数の企業、合作社が連帯義務を有し、その中の一社ないし全社が破産状態に陥った場合には、法律規定に基づき、債権者は連帯義務を有するいずれの企業、合作社に対しても、債務弁済を請求する権利がある。

2. 保証人が破産状態に陥った場合、主たる債務者は、債権者に対して財産義務を履行しなければならない。

3. 主たる債務者又は保証人及び主たる債務者の両者が破産状態に陥った場合は、保証人は債権者に対して、財産義務を履行しなければならない。

第40条 処分手続を適用された企業、合作社が借用又はリースした財産の返還

1. 裁判所が処分手続開始を決定した日から30日以内に、処分手続を適用された企業、合作社に営業活動のため貸与又はリースした財産の所有者は、自己の財産を取り戻すために、管財班班長に所有権証明書及び貸与又はリース契約書を提出しなければならない。紛争がある場合には、裁判所の法律規定に基づいて処理を申し立てる。

2. 処分手続を適用された企業、合作社がリース期間終了前にリース料全額を払った場合は、所有者は、管財班班長が企業、合作社の財産に組み込むよう残存期間のリース料を返還して初めて財産を取り戻すことができる。

3. 取り戻す権利のある財産が処分手続を適用された企業、合作社によって第三者に譲渡された場合は、その所有者は、当該財産を担保付債権として賠償を申し立てる権利を有する。

第41条 財産返還請求の禁止

裁判所が破産手続開始の申立書を受理する前に義務履行の担保として企業、合作社に対して財産を引き渡した個人、組織は、財産の返還を請求してはならない。

第42条 売却した商品の取戻し

売り手が破産状態に陥った買い手の企業、合作社に商品を既に送ったのに代金支払いを受けておらず、買い手も商品をまだ受け取っていない場合は、売り手は、当該商品を取り戻すことができる。

第4章 財産保全措置

第43条 取引の無効

1. 以下に掲げる破産状態に陥った企業、合作者の取引であって、裁判所が破産手続開始の申立書を受理する前3か月以内に履行されたものは、無効とする。

- a) 他人への動産又は不動産の贈与
- b) 企業、合作社の義務が他方の当事者の義務よりも明らかに大きい双務契約の清算
- c) 弁済期未到来の債務の弁済
- d) 債務に対する財産の抵当又は質入れ
- dd) 企業、合作社の財産を逃散するためのその他の取引

2. 本条1項に規定した取引が無効と宣告された場合は、回収された財産は企業、合作社の財産に組み入れる。

第44条 裁判所への取引無効の申立権

1. 裁判所が破産手続を遂行する過程において、無担保債権者、管財班は、本法43条1項に定めた企業、合作社の取引の無効を申し立てる権

利がある。

2. 管財班班長は、企業、合作社の財産を回収するために、企業、合作社の取引無効を宣告した裁判所の決定を執行する責任を負う。

第45条 現行契約履行の中止

1. 破産手続の実施過程において、履行中又はいまだ履行されていない現行契約の中止が企業、合作社に有利であると認める場合は、当該契約の履行を中止する。

2. 債権者、破産状態に陥った企業、合作社、管財班班長は、裁判所に契約履行の中止を申し立てる権利がある。

第46条 契約履行中止の申立書

1. 裁判所に対する履行中又はいまだ履行されていない現行契約の中止の申立ては書面で行い、以下の内容を含まなければならない。

- a) 申立書の年月日
- b) 申立人の氏名、住所
- c) 契約の番号及び契約名、契約締結の年月日
- d) 企業、合作社の契約の相手当事者
- dd) 契約の具体的内容
- e) 契約履行中止の申立ての根拠

2. 申立書を受取った日から5日以内に裁判官が申立てを認める場合は、契約履行中止を決定する。裁判官が認めない場合は、それを申立人に通知する。

第47条 契約履行中止による損害精算・賠償

1. 破産状態に陥った企業、合作社が契約により受け取った財産が企業、合作社の総財産の中に存在している場合は、企業、合作社の契約相手は、当該財産の返還を請求することができる。当該財産が存在しない場合は、契約当事者は無担保債権者としての権利を有する。

2. 契約履行が中止される場合は、契約相手は、

契約履行中止により被った損害に関して、無担保債権者としての権利を有する。

第48条 義務相殺

破産状態に陥った企業、合作社、その債権者は、以下の原則に基づいて破産手続開始の決定前に確立された取引に対して義務を相殺することができる。

1. 契約の両当事者が同種の財産に対し相互に義務を有する場合は、義務履行期限が到来したときに相互義務を履行する必要がなく、法律に別途規定があるときを除き、当該相互義務は終了したとみなす。
2. 財産の価値又は仕事が相互に相当しない場合は、各当事者は価値の較差を清算する。
3. 金銭で価値を確定されたものも、金銭返済義務と相殺することができる。

第49条 破産状態に陥った企業、合作社の財産

1. 企業、合作社の財産は以下のとおりである。
 - a) 裁判所が破産手続開始申立書を受理した時点における企業、合作社の財産及び財産権。
 - b) 裁判所が破産手続開始申立書を受理した時点以前に確立した取引による事後取得の利益、財産にかかわる企業、合作社の権利。
 - c) 企業、合作社の義務履行の担保物である財産。担保物が担保付債権者に弁済される場合において担保物の価値が担保付債権額を超えるときは、超過額は企業、合作社の財産に属する。
 - d) 企業、合作社の土地使用権の価値は、土地に関する法律の規定に基づいて確定する。
2. 破産状態に陥った民間企業又は合名会社の財産は、本条1項に規定された財産及び営業活動で直接使用されない民間企業主又はその合名会社の構成員の財産からなる。民間企業主又は合名会社の構成員に共同財産に属する財産

がある場合は、その民間企業主、合名会社の構成員の財産分は、民法その他の関連法律規定に基づいて配当する。

第50条 破産状態に陥った企業、合作社の財産目録

1. 破産手続開始の決定を受けた日から30日以内に、破産状態に陥った企業、合作社は、裁判所に申告した一覧表に基づいて全財産の目録表の作成と当該財産の評価を行わなければならない。更に時間を要すると思われる場合は、期間延長申請を文書で裁判官に提出するが、延長期間は30日を、申請回数は2回を超えてはならない。
2. 評価された財産目録表は、破産手続を遂行する裁判所に直ちに送付しなければならない。
3. 本条1項の規定に基づき企業、合作社が作成した財産目録表及びその評価が不正確であると認められる場合は、管財人は、当該企業、合作社の財産の一部又は全部の目録を再度作成し、再評価する。財産の価値は、目録表作成時の市場価格に基づき決定する。

第51条 弁済請求書の送付

1. 裁判所の破産手続開始決定が新聞に掲載された最終日から60日以内に、債権者は、弁済請求書を裁判所に送付し、請求書には企業、合作社が弁済すべき債権額、弁済期到来及び弁済期未到来の債権、担保付及び無担保の債権を明記しなければならない。弁済請求書には当該債権にかかわる証拠を添付する。上記期間内に自己の弁済請求書を裁判所に送付しない債権者は、自己の請求権を放棄したとみなす。
2. 不可抗力ないし客観的な障害がある場合は、不可抗力ないし客観的な障害が存在する期間を前項に規定する60日の期間に含まない。

第52条 債権者名簿の作成

1. 弁済請求書の送付期間が満了した日から15日以内に、管財班は、債権者とその債権額を記載した名簿の作成を完成しなければならない。名簿には各債権者の債権額、担保の有無、弁済期到来の有無を明記しなければならない。

2. 債権者名簿は、破産手続を遂行する裁判所及び企業、合作社の本社で10日間公示しなければならない。この期間中に、債権者、破産状態に陥った企業、合作社は、裁判所に対して債権者名簿について不服申立てをすることができる。不可抗力ないし客観的な障害がある場合は、不可抗力ないし客観的な障害が存在する期間を本項に規定する10日の期間に含まない。

3. 不服申立てを受け取った日から3日以内に、裁判所は、不服申立てを検討し、解決しなければならない。不服申立ての根拠があると認める場合は、債権者名簿を修正、補足する。

第53条 債務者名簿の作成

1. 管財班は、破産状態に陥った企業、合作社の債務者名簿を作成しなければならない。名簿には各債務者の債務額、担保の有無、弁済期到来の有無を明記しなければならない。

2. 債務者名簿は破産手続を遂行する裁判所、企業、合作社の本社で10日間公示しなければならない。この期間中に、破産状態に陥った企業、合作社、その債務者は、裁判所に対して債務者名簿について不服申立てをすることができる。

3. 不服申立てを受け取った日から3日以内に、裁判所は、不服申立てを検討し、解決しなければならない。不服申立てに根拠があると認めた場合は、債務者名簿を修正、補足する。

第54条 破産状態に陥った企業、合作社の担保取引の登記

破産状態に陥った企業、合作社が未登記の担保付債権を有している場合は、管財班班長は、法律の規定に基づいて直ちに当該の担保取引を登記しなければならない。

第55条 仮保全緊急措置の適用

必要な場合には、管財班の要請に基づいて、破産手続を担当する裁判官は、破産状態に陥った企業、合作社の財産を保全するために下記の一つ又は幾つかの仮保全緊急措置を決定する。

1. 腐食しやすい商品、使用期限が切れようとする商品、期限が過ぎると売却できない商品の売却を認める。
2. 企業、合作社の財産を差し押さえ、封印する。
3. 企業、合作社の口座を封鎖する。
4. 企業、合作社の在庫、資金を封印し、帳簿、関連書類を差し押さえ、管理する。
5. 企業、合作社、個人、その他の組織に対して特定行為を強制又は禁止する。

第56条 仮保全緊急措置適用の決定に対する不服申立て

1. 仮保全緊急措置適用の決定を受けた日から3日以内に、仮保全緊急措置適用を受ける者は、当該裁判所長に対して不服申立てをすることができる。
2. 仮保全緊急措置適用の決定に対する不服申立書を受けた日から3日以内に、裁判所長は、以下のいずれかの決定をしなければならない。
 - a) 仮保全緊急措置適用の決定を維持する。
 - b) 仮保全緊急措置適用の決定の全部又は一部を撤回する。

第57条 民事判決執行ないし事件処理の中止

1. 裁判所が破産手続開始を決定した日から、破産状態に陥った判決債務者である企業、合作社の財産にかかる民事判決執行は停止しなければならない。

判決債権者は、無担保債権者として、又は判決執行を保障するため企業、合作社の財産を差し押える裁判所の判決、決定が確定しているときは担保付債権者として、企業、合作社の財産から弁済を受ける申立てを裁判所に提出する権利がある。

2. 裁判所が破産手続開始を決定した日から、企業、合作社が当事者となる財産義務にかかる事件処理は中止しなければならない。当該事件処理の中止を決定した裁判所は、破産手続を遂行している裁判所に事件の記録を移送しなければならない。

第58条 破産手続における中止事件処理

1. 事件処理の中止を決定した裁判所から移送された事件記録を受け取った直後に、破産手続を遂行している裁判所は、破産状態に陥った企業、合作社が履行しなければならない財産義務又は相手の当事者が企業、合作社に対して履行しなければならない財産義務を検討、決定しなければならない。

2. 破産状態に陥った企業、合作社が財産義務を履行しなければならない場合は、相手の当事者は、無担保債権者として企業、合作社の財産に対する弁済請求権がある。

3. 相手の当事者が破産状態に陥った企業、合作社に対して財産義務を履行しなければならない場合は、その財産義務に相当する価値を企業、合作社に対して弁済しなければならない。

第59条 企業、合作社が口座を有する銀行の義務

裁判所の企業、合作社に対する処分手続適用の決定を受けた日から、企業、合作社が口座を有する銀行の下記の行為を厳禁する。

1. 破産手続の担当裁判官が文書で認めた債務弁済を除いて、企業、合作社のための債務弁済を行うこと。

2. 企業、合作社の銀行に対する借入金の相殺又は清算のためのいかなる行為をも行うこと。

第60条 従業員と労働者の義務

1. 破産手続開始決定を受け取った直後に、破産状態に陥った企業、合作社は、その従業員と労働者にその旨を公開通知しなければならない。

2. 通知を受けたときから、従業員と労働者は、企業、合作社の財産を守る義務を有し、企業、合作社の財産を隠匿、逃散、譲渡するためのいかなる行為も行ってはならない。

第5章

債権者会議

第61条 債権者会議の招集

1. 破産状態に陥った企業、合作社の財産目録表の作成が債権者名簿の完成前に終了した場合は、債権者名簿作成の完成日から30日以内に、裁判官は、債権者会議を招集しなければならない。企業、合作社の財産目録表が債権者名簿の完成後に終了した場合は、当該招集期間は企業、合作社の財産目録表の完成日から計算する。

2. 以後の債権者会議は、管財班又は無担保債権の少なくとも3分の1を代表する債権者の要請に基づいて、破産手続の遂行過程のいかな

る就業日でも裁判官によって招集される。

3. 債権者会議の招集状は、本法62条、63条に規定される債権者会議に参加する権利者及び参加が義務付けられている者に、遅くとも会議の15日前に送付されなければならない。招集状には会議の日程、内容及びその他の資料を添付しなければならない。

4. 破産手続の担当裁判官は、債権者会議を主宰する。

第62条 債権者会議に参加する権利

以下の者は、債権者会議に参加する権利を有する。

1. 債権者名簿上の全債権者。債権者は、債権者会議に参加することを書面で他人に授権することができる。授権された者は、債権者と同じ権利と義務を有する。

2. 労働者の代理人又は労働組合の代理人。この場合には、労働者の代理人及び労働組合の代理人は、債権者と同じ権利と義務を有する。

3. 破産状態に陥った企業、合作社の代わりに債務を弁済した保証人。この場合には、保証人は、無担保債権者となる。

第63条 債権者会議に参加する義務

1. 本法15条、16条、17条、18条に定める破産手続開始の申立人は、債権者会議に参加する義務を負う。債権者会議に出席できない場合は、他人に書面で授権しなければならない。授権された者は、債権者会議において、授権者と同じ権利と義務を有する。民間企業の所有者が死亡した場合は、その合法相続人が債権者会議に出席する。

2. 破産状態に陥った企業、合作社に債権者会議に出席できる本条前項に規定された代理人がない場合は、破産手続の担当裁判官は、債権者会議に参加する企業、合作社の代理人を指

名する。

第64条 1回目の債権者会議の内容

1. 1回目の債権者会議は以下の内容を含む。

a) 管財班班長は、債権者会議において破産状態に陥った企業、合作社の営業状況、財政状況、財産目録の結果、債権者名簿、債務者名簿及び必要と思われるその他の内容を通知する。

b) 企業の所有者又は企業、合作社の合法代理人は、管財班班長が債権者会議で通知した内容に関する自己の意見、営業活動の再構成にかかる計画、対策、債務の弁済能力、期間を述べる。

c) 債権者会議は、管財班班長が通知した内容及び企業の所有者、企業、合作社の合法代理人の意見について討論する。

d) 債権者会議は決議を可決する。決議は書面で作成し、会議に出席した無担保債権総額の3分の2以上を代表する過半数の無担保債権者によって可決されなければならない。債権者会議の決議は、すべての債権者を拘束する効力がある。

dd) 債権者会議が管財班の構成員である債権者の代理人を交代する必要があると認める場合は、交代者を選出する。

e) 破産状態にある企業、合作社の営業活動を管理、運営する人物の任命決定を裁判官に提案する。

2. 次回の債権者会議を開催する必要がある場合は、破産手続の担当裁判官は、本法61条2項に定める者の要請に基づいて、その会議の日程、内容を決定する。

第65条 債権者会議の有効条件

債権者会議は、以下の条件をすべて満たす場合に限り有効である。

1. 無担保債権の3分の2以上を代表する過半数の債権者が会議に出席すること。

2. 本法63条に定める、債権者会議に参加する義務のある者が出席すること。

第66条 債権者会議の延期

債権者会議は、以下の場合において、一回延期することができる。

- a) 会議に出席している債権者が、無担保債権の3分の2以上を代表する過半数の債権者に満たない場合。
- b) 会議に出席する無担保債権者の過半数が会議の延期を可決した場合。
- c) 本条63条に定める債権者会議に参加義務のある者が正当な理由で欠席した場合。

2. 裁判官が債権者会議の延期を決定する場合には、裁判官は、決定後30日以内に債権者会議を再招集しなければならない。

第67条 債権者会議の参加者の欠席による破産手続遂行の停止

裁判官は、以下の場合において破産手続遂行の停止を決定する。

1. 債権者会議が一回延期された後、本法13条、14条に定める破産手続開始の申立人が再招集された債権者会議に出席しない場合。
2. 本法15、16、17、18条に定める者のみが破産手続開始を申し立てており、本条63条に定める債権者会議の参加義務のある者が正当な理由なく欠席した場合。
3. 破産手続開始の申立人が申立てを取り下げた場合。本法13条から18条までに定める者が破産手続開始を申し立て、そのうちの一人又は一部が申立てを取り下げる場合は、裁判所は破産手続を継続する。

第6章

更生手続、処分手続

第1節

更生手続

第68条 更生手続の適用条件

1. 1回目の債権者会議が営業活動再構築の対策、債務返済計画を可決した場合は、裁判官は、更生手続適用を決定し、企業、合作社に対してその営業活動更生の提案作成を求める。
2. 債権者会議が決議を可決した日から30日以内に、破産状態に陥った企業、合作社は、その営業活動更生の提案を作成し、裁判所に提出しなければならない。立案の期間を延長する必要があると認める場合、書面で裁判官に対して期間延長を請求しなければならない。延長期間は30日を超えてはならない。

上記の期間中に、債権者又は企業、合作社の営業活動の更生任務を負う者は、全員、企業、合作社の営業活動更生計画案を作成し、裁判所に提出する権利を有する。

第69条 営業活動更生計画の内容

1. 破産状態に陥った企業、合作社の営業活動更生計画案は、営業活動の更生措置、債務弁済の条件、期間及び計画を明記しなければならない。
2. 営業活動の更生措置は以下のものを含む。
 - a) 新たな資金の調達
 - b) 製品、事業の転換
 - c) 生産技術の刷新
 - d) 経営陣の再編成、生産性及び生産の質を高めるため製造部の合併、分割
 - dd) 債権者への株の売却
 - e) 不必要な財産の売却、リース
 - g) その他の合法的措置
3. 債権者会議開始前又は会議時に、営業活動

更生計画案は各当事者の合意により修正，補足することができる。

第70条 債権者会議開催前の営業活動更生計画案の検討

営業活動更生計画案を受け取った日から15日以内に，裁判官は，当該草案を検討し，以下のいずれかを決定しなければならない。

1. 当該更生計画案を債権者会議で検討，決定するために会議で提示すること。
2. 当該案が，本法69条が定める内容を満たしていないと認められる場合には，草案の修正，補足を要求すること。

第71条 更生計画案の検討，成立

1. 破産状態に陥った企業，合作社の営業活動更生計画案を債権者会議に提示することを決定した日から10日以内に，裁判官は更生計画案の検討，可決のため債権者会議を招集する。
2. 債権者会議は，営業活動更生計画案を検討，討論する。

企業，合作社の営業活動更生計画案は，無担保債権総額の3分の2以上を代表する過半数の出席債権者が可決した場合に成立する。

第72条 更生計画案に関する決議の認可

1. 裁判官は，破産状態に陥った企業，合作社の営業活動更生計画案に関する債権者会議の決議を認可する。この決議は関係当事者全員に対して拘束力がある。
2. 裁判所は，破産状態に陥った企業，合作社及びその債権者に対し，営業活動更生計画案の決議を認可する決定を発付後7日以内に送達する。

第73条 更生計画実施の監視

1. 破産状態に陥った企業，合作社の営業活動

更生計画案に関する債権者会議の決議を裁判所が認めた後，管財班は解散される。

2. 企業，合作社は，6か月ごとに自己の更生計画の実施状況に関する報告書を裁判所に送付しなければならない。

3. 債権者は，企業，合作社の更生計画の実施状況を監視する義務を負う。

第74条 更生計画の実施期間

破産状態に陥った企業，合作社の更生計画の実施期間は，企業，合作社の営業活動更生計画案に関する債権者会議の決議を認めた裁判所の決定を新聞に掲載した最終日から最長3年である。

第75条 更生計画の修正，補足

1. 更生計画案を実施する過程において，企業，合作社及び債権者は，更生計画案の修正，補足について合意する権利を有する。
2. 更生計画案の修正，補足にかかる合意は，無担保債権総額の3分の2以上を代表する過半数の債権者が債権者会議で合意したときに認められる。
3. 裁判官は，各当事者の合意を認可し，その決定を発付後7日以内に破産状態に陥った企業，合作社及びその債権者に送付する。

第76条 更生手続の中止

1. 裁判官は，以下のいずれかの場合において，破産状態に陥った企業，合作社の更生手続の中止を決定する。
 - a) 企業，合作社が更生計画を実行した場合。
 - b) 弁済されていない無担保債権総額の3分の2以上を代表する過半数の債権者が中止を認めた場合。
2. 本法29条の規定に基づいて，裁判所は企業，合作社の更生手続中止の決定を送付，公開

通達しなければならない。

第77条 更生手続中止の法的効果

1. 裁判官が破産状態に陥った企業、合作社の更生手続の中止を決定した場合は、その企業、合作社は、もはや破産状態にないとみなす。

2. 本法57条の規定に基づいて民事判決の執行又は事件の処理が中止された場合は、破産状態に陥った企業、合作社の更生手続中止決定直後に、民事判決の執行ないし事件処理を再開する。更生手続中止を決定した裁判所は、法律規定に基づいて管轄権のある裁判所に事件処理のために事件記録書を返還しなければならない。

第2節

財産処分手続

第78条 特別の場合における財産処分手続開始の決定

経営が赤字である企業が、営業活動更生のために国家により特別措置を適用されたにもかかわらず更生できず、かつ、債権者の請求に対し、弁済期到来の債務を返済できない場合は、裁判所は、更生手続適用の検討のために債権者会議を招集することなく、企業の財産処分手続開始を決定する。

第79条 債権者会議が成立できないときの財産処分手続開始決定

裁判官は、以下の場合において債権者会議が成立できないときは、財産処分手続開始を決定する。

1. 財産処理手続開始申立人が本法13条、14条に該当する場合であって、企業主又は企業、合作社の合法代理人が、正当な理由なく、又は債権者会議が一回延期された後に、債権者会議

に出席しなかったとき。

2. 破産手続開始の申立人が本法15条、16条、17条、18条に該当する場合であって、債権者会議が一回延期された後、会議に出席した債権者数が本法65条1項に定める数に満たないとき。

第80条 1回目の債権者会議の決議採択後の財産処分手続開始の決定

1回目の債権者会議が営業活動の再構築対策、債権者に対する債務返済計画に同意する決議を採択し、企業、合作社に対し営業活動更生計画案の作成を請求した後、裁判所は、以下のいずれかの場合において企業、合作社の財産処分手続開始を決定する。

1. 本法68条1項に定める期間内に企業、合作社が自己の営業活動更生計画案を作成できない場合。

2. 債権者会議が企業、合作社の営業活動更生計画案を可決しない場合。

3. 関係当事者間に別項の合意がある場合を除き、企業、合作社が自己の更生計画案を適切に実施せず、又は実施できない場合。

第81条 財産処分手続開始決定の内容

1. 本法78条、79条、80条に定める財産処分手続開始決定は、以下の主要内容を含む。

a) 決定の年月日

b) 破産手続担当裁判所の名称、担当裁判官の氏名

c) 財産処分手続を適用される企業、合作社の名称、住所

d) 処分手続適用の根拠

dd) 本法37条に定める原則に基づく企業、合作社の財産配当計画案

e) 不服申立て・抗議の権利及び不服申立て・抗議の期限

2. 破産状態に陥った企業、合作社の財産処分
手続開始の決定は、本法29条の規定に基づき、
裁判所が送付し、公開通達しなければならない。

第82条 処分過程における企業、合作社の 活動

財産処分手続開始の決定を実施する過程に
おいて、管財班の要請に基づいて、裁判官は企
業、合作社に対し、その財産処分又は財産増加
のために必要な活動を認めることができる。

第83条 財産処分手続開始決定に対する不服 申立て、抗議

1. 財産処分手続開始決定に対し、破産状態に
陥った企業、合作者、債権者は不服申立てをす
る権利を有し、同級の人民検察院は抗議する権
利を有する。

2. 企業、合作社の債務者は、自己の債務返済
義務にかかる部分に関連する財産処分手続開
始決定に対して、不服申立てを有する権利を有す
る。

3. 不服申立て、抗議の期間は、財産処分手
続開始の決定が新聞に掲載された最終日から
20日である。

不服申立て、抗議の期限から5日以内に、企
業、合作社の財産処分手続開始を決定した裁判
所は、不服申立て、抗議の処理のため、不服申
立書、抗議状を添付して破産記録書を直接の上
級裁判所に送付しなければならない。

第84条 財産処分手続開始決定に対する不服 申立て、抗議の処理

1. 不服申立書、抗議状を添付した破産記録書
を受け取った直後に、直接の上級裁判所の所長
は、財産処分手続開始決定に対する不服申立て、
抗議を処理するために3人の裁判官で構成す
る裁判班を任命する。

2. 破産記録書を受け取った日から60日以内
に、裁判班は財産処分手続開始決定に対する不
服申立て、抗議を処理し、以下のいずれかの決
定を下す。

a) 不服申立て、抗議を却下し、下級裁判所の
財産処分手続開始の決定を支持する。

b) 下級裁判所の財産処分手続開始決定を修正
する。

c) 下級裁判所の財産処分手続開始決定を破棄
し、本法に基づいて更生手続を継続するため、
下級裁判所に破産記録書を返還する。

3. 不服申立て、抗議の処分に関する直接の上
級裁判所の決定は最終決定であり、決定日から
確定する。

第85条 財産処分手続の中止

裁判官は、以下の場合において財産処分手続
の中止を決定する。

1. 企業、合作社が財産配当計画を実施するた
めの財産を有していない場合。

2. 財産配当計画の実施が完了した場合。

第7章

企業、合作社の破産宣告

第86条 企業、合作社の破産宣告決定

裁判官は、財産処分手続中止の決定とともに
企業、合作社の破産宣告を決定する。

第87条 特別な場合の企業、合作社の破産 宣告決定

1. 裁判所が定めた破産費用の予納期限後30
日以内に、破産手続開始を申し立てた企業主又
は企業、合作社の合法代理人が破産費用を予納
する金品又は他の財産を有していない場合は、
裁判所は当該企業、合作社の破産宣告を決定す

る。

2. 関係当事者から破産手続開始申立書及び書類、資料を受領した後に、破産状態に陥った企業、合作社が破産費用を支払う財産を有さない場合又は財産はあるが破産費用を支払うのに十分でない場合は、裁判所は企業、合作社の破産宣告を決定する。

第88条 企業、合作社の破産宣告決定の内容

企業、合作社の破産宣告決定は、以下の主要な内容を含む。

1. 決定の年月日
2. 破産手続担当の裁判所の名称、裁判官の氏名
3. 破産宣告を受ける企業、合作社の名称、住所
4. 破産宣告の根拠
5. 不服申立て・抗議の権利及び不服申立て・抗議の期限
6. 本法94条の規定に基づき、企業、合作社が破産宣告をされた後に職務に就くことの禁止

第89条 企業、合作社の破産宣告の通知

1. 企業、合作社の破産宣告決定の日から15日以内に、裁判所は、本法29条の規定に基づいてこの決定を送付し、公開通達しなければならない。
2. 企業、合作社の破産宣告が有効になってから10日以内に、裁判所は当該企業、合作社を営業登記簿から抹消するために登記機関に決定を送付しなければならない。本法92条の規定に基づき、最高人民裁判所が不服申立て、抗議の処分に関する決定を下す場合は、上記期限を延長することができるが、25日を超えてはならない。

第90条 破産宣告決定後の財産義務

1. 各当事者に別段の合意があり、又は別段の法律規定がある場合を除き、本法86条、87条に定める企業、合作社の破産宣告決定は、弁済されていない債権者に対する民間企業の企業主、合名会社の構成員の財産義務を免除するものではない。
2. 企業、合作社の破産宣告決定後に生じる財産義務は、民事判決執行に関する法律規定及びその他の関連法律規定に基づき処理する。

第91条 企業、合作社の破産宣告決定に対する不服申立て、抗議

1. 企業、合作社の破産宣告決定に対し、本法29条に定める者は不服申立ての権利があり、同級の人民検察院は抗議する権利がある。
2. 不服申立て、抗議の期間は、破産宣告の決定が新聞に掲載された最終日から20日間である。

企業、合作社の破産宣告を決定した裁判所は、当該決定に対する不服申立て・抗議の検討、処理のため、不服申立書、抗議状を添付した破産記録書を不服申立て、抗議の期限から5日以内に直接の上級裁判所に送付しなければならない。

3. 企業、合作社の破産宣告は、前項が定める期限内に不服申立て、抗議を受けなかった場合は、その期限が切れる日から有効となる。

第92条 破産宣告決定に対する不服申立て、抗議の処理

1. 不服申立書、抗議状を添付した破産記録書を受け取った直後に、直接の上級裁判所長は、破産宣告決定に対する不服申立て、抗議を処理するために3人の裁判官で構成される裁判班を任命する。
2. 不服申立書、抗議状を添付した破産記録書

を受け取った日から45日以内に、裁判班は財産処分手続開始決定に対する不服申立て、抗議を処理しなければならず、以下のいずれかの決定をすることができる。

a) 不服申立て、抗議を認めず、下級裁判所の破産宣告決定を支持する。

b) 下級裁判所の破産宣告決定を破棄し、破産手続を継続するために下級裁判所に破産記録書を返還する。

3. 不服申立て、抗議の処理に関する直接の上級裁判所の決定は最終決定であり、その決定日から確定する。

第8章 違反処分

第93条 破産手続実施過程における法律違反の責任

1. 破産手続の実施過程において法律違反行為を行った者は、行為の性質、違反程度により、懲戒処分又は行政処分を受け、若しくは刑事責任を追求される。損害が発生した場合は、法律規定に基づいて損害賠償を命じられる。

2. 政府は、破産手続実施過程中的行政違反行為に対する行政処分及び処分程度を規定する。

第94条 企業、合作社の破産宣告後の職務禁止

1. 破産宣告された国の資本100パーセントの企業、総会社の社長、総裁、代表取締役及び取締役は、破産宣告された日から、他のいかなる国営企業でもこれらの職務に就くことができない。

破産宣告された他の企業の国家資本部分の代理人に任命された者は、国家資本を有するいかなる企業においても管理職に任命されるこ

とはできない。

2. 破産宣告を受けた民間企業の企業主、合名会社の構成員、企業の社長(総社長)、代表取締役、取締役、理事会役員及び合作社の主任、理事会役員は、破産宣告日から1年ないし3年の間、企業、合作社を設立することができず、企業、合作社の管理職に就くことができない。

3. 企業、合作社が不可抗力により破産宣告を受けた場合は、本条1項及び2項は適用しない。

第9章 施行則

第95条 施行効力

1. この法律は2004年10月15日から施行し、1993年12月30日に国会が制定した企業倒産法に替わる。

2. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、各職務、権限の範囲内において、この法律の施行を説明、推奨する。

この法律は、2004年6月15日に、ベトナム社会主義共和国第11期国会の第5会期において可決され、成立した。

国会議長
Nguyen Van An



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

雨に唄えば in プノンペン

カンボジアに着任して4か月目、私にとって初めての雨が降った。雨季の始まりである。雨季は、年によって異なるが、およそ5月初めころから10月ころまでらしい。

雨季、といっても日本の梅雨とはだいぶ趣が違う。

それまで30度を超すカンカン照りだったのが急に陰り、強い風が吹き出したと思うと、シャワーのような雨が降り出す。向こう側が煙るくらい激しく降ることもある。加えて雷が鳴るときもあるから、にぎやかである。

雨季中、ほぼ毎日雨が降るのだから、傘は必需品・・・と思うが、そうではない。ほとんどの人は傘を持ち歩かない。雨が降り出すと、たいていはあちこちにある巨木の下や建物の軒先で雨宿りをする。雨は小一時間で必ず止み、その後はまたカンカン照りなので、それまで待っていればよい。それに激しい雨の中で傘をさしたところで、腰から下はずぶ濡れだから、傘はたいして役に立たない。

こういうわけで、カンボジアの人は傘を置き忘れる心配とは無縁で、軽やかに街を歩く。

(国際協力部教官・元 JICA カンボジア短期派遣専門家 三澤 あずみ)

～ 研究報告 ～

ウズベキスタン招へい専門家報告

国際協力部教官 丸 山 毅

国際協力部は、平成14年10月から翌11月にかけて、ウズベキスタンから同国最高裁判所裁判官（現同裁判所民事部長）バルキバエバ・ジャナグル・イスマイロブナ氏及びタシケント法科大学講師（現同大学主任講師）サイディラ・S・グリャモフ氏を専門家として招へいし（グリャモフ氏については、名古屋大学と共同招へい）、同国と我が国の司法制度の比較研究を実施しました。両専門家が帰国後に作成された研究結果報告の和訳が完成しましたので、御紹介いたします。両専門家とも初めての来日であり、また、日本の法制度について研究することも初めてでしたが、意欲的に知識の吸収に努められ、貴重な報告をまとめていただきました。特にグリャモフ氏の報告は、ウズベキスタンと日本の立法プロセスについて詳細な内容となっています。表現の分かりづらい点や我が国の制度そのものの理解についてやや不正確な点が見受けられるやも知れませんが、どうか御海容をいただきたくお願いいたします。両専門家の今後の御発展を祈るとともに、両国の法律家による法制度の更なる比較研究につながれば幸いと考えています。

なお、両専門家には、招へいと同時期に実施した第1回ウズベキスタン国法整備支援研修のカントリーレポート発表会と討論にも参加していただきました。同研修及び発表会の概要については、本誌第9号139頁「第1回ウズベキスタン国法整備支援研修結果の概要」を御参照ください。



バルキバエバ専門家報告会の様子

ウズベキスタン共和国と日本間の司法分野における協力の枠組みの中で行われた研修コースの結果についての報告書

ウズベキスタン最高裁判所
裁判官 バルキバエバ・Ж・И

ウズベキスタンでは、独立後、社会・政治・経済的そして精神的な変化が起こり、それがあらゆる人間活動の分野に根本的な変化を起こして、従来の社会的な価値やその優先順位が変わってきた。

周知のとおり、ウズベキスタン共和国の独立前の法制度は、ソ連の法制度に基づいており、経済的な犯罪から守られる主な対象は国家だった。国に損害を与えることは、一番重い犯罪とされ、罰も大変厳しかった。独立後のウズベキスタンの法制度は、民主的な原則が基本として定められ、人間の優先的な価値を保障している。現行憲法では、人間、人間の自由、人間の生命、名誉及び尊厳に最高の重要性を置く原則が定められている。

ウズベキスタンは、古くから豊富な歴史的・文化的な風習を持ってはいるが、民主的な原則や法の支配の理念は、まだ新しいものである。

ウズベキスタンの国全体の改革の一部として、段階的司法改革が行われている。

ウズベキスタンの独立後、独自の司法権が確立され、裁判の制度の組織的、法的な基礎が作られ、人材的・財政が改善されて、裁判官の独立性の強化のための措置が採られた。これらは、民主的法治国家として認められるための重要な条件である。

裁判制度の法的基礎は、ウズベキスタン共和国憲法第107条に定められている。同条

によれば、ウズベキスタンでは憲法裁判所、経済裁判所及び通常裁判所が活動を行う。特別裁判所の設置は、認められない（現行の日本国憲法も、明治憲法と違って特別裁判所の設置を認めていない）。裁判制度は、憲法の条文に定められている。裁判所の組織的・機能的基準は、特別な法律で定められている。ウズベキスタン共和国の憲法裁判所の組織と活動に関する最初の法令は、1993年5月6日に採択された「ウズベキスタン共和国裁判所法」である。

通常裁判所と経済裁判所の活動は、1993年9月2日に国会で採択された「裁判所法」で最初に定められた。この法律では、裁判制度の組織的な基準のほか、民主的法治国家活動に欠かせない条件として裁判官の独立と自立性の保障が確定されていた。

司法権の確立、「ウズベキスタン共和国裁判所法」の採択、「裁判所法」その他一連の法律（刑法、刑事訴訟法、行政責任法）採択は、ウズベキスタン共和国の司法改革の最初の段階だった。

司法改革の課題を解決するため、1995年8月30日に「ウズベキスタン共和国裁判所法」が改正された。

司法改革の大きなステップとして、ウズベキスタンでは大統領令により裁判所の専門化が進められている。具体的に言えば、司法の平等を追加的に保障するため、通常裁判所は民事裁判所と刑事裁判所に分けられた。

民事裁判所と刑事裁判所をそれぞれ独立の裁判所とすることは新しいことであって、2000年12月14日に行われた第4次国会第2回会期における「裁判所法」改正による。同じ改正により、通常裁判所において訴訟法上最も重要である控訴審を行うことも定められた。控訴審を行うことにより、上級裁判所

は、自ら証拠を調査し、争点を絞って原判決を審査ができるようになった。

裁判所が専門化されたことにより、当然のことであるが、一連の刑事訴訟法改正と民事訴訟法の改正が行われた。これらの手続法の改正により、裁判に参加する者の権利の保障が拡大すると同時に、裁判手続から守られる権利に関する法律のメカニズムが強化され、手続保障が強化された。第6次国会審議の第二委員会は、司法改革の新たな段階の出発になった。ウズベキスタンの国会は、立法のイニシアティブとして、一連の刑罰緩和として「刑法、刑事訴訟法改正法」及び「行政責任法改正法」を制定した。その審議の過程で「裁判及び他組織の法規範に関する法律」も採択した。この法律は、司法権力と執行権力の分立の第一歩となった。ウズベキスタンの司法制度は、ウズベキスタンの民族国家の行政区画の区分に合わせ、地区、州、共和国のレベルに分化した。通常裁判所の司法制度は、裁判所法第1条に定められている。通常裁判所が行うのは、民事、刑事、行政事件の審理である。通常裁判所では、地区間の裁判所、地区裁判所、市裁判所等が第一審の裁判所として機能している。それらの上級審は、カラカルパキスタン自治共和国最高裁判所、州裁判所、タシケント市裁判所から成っている。これら上級裁判所は、幹部会と合議部で活動を行っていて、裁判所法第30条の規定により、第一審の裁判所として、上訴裁判所として、そして破棄審と監督審を行っている。また、下級裁判所の活動の監督を行って、判決の総括を行っている。

憲法によると、最高裁判所は、通常裁判所の管轄する民事、刑事、行政事件の審理を行う最上級裁判所であると同時に、通常裁判所

の監督機関であって、判決（判例）の説明を行う機関である。この機能以外にウズベキスタン共和国最高裁判所は、憲法第108条が定める立法発議権を持っている。最高裁判所は総会、幹部会、民事合議部、刑事合議部、行政事件合議部、軍事合議部で構成されて活動を行う（裁判所法第14条）。

最高裁判機関は、ウズベキスタン共和国最高裁判所の総会であり、最高裁判所の裁判官とカラカルパキスタン自治共和国最高裁判所の長官から構成されている（裁判所法第15条）。

最高裁判所の総会は、具体的な事件の審理を行うほか、通常裁判所ばかりでなく他の機関・組織や公務員等に必要な法律の解釈をしている。この点は日本の最高裁判所と違っている。日本の最高裁判所は、このような法律の解釈を定める権限を有さず、その主な活動は判例への抵触の排除である。

ウズベキスタン裁判所法により、軍事裁判所は、通常裁判所として認められている。軍事裁判所の活動は、民事裁判所の活動とほぼ同じである。軍事裁判所は、ウズベキスタン最高裁判所の軍事合議部、区軍事裁判所と地区軍事裁判所で構成されている（裁判所法第39条）。

市場経済移行による新しい所有形態の発展と国際的ルールを受入れにより、経済事件や経済紛争を解決する独立の機関を設立する必要性が生じ、経済裁判所が設置された。通常裁判所と異なり、経済裁判所は二つの審級で構成されている。

全く独立で効果的な裁判制度は、市民社会の安定的な発展の基本的な前提条件である。同時に、こういった裁判制度の完成は司法改革の最終目的である。司法改革を正しく段階的に進めるためには、既に独立の裁判制度を

持っている国の経験は、興味深いものである。ただし、他の国の経験を勉強しながら法文化の違いを考慮しなければならない。

「司法と法律分野における協力」コースでは、日本の裁判所の構成と活動の紹介、裁判官の選考・育成と養成の紹介、日本の裁判所における民事事件と刑事事件の審理方法の紹介、民事事件と刑事事件の裁判の審級（第一審の手続から上訴まで）の紹介、通常裁判所の機能と最高裁判所の機能の紹介があった。これにより、日本では裁判官育成の制度が非常に整っており、司法制度が既に十分独立し、日本の訴訟制度が完璧であるということが理解できた。1946年から起草され1947年3月に正式に採択されて現在まで有効である日本国憲法によると、司法権は最高裁判所と通常裁判所に与えられることが規定されている。どんな執行機関・組織も最終的な裁判権を与えられていない。

裁判所は、行政の違法行為の結果発生した市民と国との間の紛争を含めて、法的紛争を解決できる最終のよりどころである。憲法で民主主義の基礎として与えられた監督の手段（方法）により、権力が分立し、立法権・執行権・司法権が互いに与えられた権限を超越しないように調整されていることはすばらしい。最高裁判所の構成の中で活動を行っている司法研修所は、執行権と立法権の干渉を受けないで最高裁判所だけが司法制度の指導を行うことを保障している。

ウズベキスタンにも昔から非常に立派な裁判官養成及び再教育の制度があるが、執行権の影響を受けざるを得ない制度になっている。例えば、ウズベキスタンにある法律家再教育センターの財政は、国の予算から司法省を通じて行われている。

司法権の権威を保障するには、日本の裁判

所で行われている刑事事件と民事事件の審理の審級制度が確実に優越していると言えるだろう。この審級制度があるため、判決確定後に監督審の審理はあり得ない。

ウズベキスタンの刑事訴訟手続と民事訴訟手続は、控訴審の審理が行われるほか、破棄審と監督審の審理も行える。審級の違うところは、控訴審がまだ確定していない判決に対する不服申立てを審理することである。破棄審の裁判所は、第一審の判決に対する異議申立てを審理している。破棄審裁判所の権限は、控訴審の裁判所の権限と同じである。監督審の特徴は、ウズベキスタン共和国のどんな裁判所の判決の確定後でも、不服申立権限を有する公務員が異議申立てをした場合に、監督審裁判所が再審理を行うことである。それと同時に、民事訴訟法によれば、監督審で審理を行うために異議申立てができる検察官と検察官に代替できる公務員は、法律による判決の即時執行以外に、既に執行が始まった裁判所の判決、決定、命令を監督審の審理が終わるまで一時中止することができる。

ウズベキスタン共和国がなぜ今の段階で訴訟手続にまだ監督審を残しているかと言えば、監督審は下級裁判所が犯した誤審を市民の利益に応じて修正できること、また、法的調整を必要とする新しい市場関係の発展、その結果裁判所が適用する新しい法律と裁判の実施を行いやすくするためである。しかし、ウズベキスタン独立後、司法改革の中で監督審はいろいろな改正（変化）を経験した。例えば、今日では民事事件に関して、判決の監督審での見直しの根拠として当事者の不服申立てが認められる。

日本の裁判官選任手続と比較すると、明らかにウズベキスタンでは、裁判官任命の重要な要因は、技能認定試験に合格すること、専

門的職業性，同僚の評判，経験，法律家として活動期間の長さなどであり，上級裁判所の裁判官に任命されるには，裁判官としての活動期間の長さが重要とされる。しかし，その手続は，日本の手続のように透明ではない。つい最近まで，下級裁判所の裁判官選任は，ウズベキスタン共和国司法省が担当していた。

司法制度の独立を保障するに重要なステップとなったのは，裁判官の選任が裁判技能認定委員会に委任されたことである（2001年9月22日の政令383「裁判所の活動改善の措置について」）。州技能認定委員会は，州裁判所の長官が指導する。委員は，市（地区）刑事裁判所，地区間の民事裁判所，州裁判所の裁判官から選ばれる。技能認定委員会は，裁判官になるための技能認定試験の作成と実施を担当している。裁判官の欠員が生じたときに，州技能認定委員会は，予備リストから2～3名の裁判官候補者を大統領直轄の最高技能認定委員会に推薦する。最高技能認定委員会は，その候補者の面接を行い，1名を選抜して大統領の承認を求める。最高技能認定委員会の委員は，全員が大統領に指名され，任期の定めはなく，裁判官・議員・法律分野の専門家から構成されている。

ウズベキスタンでは現在，今後の司法改革の深化について理念が作られている。この理念には，独立で有効な司法制度を保障するための段階的な処置，司法権の効率を高めるための処置，裁判へのアクセスを保障するための処置が規定されている。これらの処置を実施できるか否かは，適切な社会的・財政的・組織的な前提条件の有無に左右される。例えば，裁判制度の資金供給不足は，憲法に規定されている裁判官の独立を危険な状態に置く。なぜなら，裁判官は，予算以外の財政ソースを探さざるを得なくなり，結局独立した活動

が全くできなくなるからである。現在ウズベキスタンの裁判所の財政的・物質的・技術的基礎は，十分に時代の要請に適合していない。裁判所活動の情報集約化とコンピュータ化は，遅いテンポでしか進んでいない。そして現在までのところ，通常裁判所の財政的・物質的・技術的基礎の保障を担当しているのは，司法省の一部局である。裁判所法によれば，裁判所の財政的・物質的・技術的基礎の保障及び建物の維持管理は，国家予算で行われ，その支出額は，ウズベキスタン共和国の大臣会議で承認される（裁判所法第79条）。司法省の局長は，毎年度裁判所の資金供給に関する動議を政府に提出して，可決後その資金を裁判所間に分けている。国家予算以外に，裁判所にはサービス提供費徴収，罰金徴収，訴訟費用徴収（訴訟費用の大半は国家予算に戻入する。）からの収入もある。そのほか，地方自治体の予算からの支出もある。

司法制度の独立と効率化のため，「理念」に定められている最も重要な措置は，憲法裁判所，最高裁判所，最高経済裁判所及び裁判官協会の参加による裁判所の物質的・技術的基礎供給改善プログラムの作成と，裁判所で働く公務員の給料の増額である。

日本の裁判所予算の状態は，良好である。日本の裁判所の財政的・物質的・技術的基礎の供給は最高裁判所が行っており，執行権は一切干渉していない。

司法改革の深化のためのもう一つの方策は，司法権の効率化である。司法権の効率性は，司法権の質がどれほど高く，適時に市民の利益を守ることができるか，そして，国の法合成性を保障しているかで決まる。そのため司法権の組織体系は，非常に大事な役割を負っている。

日本とウズベキスタンを比較すると，日本

の司法制度と裁判所の管轄は、司法権が最高裁判所と下級裁判所(具体的には高等裁判所, 地方裁判所, 家庭裁判所, 簡易裁判所)に属するという憲法の法文化を具現していることが分かる。それは裁判所法に規定されている。現行の日本国憲法によると、どんな執行機関も最終の裁判権を与えられていない。違法な行政行為の結果として起きた市民と国の紛争を含めて、どんな法的紛争をも最終的に解決できる機関は裁判所である。もう一つ強調すべき点として、日本には憲法裁判所が存在しない。憲法裁判所の権限は、実質的に最高裁判所に与えられているということである。

社会の法的問題を解決できる唯一の機関は裁判所である。これを考慮すれば、市民の自由と権利を守る機能を持つ裁判所の役割を高める規定を段階的に法律に導入するのが合理的である。

司法改革の深化に関する理念の中で、司法権の効率性を高める様々な措置が採られている。具体的に言えば、刑事訴訟法を改正し、被害者の親告制度を導入して、和解制度を広める。それ以外の改正として、刑事、民事、経済紛争の審理手続の簡素化を行うために措置が採られている。同時に、市民の利益を守る法の保障の強化、「原告の申立ての承認取引」の科学的・理論的側面の研究、憲法第44条の「すべての者は、その権利及び自由の司法的救済並びに国家機関、公務員又は社会団体の違法行為を裁判所に提訴する権利を保障されるものとする。」の規定を実現する措置、そして市民と政治の権利について国際条約第9条が規定するように逮捕と勾留に関する法保護機関の公務員の決定について裁判所に不服申立てを認める立法措置が採られている。

行政法に規定する手続を改正する予定があ

る。なぜなら、現在のウズベキスタンの行政責任法は、違法な行為をなした行政責任を負う公務員に対して、手続的に責任を取らせることが困難だからである。そして行政罰のシステムの見直しも必要になってきている。なぜなら、現在の市場経済関係の中でこの行政罰のシステムは十分機能を果たさなくなっているからである。ウズベキスタンの行政法は、日本の行政法とは趣旨が異なることを強調しておく必要がある。ウズベキスタンの「行政法」には、旧ソ連で使われていた「行政的違法行為法」という意味がある。日本の行政法の規定は、市民が行政庁の決定について上級行政機関及び裁判所に不服申立てできる可能性を与えている(市民の提訴に関する法律)。

裁判所の手続のうち特に興味をひくのは、日本の簡易裁判所の和解手続である。民事紛争の状況を考慮し、合理的な妥協点を見い出して当事者を和解させる。

2001年8月29日に新しい法律が採択され、和解制度とその解決に至るまでの審理手続について、刑法と刑事訴訟法が改正された。しかし、採られた措置はまだ不十分であるため、上記の理念には和解制度の拡大と被害者の親告制度の導入のための措置が合理的であると規定されている。

日本の未成年者の刑事手続のようなシステムは、ウズベキスタンにもある。例えば、ウズベキスタンの刑法は、未成年者の刑罰免除の根拠について特別の条文を置いている(第6条「未成年者の刑罰の特徴」)。刑事訴訟法も、未成年者の犯罪に関して特別手続を定めている。

民法も、未成年者の責任について特則を定めている。未成年者に関する司法制度の導入の研究、未成年者の権利と利益を保護する法律の改正及び未成年者の審理を行う特別裁判

官の設置は、すべて上記の理念に規定されている措置である。

現在ウズベキスタンでは、裁判所に訴状を提出するのがとても難しいので、大勢の人が自分の権利と利益は損なわれても訴状を提出するのをあきらめている。司法権に容易にアクセスできるよう作られた理念には、地区間の裁判所以外に（地区間の裁判所は市民の居住地域から遠いので司法権へのアクセスを難しくする。）地区民事裁判所及び民事裁判所を多く設置し、市民からの訴状の受理手続を簡素化し、審理手続を簡素化すべきことが規定されている。

日本の司法システムの優れた部分は（もっと具体的には、司法権の独立性の保障、刑事・民事・行政事件の審理手続の優れた部分）、すべて上記の司法改革の深化の理念に反映されている。

今日の世界では、民事・刑事を問わず、裁判の審理手続が長くない国を見つけることはできない。コースで勉強しながら、日本も第一審裁判所の民事事件の審理手続が長いという問題に取り組んでいることが分かった。この問題の解決方法を探すのは、日本とウズベキスタンの利害が一致する分野である。

上述したように、司法改革の深化を成功させるために、適切な社会的・経済的前提条件の存在が重要である。逆にきちんとした法的基盤を備えれば、市場経済のメカニズムは正しく動くようになる。

新しい所有の形が生まれ、一般に承認されている国際法の優位が認められて、司法システムの改善と質的な更新が当面の重要問題になってきた。特に重要なのは、国際私法の基盤を民法に取り入れることである。現在のウズベキスタンは、国際経済関係を多く結んでいるので、この問題の重要性はもっと高まっ

てくる。今のウズベキスタンにある問題を解決するには、日本のような先進国の経験を勉強する必要がある。

ウズベキスタンの経済政策の主な方向は、企業家活動を発展させることである。中小企業の振興のため、企業家活動を活発化させるのに必要な条件を作るため、企業家の関心と利益を保護するため、ウズベキスタン共和国では「企業家を法的に保護する総合的なプログラム」が採択されて、大臣会議令（「中小企業振興を刺激させるために運営委員会の活動の活発化について」2000年2月12日大臣会議令57）も採択された。

その関連で、司法分野の協力の枠組みの中で行われた研修コースの内容に、「日本の中小企業の法的保障について」、「中小企業に関する主な法律について」、「中小企業の資金供給について」というテーマが導入されたことは、非常に重要である。

この報告書を提出するとともに、これからの日本とウズベキスタンの司法と法律分野の協力が続けられるように期待と希望を伝えたいと思う。

日本とウズベキスタン共和国の立法及び立法プロセス

タシケント法科大学講師
サイディラ・S・グリュモフ

日本の立法及び立法プロセス（概要）

日本の立法システムすべてが1947年に国民の名の下に制定された憲法の規準に基礎を置いている。

日本において法律は憲法（第41条）によってその権限を賦与された国会が制定する。国会は、あらゆる角度から（しかるべき委員会その他において）審議した後に個々の法律も、法典（例えば、商法典等）も制定する。

内閣は、種々の政令を制定する権限を憲法（第73条）によって与えられている。これはまず第1に、制定された法律の規程を実施することに向けられた政令（実施命令）である。これらの政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、処罰についての条項を設けることはできない。その内容は、あらゆる機関の個々の具体的な権利（全権）の賦与が前提とされない場合には、具体的な法律を実施するための詳細な規定に限られる（内閣法第11条）。第2に、あらゆる機関によってその活動の個々の具体的問題に関してしかるべき法律により権利を委譲された政令を制定する（委任命令）。

さらに、階層的に、様々な行政機関（省、庁、委員会、その他）の命令がこの下に続く。これは、実施命令と同じ概念に基づく、法律又は政令の実施に関する命令であり、また、委任命令と同じ概念に基づく、法律や政令により権利を委譲された命令である（国務大臣の命令制定の権限を規定する、国家行政組織法第12条第1項）。命令には、しかるべき法

律の委任がある場合を除いては、国民の権利の制限を規定する条項、罰則に関する条項を設けることはできない（同第12条第3項）。

日本国最高裁判所は憲法第77条に従って種々の規則を制定する権限を与えられている。訴訟に関する手続、弁護士活動、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則である。

地方自治体は、条例の形で規範となる法令を制定でき、これは憲法第92条、地方自治の本旨にこたえるものである。地方公共団体の議会は、その権限の枠内で条例を制定できる（例えば、環境保全に関する条例等）。

地方の条例は、法律に矛盾しなければ効力をもつ。これらの条例における処罰（量刑）は、しかるべき法律による特別な権利の委譲がある場合を除いて、2年までの懲役又は禁錮刑、100万円を限度とする罰金、拘留、科料又は没収処分に限定される（地方自治法第14条第3項）。最高裁判所の解釈によれば、この条項は、条例に処罰に関する規程又は条文を定める権限を付与する規則になっている。

法の改正プロセスは、基本的には以下のように行われる。法の改正は全面的又は部分的に行われる。多くの場合、法の部分的改正が行われる。この場合、しかるべき変更を「書き加える」手法が採られる。例えば、「何々に関する法律に部分的に以下の修正を加える」という冒頭の文句に次いで、加えられる修正文が続く。個々の言葉、項目、条文の追加、また、あらゆる言葉、項目又は条文の削除によって〈法の改正が〉行われる。こうして初めの法律に修正が加えられ、再び効力をもたらず法律ができる。

大部分の法律案は内閣によって国会に提出される。

民事法、商法、民事訴訟法、刑事法、刑事

訴訟法（法典）のような基本的法律以外に数多くの様々な法律（例えば、金融機関の合併及び転換に関する法律等）がある。行政機関は常に、その所掌する事務にかかわる新しい法律の改正案を、内閣を通じて国会に提出する。

日本では、内閣によって国会に提出される法案はあらかじめ内閣法制局が審査することになっていて、既成の法律及び規則の遵守、その発達に関する経験が蓄積されている。この経験は内閣法制局が機動的にまとめ上げ、一般に告示するために公表される。

法律及び政令は官報で公布される。法律と政令は法令全書で通報される。しかし、このような法令全書に関係なく、発効した改正法を含む、法律と政令が収められた法令集が編さんされている。

日本で現在施行され、効力を有する法令のデータベースは総務省がインターネットを使って管理している。最高裁判所のインターネットシステムには、最高裁判所の判例が記録されている。

内閣が国会に提出する法務省所管の法律案は、以下の手続で準備される。



グリュモフ専門家報告会の様子

草案の計画立案と作成

1 一般原則

1. 内容的見地

- (1) 現状の理解，現行法の解釈と適用
- (2) 法の整備の目的及び内容並びに期待される結果の詳細な研究

2. 手続的側面

法律案の国会提出日を明記したおおよその日程表の作成。活動開始時に法務省法制審議会の必要性の有無等。

2 調査とデータ収集

1. 諸外国の立法の調査

(1) 調査対象国

原則として米，英，独，仏の立法を調査し，必要に応じて主要7か国のイタリア，カナダ，韓国，その他も調査する。米国に関しては，国全体としてだけでなく，連邦国家として州法の調査も行う。

(2) 調査に関する指令

多くの場合，相当国の法を調査する指令は，日本外務省を通じてその国に駐在する日本大使館員に発令される。

(3) 文献，インターネット等

様々な情報データは文献やインターネット，その他を介して集められる。

2. 刑事事件の具体例の研究

刑事事件の具体例の調査研究は地域の検察庁，その他に委ねられる。

3. その他のデータ

その他のデータとしては，判例，他の法律や政令における立法に関する以前のデータ，国会における質疑応答，新聞記事，その他が挙げられ，その収集にはかなり多くの労力と時間がかかる。

3 最初の法律案等

法律案の準備のためには，通常，その構造の大枠がじっくりと練られ，その後，法案の本質が項目別に反映される計画案が作成される。

4 関連機関，組織との諸問題の審議

ここには，最高裁判所，日本弁護士連合会，学者，警察庁その他が含まれる。

法務省法制審議会

1 一般原則

1. 法務省法制審議会の意義

法務省法制審議会というのは，民事法，刑事法に関する問題の調査と審査を目的とし，法務大臣の諮問にこたえる機関である。法務省の所管する基本的法律と政令の制定，改正，廃止は原則として法制審議会において審議されなければならない。

2. 法務省法制審議会における審議手順

法務大臣の諮問を受けて法制審議会は，諮問（内容）の全般的審議とその審議手順を決めるために審議会本会議を招集する。普通は，審議会委員会を設置し，諮問（内容）の審議を委任する。

3. 法制審議会のメンバーと幹事

法制審議会の委員と幹事は以下のように規定されている。

(1) 委員20人以内で構成される法制審議会は，法務大臣が学者及び専門家の中から選び，任命する。

(2) 特別な問題の調査，審議に当たっては必要に応じて臨時（定員外）の委員を任命できる。

(3) 幹事は，法制審議会の所掌する業務の運営に当たり委員及び臨時委員を助ける。法務大臣が学者及び専門家の中からこれを

任命する。

4. 委員会の設置

刑法の問題と青少年法の問題に関する常設委員会が廃止されたが、それぞれの諮問ごとに個別にしかるべき委員会が再び設置される。

2 事前準備

1. 手続の側面

(1) 日付の指定

(2) 委員会の委員と幹事の選出

委員会は、学者と専門家、法律家としかるべき国家機関の職員から選出される。

2. 内容的側面

(1) 諮問伝達システム

諮問の一般的内容

法律案の具体的プログラム（基本的内容）を指示した諮問の中味。

(2) 秘書課による試案の準備

委員会での審議の促進と効率を高めるために、しばしば実際に行われているのは、秘書課が試案を委員会に提示して、その後、委員会はそれを基に討議し、審議するということである。したがって、諮問が行われるまでに秘書課は試案を準備し、最終的的回答に関する若干の知識を与えられるようにしなければならない。

(3) 配布資料の作成

法制審議会での調査及び審議のための資料を準備する。

3 本会議（諮問による）－委員会－本会議

（回答のため）

法律案の国会への提出

1. 法律案の国会への提出手続の概要

いずれの法律案も国会の両院で可決したとき法律になる。官房や省において新しい法律制定や、あるいは現行法の改正又は廃止の方

針を採ったならば、各大臣は、相当する法律案を準備し、首相に提出し、閣議の召集を求める。内閣で承認された法律案は国会の審議に付される。

国会への法律案提出手続は次のようになる。

必要な事前の手続を経た法律案は内閣法制局で審議され、次いで、省との論議と政権党（与党）による審議に付せられる。そして閣議召集の要求が出されて、事務次官レベルの会議が招集され、閣議で可決された後に法律案は国会に提出される（この手続の概略図は表1〈P.108〉を参照のこと。）。
2. 法律案の準備

2. 法律案の準備

もし法律案が法務省法制審議会での審議を経たならば、その法律案は審議会の回答に基づいて準備される。もしそうでないならば、法律案は内閣法制局での事前審議を経て準備されなければならない。

もし法律の改正が他の省庁の所管する法律にも（その作用の及ぶ範囲が）広がる場合には、そのことを事前に通知することが望ましい。

法律案が一定の段階まで出来上がった時点で、この案は法務省のしかるべき部局と、また、しかるべき省庁（最高裁判所を含む）との調整をとりながら完全な形に仕上げられる。

3. 内閣法制局での審議

閣議での討議が必要とされるすべての法律案は、内閣法制局の審議を経る。内閣法制局は、閣議で検討されるすべての法律案の審議、局の見解の作成、法律案に必要な修正を加えること、内閣への文書による報告の作成を行う。

4 法律、政令、その他の内容の検討

1. 法律の引用に関する検討

要点は、法律案を準備した省庁が、改正や

修正のために、その所管する法律又は政令の条文や項目の引用をしたか、あるいは個々の文言を利用したかを確認することにある。

2. 法令の検討

法律案が整い、内閣法制局の次長又は局長への説明が完了した場合、問題点があるかどうかをチェックするために法案はその他の省庁に提出される。法律案を準備した省庁が定めた期限までに見解が表明されなければ、その法律案は承認されたとみなされる。

5 国会に提出する法律案に関する資料の準備

国会に出される法律案の資料（本又は小冊子）は、表題のついた小冊子からなる資料集で、小冊子の中味は、i 提出の理由付け文書、ii 法律案のプログラム（主要内容）、iii 法律案、iv 原因、v 新旧の条文と項目の比較、vi 参考条文及び項目、vii その他の資料。

参考資料は状況に従って利用される。この場合、法務省の法制審議会が配布した資料を利用するときは、必要に応じてその内容（特に、統計的データ、諸外国の法律等）に変化がないかをチェックし、確認しなければならない。

6 政権党による審議

内閣によって国会に提出される法律案は、内閣が決定を下すまでに政権党（与党グループの自民党、公明党、保守党）の審議に付される。この審議は、法律案が事務次官レベルの会議に提出され、審議されるまでには完了していなければならない。

1. 自由民主党（自民党）における審議

自民党では法律案は政務調査会法務部（以下「法務部」）、政務調査会諮問委員会（以下「諮問委員会」）、執行委員会（総務会）で審

議される。

法務部と諮問委員会での審議は、政治的措置から技術的側面まで幅広い局面に触れ、執行委員会では主に政治的見地から問題が審議される。

（1）法務部における審議

法律案の審議に当たっては、法務部長（国会議員）が討論を調整し、法案の説明は通常、法務省局長が行う。

（2）諮問委員会での審議

諮問委員会での審議に付される法律案に関しては、法務部長が、法務部での審議の結果について説明・報告する。法務省局長は法律案の審議会に出席し、質問に答える。

（3）執行委員会での審議

執行委員会は自民党の最終決定を下す機関である。執行委員会における法律案の説明は諮問委員会での審議と同じように行われる。

2. 公明党における審議と保守党における審議（同じように行われる）。

7 事務次官レベル会議、閣議、国会への法律案の提出

1. 事務次官レベル会議

審議に付されるために閣議に提出される法律案は、通常、省庁の事務次官と内閣法制局次長が出席する事務次官級会議で審議される。

事務次官級会議においては、相当する省の事務次官が審議に付される法案を説明する。省庁間における法律案の問題の討議は既に完了しているので、この会議において事務次官が反対を表明することはあり得ない。

2. 閣議と法律案の国会への提出

各大臣は、法律及び政令を制定する案、法令の改正又は廃止案、また、閣議決定を必要とするその他の行政業務を閣議に提出する権利がある。閣議召集を内閣に求めることを、

「閣議召集要求」という。

閣議で法律案が反対なく承認されれば、首相がこれを国会に提出する。

国会での審議

1 法律案の国会への提出，法務委員会への伝達

内閣で承認された法律案は国会に上程される。法務省の所管する法律案は法務委員会に伝達される。

2 法律案の資料の配布，しかるべき機関による説明

1. 法務委員会の委員長と委員

法律案が国会に提出されると，委員会での正常な法律案審議と採択が保証されるように，委員長及び委員一与党，野党にかかわらずに，法案の内容が説明される（つまり，「根回し」が行われる，又は予備的謀議が図られる）。

2. 両国会における法務委員会の事務局

3 想定される質問と回答の準備

国会の会議では想定される質問の答えを前もって準備しておく必要がある。問答集の作成に当たっては，必要に応じて，法務省のその他の局，部課だけでなく警察庁や最高裁判所，他のしかるべき機関とも回答の内容を調整しておく必要がある。

4 本会議

法律案は法務委員会に伝達された後，通常は，まず始めに法務委員会で審議される。国会の本会議でブリーフィングが行われることもある。

5 法務委員会での審議

1. 一般的原則

法務委員会の審議は，法務大臣が法案提出

の理由付けを発言して始められる。次いで一度又は数回討論を伴う審議を重ね，その後決議を提出する。

法案は通常，まず衆議院で審議される。時には先に参議院で審議に付される法案もある。

2. 審議と決議の提出

(1) 質問の取りまとめ

法務委員会で国会議員から出される質問は，その内容を担当する部局の局付が議員と面談したり，又はコミュニケーションをとって解明する。

(2) 書面での答えの準備

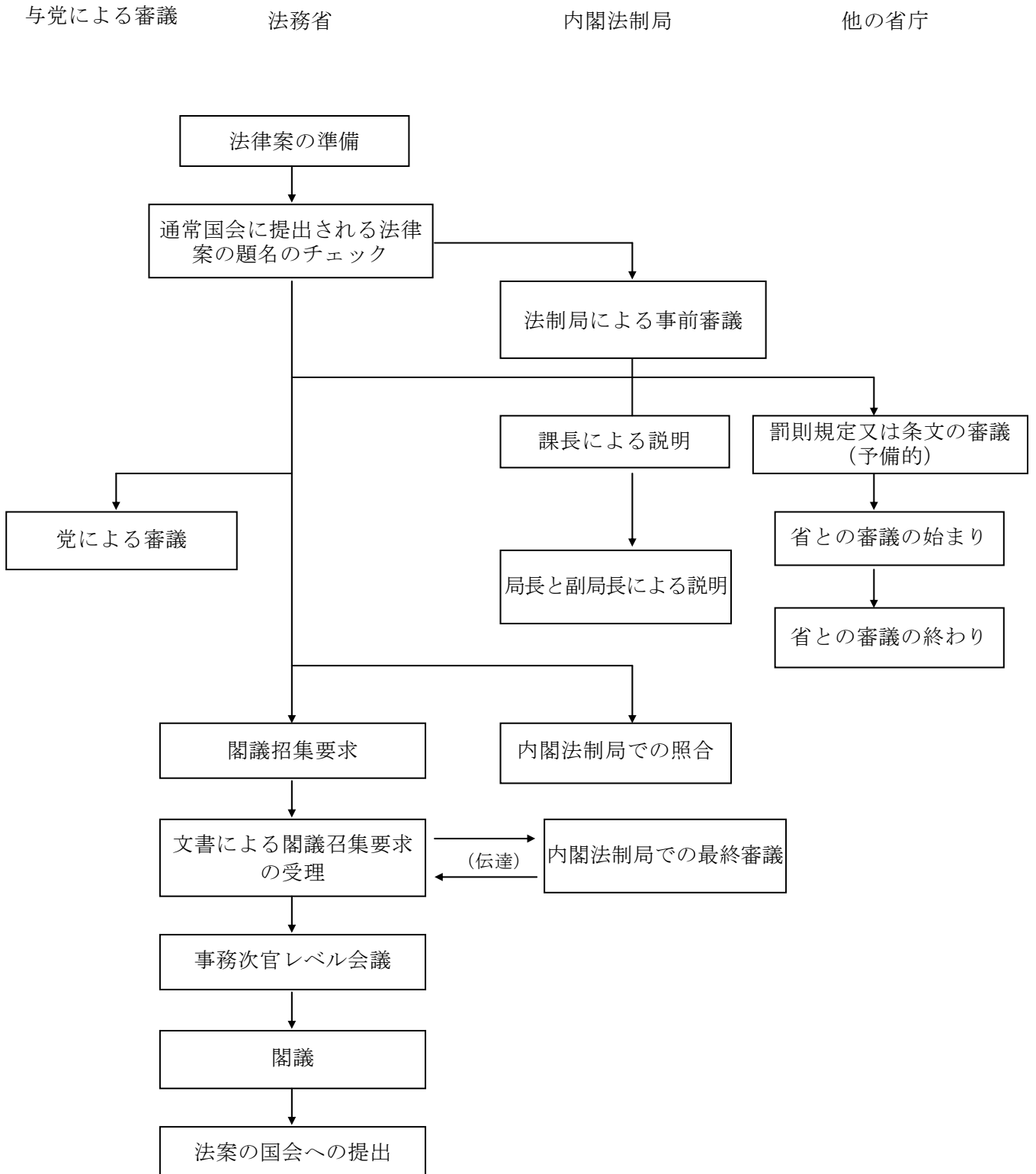
答弁をするのは大臣，副大臣，政務次官，局長である。詳細なデータが要求される質問が出されることもあるので担当部局の局付が必要な資料を持って答弁者に付き添って委員会に出席する。

(3) 決議の提出

6 本会議

委員会で承認された法律案は本会議で審議に付される。本会議で承認された法案はもう一方の議院に回され，同じ手続を経る。この議会の本会議で承認されると法案は法律になる。

表1 内閣から国会に提出される法律案の立案プロセス



ウズベキスタン共和国における立法プロセス

ウズベキスタン共和国においては、制定法及びその他の法規の立案と採択は、ウズベキスタン共和国の特別な法律（複数）が定める秩序に従って、憲法の原則を基盤にして実現される。

1997年8月30日、ウズベキスタン共和国議会は「ウズベキスタン共和国の制定法の準備に関する」ウズベキスタン共和国法を承認した¹。

法律の第1条には、「これが、ウズベキスタン共和国の共和国議会により採択される制定法の準備手続を定める」とある。さらに、「本法律は、ウズベキスタン共和国議会により採択される制定法の準備手続を定める」と指定している。

本法律は、立法発案権のある機関及び人格の活動にも（適用範囲が）広がり、そしてまた、省及び所轄官庁、他の国家機関及び公共団体の活動にも広がる（省、所轄官庁、他国家機関及び公共団体はウズベキスタン共和国大統領、ウズベキスタン共和国議会及びその評議会、ウズベキスタン共和国の内閣の委任又は勧告を受けて、若しくは自発的に、制定法草案を作成する。）。

制定法はウズベキスタン共和国の国民の意思を表現し、様々な政治勢力、社会層、社会グループの利益の譲り合いを確保しなければならない。

制定法草案の準備は、公開性と世論調査、世論への配慮を基盤にして、代議員や共和国議会の諸党派（政党ブロック）、国家機関、公

共団体の参加を得て実行される。法案の準備には学術機関、教育機関、学者、国民経済の適切な部門の専門家及び法曹が参加する。

制定法草案は全国民的討議に付されることがある。

ウズベキスタン共和国議会は将来及び当面の立法活動計画を、以下の基本的方向、つまり、

- 1) 人権の遵守と民主的原則の更なる浸透
- 2) 国家建設
- 3) 市場経済の確立
- 4) 国際関係の発展

に従って作成し、採択する。

制定法の立案準備に当たっては、立法制度及び立法原則、同じく、ウズベキスタン共和国の国際条約も考慮される。

制定法の草案を作成する国家機関、公共団体、人格は、本法律の規定に従って質的かつ適時な立案準備を確保しなければならない。

制定法草案は全面的に論拠付けられたものであり、人権優先の原則から出発し、社会と国家の利益を反映していなくてはならない。

ウズベキスタン共和国議会の（指導機関としての恒常的な）委員会と（委任を受けた機関としての）小委員会、同じくウズベキスタン共和国省庁の委任を受けた部門又は管理分野並びに共和国公共団体の指導的機関は、それぞれの規則にのっとりた課題に従って、法律適用の実際とその有効性を組織的に研究し、また、必要に応じて、法律の改善に関する提案を具体的に作成する。

ウズベキスタン共和国議会の評議会は、

- 1) 法案準備のための作業計画をスタートさせ、うまく調整し、計画の遂行全般を管理する。
- 2) ウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会と国家機関及び公共団体に、法案

¹ 2003年3月31日付司法情報システム「プラーボ」(以下 YUIS PRAVO)。

- の作成に関して、委任及び勧告を行う。
- 3) 制定法草案に関する概念を検討する。
 - 4) 法案準備の状況について、委員会及び小委員会、国家機関、公共団体の報告を聞く。
 - 5) 法案準備作業に関し、ウズベキスタン共和国議会の議員に助力し、協力する。
 - 6) 必要な場合には法案を全国民的審議にかける。
 - 7) ウズベキスタン共和国議会のしかるべき委員会及び小委員会に、事前又は追加審議のために法案を伝達する。
 - 8) 現行法の適用の実態と有効性について、国家機関及び公共団体の報告を聞く。
 - 9) ウズベキスタン共和国議会の審議に付された制定法草案と、その他の必要な関連資料がウズベキスタン共和国議会の議員に適時に渡されるように監督する。
 - 10) 本法律の規定が履行されなかった場合は、制定法草案を、それを提出した機関に差し戻す。
 - 11) 必要な場合には、制定法草案を比較評価するため、その提出を募る。

ウズベキスタン共和国議会の評議会は、制定法草案の準備作業の組織化（調整）に関連して、また別の委任（事項）も実行する。

ウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会は、

- 1) 自主的に、あるいはウズベキスタン共和国議会、その評議会の委任を受けて制定法草案を作成し、それを評議会の審議に付す。
- 2) 法案の準備又は事前の検討のために特別小委員会若しくは作業グループを設置する。
- 3) 法案に関してしかるべき国家機関、公共団体及び学術機関に諮問する。
- 4) 法案に関して届けられた提案を概括し、

検討する。

評議会の委員会及び小委員会は、法案準備作業の組織化に関連してまた別の委任（事項）も実行する。

ウズベキスタン共和国議会の議員は、

- 1) ウズベキスタン共和国議会及びその評議会、あるいはウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会に、法案作成に関する提案を提出できる。
- 2) しかるべき国家機関及び公共団体は議員の法案作成を援助し、情報・参考資料を提供する義務があり、（議員は）これを求める権利を持つ。
- 3) 法案準備のためにウズベキスタン共和国議会が設置した小委員会及び作業グループの活動に参加する。
- 4) 制定法草案準備に当たっては選挙民の意見を考慮する。

ウズベキスタン共和国議会の議員は、法案準備作業の組織化に関連して、また別の委任（事項）も実現する。

内閣は、

- 1) 制定法草案の作成を自発的に、又はウズベキスタン共和国大統領、ウズベキスタン共和国議会若しくはその評議会の委任を受けて行い、それをウズベキスタン共和国議会の審議に付す。
- 2) 省庁に法案準備の任務を与え、その準備作業を統合し、方向付けをする。
- 3) 制定法草案に関し、国家機関、公共団体及び学術機関の意見を求める。
- 4) 法案を全国民的討論に付することの妥当性に関する提案をウズベキスタン共和国議会に提出する。
- 5) 現行法の適用の実態及びその有効性の研

究結果について省庁の報告を聞く。

内閣は、法案の準備作業の組織化に関連してまた別の委任（事項）も実行する。

ウズベキスタン共和国司法省は、

- 1) 上位機関の委任を受け、また自発的に、制定法草案を準備し、他の国家機関及び公共団体と共に法案の準備に参加する。
- 2) ウズベキスタン共和国議会の評議会又は内閣の委任に従って、ウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会の諮問に関し、制定法草案について法的結論を出す。
- 3) 制定法草案の準備を実施している省庁の仕事を調整する。
- 4) 制定法草案の準備を行っている国家機関及び公共団体に組織的援助を行う。
- 5) 制定法草案作成の問題についてウズベキスタン共和国議会とその機関及び内閣に通報する。

ウズベキスタン共和国司法省は、法案準備作業の組織化に関連してまた別の委任(事項)も実行する。

制定法草案の準備のために準備小委員会、作業グループ、編集グループを置ける。

ウズベキスタン共和国議会とその評議会あるいは（指導機関としての）委員会及び小委員会を作る準備小委員会のメンバーには、議員、国家機関、公共団体、学術機関及び教育機関の代表者並びに専門家及び学者を入れることができる。

制定法草案準備の委任を受けた国家機関あるいは公共団体は、法案作成関係機関及びその他利害関係のある国家機関及び公共団体及び学術機関の代表者並びに専門家及び学者からなる委員会を設置できる。

小委員会若しくは機関（単数又は複数）が

準備した法案の審議が始まる前に、制定法のコンセプトが作成され、その目的、効力範囲、構造、法体系の中での位置付けが決められる。

省及び所轄官庁、企業、施設、団体は、法案準備を推進する機関の要請に応じて、法案に関して結論を下し、協議するための専門家を割り当て、必要な資料を提出する。

制定法草案の準備に当たってウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会、国家機関及び公共団体は、

- 1) 法案の主題に関する現行法の適用の実態を調査・考慮し、法規制の社会的必要、原因、法律の有効性に影響を与える条件を明確にする。
- 2) 法律を完全なものにするための国家機関、公共団体、勤労者団体及び市民の提案、マスメディアの資料、学術機関、学者及び専門家の助言、世論をあぶり出すその他のメディアのデータを概括し、利用する。
- 3) 他国の法規制の経験を考慮する。

規制関係の性質と特殊性によって制定法草案はウズベキスタン共和国の法律案又はウズベキスタン共和国議会の政令案の形で準備される。

法案の準備に責任を負う機関は、その評価を求めるために、当事者である国家機関及び公共団体に法案を送ることができる。同じく、学術機関及び教育機関に法案を送り、それぞれの提案と意見を求める。

法律案の事前の審議でもたらされた提案や意見又は寄せられた評価は、引き続き行われる草案の準備作業で検討され、概括される。

制定法を適用するために欠かせない「規範法令」（施行手続について、政府令及び省庁令等）の草案並びに以前採択した法規のしかる

べき変更，追加又は失効の承認に関する提案は，通常，制定法草案と同時に作成する。これらの「規範法令」は，新しい制定法と同時にあるいは新法の施行前又は新法採択後の可能な限り短期間に採択される。

制定法草案は専門家の検査・鑑定に付すことができる。検査・鑑定はウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会での法律案作成作業完了後に行われる。

制定法草案の検査・鑑定には学者，実務家，その他の人物の中で高度の技能をもつ専門家に参加を求める。

法案の検査・鑑定の結果に関して専門家はしかるべき結論を出す。

準備された制定法草案が起草者に課せられた課題にこたえていないと判断されると，ウズベキスタン共和国議会とその機関は，当該法案準備委員会あるいは作業グループを解散させ，新メンバーでそれを発足させる決議を下せるものとする。

ウズベキスタン共和国議会は，自発的に，あるいは立法発案権を持つ機関及び人格の提案によって，その有効性を調査する目的で，新しい法規制を試験的に個々の区域又は国民経済の一部門で一時的に施行することを決議できる。

制定法草案では規範命令は条文の形で叙述される。規則及びその他の法律の条文には通常表題が付けられる。

制定法草案には前文を置くことができ，編，章，節，款に区分され，条文は部分，項，号に分けられる。編，章，条，条の部分，項，号は順を追って置かれ，法案の主旨の論理的発展を確保する。

制定法の規定は整然として明確でなければならない。法案で使われる概念及び用語は，現行法で使用されている意味に従って画一的

に使用し，種々の解釈の可能性を排除する。必要な場合には特殊な用語及び概念の短い定義を置き，一般に通用する略語を使用し，その他の略語には説明を加える。

制定法草案には以下の必須事項を入れなくてはならない（法律の種類を表示，主旨を反映する題名，法律に署名する人物の役職名）。

制定法草案には必要な場合に，発効時期と手続を指示する。

立法発案権をもつ機関及び人格は，制定法草案をウズベキスタン共和国議会の審議のために提出する。ウズベキスタン共和国憲法に従って，ウズベキスタン共和国議会における立法発案権はウズベキスタン共和国大統領，その国家権力の最高機関に代表されるカラカルパクスタン共和国，ウズベキスタン共和国議会議員，内閣，憲法裁判所，最高裁判所，最高経済裁判所，ウズベキスタン共和国検事総長に属す。

省庁及びその他の機関，あるいは立法発案権のない公共団体が準備した制定法草案は，もし委任によって別の規定がないならば，内閣の審議に付される。

制定法草案は，事前の審議の結果を考慮して，また，同じく本法律の規定の侵害があった場合には，更なる仕上げのために差し戻されることがある。

制定法草案をウズベキスタン共和国議会に提出するに当たっては，その採択が不可欠であることを立証し，法案について意見を調整した国家機関及び公共団体のリストを提出する。その実行に物質的及びその他の追加費用を必要とする法案を提示する場合は，財政的経済的根拠を併せて提出する。

法案準備の関係者である国家機関又は公共団体のリーダーは，法案に異議がある場合，規定の本質に関して反対する根拠のある意見

を提示する。

ウズベキスタン共和国議会に提出された制定法草案の審議は、「ウズベキスタン共和国議会規則」の規程によって実行される。

2000年12月14日、「法規に関する」ウズベキスタン共和国法が採択された²。この法律には、「本法律は、法規の概念、種類を定め、その（法規に）提起される基本的規定を定める」と叙述されている。本法律の定める一定の形式で採択された、万人の守るべき国家命令としての法律の規準の確立、変更、廃止を方向付ける公文書を法規とする。

カラカルパクスタン共和国の法規の種類とそれに提示される基本的規定も同じく、カラカルパクスタン共和国の法律によって決められる。

法規を採択する機関又は官吏（以下機関とする）は、ウズベキスタン共和国議会、ウズベキスタン共和国大統領、ウズベキスタン共和国内閣、省、国家委員会及び所轄官庁、国の地方権力機関とする。

以下を、法規とする。

ウズベキスタン共和国憲法

ウズベキスタン共和国法

ウズベキスタン共和国議会の決議

ウズベキスタン共和国大統領令

ウズベキスタン共和国内閣の政令

省、国家委員会及び所轄官庁の法令

国の地方政権の決定

法規は制定法であり、ウズベキスタン共和国の法（全体）を構成している。

ウズベキスタン共和国憲法、ウズベキスタ

ン共和国法、ウズベキスタン共和国議会決議は制定法とする。

ウズベキスタン共和国大統領令、ウズベキスタン共和国内閣政令、省、国家委員会及び所轄官庁の法令、国の地方政権の決定は「法律下の法令」である。

ウズベキスタン共和国においてはウズベキスタン共和国の憲法及び法律に無条件の主導権があることが認められている。

ウズベキスタン共和国憲法は最高の法的効力を持ち、ウズベキスタン共和国の全領土に適用される。

ウズベキスタン共和国において法律及びその他法規は、ウズベキスタン共和国憲法を基盤に、憲法を実現・実行するために採択され、憲法の規準と原則に矛盾してはならない。

ウズベキスタン共和国の法律は最も重要かつ堅固な社会関係を規制するもので、ウズベキスタン共和国議会によって採択されるか、又は国民投票を実施して採択される。

ウズベキスタン共和国議会決議は、ウズベキスタン共和国憲法を基盤として、憲法を実現・実行するために採択される。

ウズベキスタン共和国大統領は、ウズベキスタン共和国憲法及び法律に基づいて、それを実現・実行するために、法規を命令の形式で採択する。

ウズベキスタン共和国内閣は、ウズベキスタン共和国憲法及び法律並びにウズベキスタン共和国議会とウズベキスタン共和国大統領の決定に従って、法規を政令の形で採択する。

省、国家委員会及び所轄官庁はその権限の範囲で、法規を命令又は政令の形で採択する。規程、規則、訓令として採択される法規は命令あるいは政令によって確立する。

省、国家委員会及び所轄官庁の法規は、ウズベキスタン共和国憲法、法律並びにウズベ

² YUIS PRAVO

キスタン共和国議会，ウズベキスタン共和国大統領及びウズベキスタン共和国内閣の決定に基づいて，それらを実現・実行するために採択される。

省，国家委員会及び所轄官庁は，いくつかの省，国家委員会，官庁と協力して，あるいは他と調整の上，そのうちのひとつと共同で，法規を採択できる。

省，国家委員会及び所轄官庁の構造的小区分（下位組織）及び地域機関には，法律で規定された場合を除き，法規範的性格を持つ法令を採択する権利がない。

国の地方権力機関は，その権限の限りにおいて，法規を「決定」の形式で採択する。

国の地方権力機関は，ウズベキスタン共和国憲法及び法律並びにウズベキスタン共和国議会，ウズベキスタン共和国大統領，ウズベキスタン共和国内閣，同じく国の上級地方権力機関の決定に基づき，それを実現・実行するために法規を採択する。

種々の法規の法的効力による相互関係は，ウズベキスタン共和国憲法，法規を採択した機関の権限と地位，さらに，また法令の種類に従って決められる。法規はより高度の法的効力をもつ法規と相応しなければならない。

（複数の）法規の間で不一致がある場合にはより高い法的効力をもつ法規を適用する。

同等の法的効力をもつ法規間に不一致がある場合には，より後れて採択された法令の規定を有効とする。

省，国家委員会あるいは庁が採択した法規は，これを採択した当該機関が社会関係の一定分野を規制するため特別な委任を受けていた場合に，（当該機関と）同レベルのその他の省，国家委員会又は庁の法規に対してより大きい法的効力をもつ。

法規の法案を作成する機関は，通常，法案

準備小委員会を置く。

法規の法案の準備には，当事者である国家機関，学術機関及びその他の団体の代表，個々の市民を参加させることができる。

法規を採択する機関は，その法案の準備を，国家機関，学術機関及びその他の団体並びに個々の市民に，規定された手続で委任し，あるいは契約ベースでそれを発注できる。

法規を採択する機関は，その法案の代替案の準備を，あらゆる国家機関，学術機関及びその他の団体並びに個々の市民に委任し，あるいは契約を結び，あるいはまた，最良の法案を公募する権利をもつ。

個々の経済部門，その他の国家行政の分野に対する法規の法案の準備には，相当する部門又は行政分野の状態及び発展に責任を持つ省，国家委員会あるいは庁を参加させる。

ウズベキスタン共和国司法省は法律に従って，法規の立案準備に関し，省，国家委員会及び庁の活動を調整する。

法規の準備に際し，その法案を作成する機関は，当該法案のテーマに関する法律の適用の実態を研究・考慮し，法的規制の社会的必要性，法律の有効性に影響を及ぼす原因と条件を明確にし，国家機関，市民の自治機関，企業，施設，団体，公共団体，市民の提案，マスメディアの資料，学術機関，学者及び専門家の勧告，世論をあぶり出すその他のメディアの資料を概括し，利用する。諸外国の法的規制の経験を考慮する。

法律案は，法律で規定された手続によって全国民的審議に付すことができる。その他の法規の法案は公開審議か，あるいは職場単位の審議に提出することができる。

準備された法規の法案は，法規を採択する機関に報告書とともに提出される。報告書には，法令の採択の必要性を根拠付け，法案作

成者を記載し、法案内容の簡潔な特徴付けをし、法案の調整をした国家機関並びに団体のリストを引用し、対立見解の内容とその正当化された意見を簡単に叙述する。

法規の法案には、必要に応じて、根拠付けるために、財政的経済的計算、統計的データ及びその他情報を添付する。

法規の法案は必ず法的鑑定に付さなければならない。法的鑑定の過程で法規の法案がウズベキスタン共和国憲法及び法律並びに立法方法手続規則に合致しているかが調べられる。法的鑑定は、法規の法案を準備した機関の法務部か法規を採択する機関の法務部が実施できるが、共和国司法省が行うこともできる。

法規を採択する機関の決定により、提出された法案の質を評価するために、法規の法案は、異なる鑑定（経済、財政、科学技術、環境等）に付すことができる。相当する法案の準備に初期に直接参加しなかった団体及び個人が鑑定人として参加する。鑑定実施のために学者及び専門家を外国並びに国際組織から招請できる。鑑定人は独立しており、鑑定を託された機関の立場にとらわれることなく法規の法案を判定する。

法規の本文は簡潔に、簡単かつ明瞭な言葉で叙述される。法規に使われる概念及び用語は、現行法で使用されているその意味に従って一様に適用し、様々な解釈の可能性を排除する。廃れた言葉、多様な意味をもつ言葉及び表現、比喩、形容語句、隠喩の使用は許されない。

法規には財源を含む。その実現のための法的手段、刺激を与え、奨励、管理する方策を指示することができる。

国家機関や市民の自治機関、企業、施設、団体及び公共団体並びに公務員及び市民の義務を定める法規には、義務違反に対する責任

の措置が法律によって規定されていないか、又は特別な法令で定める必要がない場合には、その措置が規定される。

法規にはその主旨説明と採択の目的を含む前文を設けることができる。規範に関する命令は前文には含めない。

法律では、規範に関する命令は順序番号を持つ条文の形で叙述される。法律の条文は更に小区分に細分することができる。条文の小区分には項、号、段落が置かれることがある。その他の法規では規範に関する命令は項目の形で叙述され、項には順序番号がある。項は号と段落に細分される。法規のかんりの量の内容が近い（複数の）条（項）は款（パラグラフ）や節にまとめられる。必要な場合には節は章及び編にくくられる。編、章、節、款（パラグラフ）は見出しを置き、番号が付けられる。

法規には法律に導入された法律用語や技術用語等の専門用語の定義が加えられることがある。

必要な場合には法規に、法的効力がより高い法令からの引用として個々の規定が記述される。

同等の効力をもつ現行の法規の中に含まれている規範に関する命令は、通常、再度法規に記述されることはない。

法規の条（項）中でのその別の条（項）の引用、同じく異なる現行の法規の引用、それらの個々の規定の引用は、規範命令の相互関係を示す必要があるか、若しくは繰り返しを避けるために必要な場合に行われる。

法規の公的文書の証明は、

ウズベキスタン共和国法に対しては、ウズベキスタン共和国大統領、

ウズベキスタン共和国議会の決議——ウズベキスタン共和国議会議長、

ウズベキスタン共和国大統領令——ウズベキスタン共和国大統領，

ウズベキスタン共和国内閣の政令——ウズベキスタン共和国内閣議長又はその委任によりウズベキスタン共和国首相，

省，国家委員会及び庁の法規——法令を採択した機関の長によってなされる。

法規は以下の必須事項を備える。

法令の種類と題名，

法令採択の日付，場所，法令番号

しかるべき法規を承認する公的全権の姓，地位，署名。

省，国家委員会及び庁は，法規の採択から10日以内に，それを国に登録するためにウズベキスタン共和国司法省に提示する。

新しい法規の採択に関連して，もし従前に採択された法令又はその一部が新しい規範命令に矛盾するか，若しくは新法令に完全に吸収されるか，又は事実上その意義を失ったが，公的に失効が承認されていない場合には，従前に採択された法規に必要な修正又は補足を加え，すべての従前に採択された法令若しくはその一部の失効を承認しなければならない。

法規は公的刊行物で公表されなければならない。何人も，一般に知らせる公布がなされていない法律に基づいて有罪とされ，処罰され，又は財産を没収されたりすることはない。法規の要約の形で公布は許されない。法規の公布に際してはすべてのその必須事項が記載される。

非公式な刊行物による法規の発表，同じく立法の電子案内システムによる流布は，公布源での発表後に許され，すべての必須事項，公的発表源，発効日は必ず記載しなければならない。

ウズベキスタン共和国法，ウズベキスタン共

和国議会決議，ウズベキスタン共和国大統領令の公的発表源は，「ウズベキスタン共和国議会公報」，「ハルク スージ」紙及び「ナロードノエ スローボ(国民の言葉)」紙とする。

ウズベキスタン共和国内閣の政令の発表源は，「ウズベキスタン共和国政府の政令集」，「ハルク スージ」紙及び「ナロードノエ スローボ」紙とする。

ウズベキスタン共和国の省，国家委員会及び庁の法規の発表源は，ウズベキスタン共和国司法省出版の「ウズベキスタン共和国省，国家委員会，庁の規則公報」及び省，国家委員会，庁の刊行物とする。

国の地方機関の法規は，当該機関の公的出版物で公表される。

ウズベキスタン共和国法，ウズベキスタン共和国議会決議，国の地方機関の決定は，当該法令に異なる期限の規定がない場合には，公報後10日を経て発効する。

ウズベキスタン共和国大統領令，ウズベキスタン共和国内閣政令はそれぞれ，ウズベキスタン共和国大統領，ウズベキスタン共和国内閣が定めた手続で発効し，必ず公布されなければならない。

省，国家委員会，庁の法規は，当該法令に更に遅い期限の定めがなければ，共和国司法省における当該法令の国家登録後10日を経て発効する。

省，国家委員会，庁の法規は，国家登録後10日の期限にすべての当事者に対し通知されなければならない。法規の全当事者に対する通知は，法規の本文を支障なく（自由に）知らせることができる任意の形で行える。

法規には遡及効はなく，法令の施行後に発生した関係に適用される。

法律が，その施行以前に発生した関係にさかのぼって適用されるのは，法律上の規定が

ある場合に限られる。遡及の付加は認められない。たとえ法律が、法人及び自然人の行為に対する責任の導入又は厳格化を規定しており、その行為が実行された時点では指摘される責任を伴わなかったか、又はより軽微な責任だったか、若しくは法人及び自然人に物質的損害をもたらしたとしても。

法規は、そのテキストに別の条件がなければ、無期限に効力をもつ。法規の有効期限は法令全体又はその一部に対して規定されることがある。この場合、法令には、それ（その一部）が効力を維持するのはいかなる期間なのか、又はいかなる事件の到来までなのか記載されなければならない。規定の期限の経過までに、又は事件の到来までに、法規を採択した機関は、他の事件の到来まで有効期限を延長するか、又は法令に無期限の性格を持たせるか決定する。

法規の効力は、ウズベキスタン共和国の市民及び法人、同様に、もしウズベキスタン共和国の国際条約に別の規定がなければ、ウズベキスタン共和国の領土内にいる外国法人、外国市民、無国籍者に適用される。

法規（その一部）は、以下の場合に効力を停止する。

期限の経過又は法規（その一部）にあらかじめ規定されていた事件の到来、

法規（その一部）が法律で規定された手続上で違憲性があると判断されたとき、

法規（その一部）の失効の認知、

法規（その一部）の廃止が法律であらかじめ規定された場合に当たるとき。

法規にあいまいな点が見つかり、その適用に誤りがあったとき又は相反する実例が明らかになったときに法規の解釈・説明が行われる。

ウズベキスタン共和国憲法に従って法律の

説明はウズベキスタン共和国憲法裁判所が行う。

「法律下の法令」の公的説明はこれを採択した機関が行う。

説明の過程で法規に訂正、補足、具体化した規範を加えてはならない。

法規を採択した機関は、法規全集及び法令集を出版するか、又は法律が定めた手続で別の機関及び団体にその出版を委任する。

省、国家委員会、庁はそれらが採択した法規を系統立てて収録した法令集を出版し、それを管理し、補充し、再版する。

法規の国の登録にはこのような法令を中央集権的に収集・登録し、法令ファンドを維持・管理し、法令に関する情報の集中化を図ることを含む。

ウズベキスタン共和国の法規の国家登録秩序はウズベキスタン共和国内閣が定める。

同日（法規に関する法律が採択された日）、2000年12月14日、ウズベキスタン共和国議会は「法律案の全国民的審議に関する」ウズベキスタン共和国法も採択した³。この法律には、「本法律の目的は、社会と国の生活の最重要問題にかかわる法律案の全国民的審議に関連する諸関係の調整である。」とある。

カラカルパクスタン共和国においても同様に、法律の全国民的審議はカラカルパクスタン共和国の法律で調整される。

法律案の全国民的審議の基本原則は、自由意志、平等、公開、平易、表現の自由である。

全国民的審議の参加者になれるのは、公民、国家機関、市民の自治機関、企業、施設、団体、政党及びその他の社会的連合体である。

³ YUIS PRAVO

外国及び国際組織の専門家（エキスパート）を（ウズベキスタン共和国の法律案の国民的審議に）参加させることもできる。

法律案の全国民的審議に際して市民は、（法律案の全国民的審議に）自由に参加し、ウズベキスタン共和国議会、ウズベキスタン共和国内閣、他の国家機関、市民の自治機関、企業、施設、団体、政党及び他の社会的連合体並びにマスメディアに、法律案に関する意見を述べ、提案をし、また、代議員、国家権力・管理機関の代表との会見や法律案の全国民的審議のために企画されたその他の行事に参加する権利を持つ。

全国民的審議に付される法律案はマスメディアで発表される。マスメディアは法律案の国民的審議の進行状況を報道し、（法律案の国民的審議の）参加者の提案や意見を発表する。

法律案の全国民的審議への市民の参加は自由意志で行われる。法律案の全国民的審議への市民の参加を強制することは禁止されている。市民は法律案の全国民的審議への参加に平等の権利をもっている。

性別、人種、民族、言語、宗教、社会的出自、主張、個人的社会的地位によって、法律案の全国民的審議に参加する市民の権利を制限してはならない。

法律案の全国民的審議は公開で行われ、公共的性質を持つ。法律案の全国民的審議を阻止することは許されない。法律案の全国民的審議はその参加者全員に分かりやすいものでなければならない。何人にもだれかが法律案の全国民的審議に参加するのを阻止する権利はない。法律案の全国民的審議の行程で市民は法律案に関する自分の意見を自由に表現する権利を持つ。法律案の全国民的審議の行程で何人も法律案に関する自分の意見の表現を強いられたことはない。

法律案を全国民的審議に付す発議は、議案提出権を持つ機関及び人格並びにウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会に属す。

法律案の全国民的審議に関する決定はウズベキスタン共和国議会が下す。ウズベキスタン共和国議会又はその評議会は、期限を定め、法律案の全国民的審議の行程でもたらされた提案と所見の考究作業を組織・準備する手順を決める。

全国民的審議のための法律案は、それを国民的審議に付す決議がなされてから10日以内に、「ハルク スージ」紙、「ナロードノエスローボ」紙上で発表される。法律案はまた特別出版でもその他のマスメディアでも発表できる。

ウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会は、

- ・寄せられた法律案に関する所見や提案の集計、概括、調査、分析を行い、
- ・寄せられた所見や提案の調査、分析にエキスパート、専門家、学者を参加させ、
- ・法律案の国民的審議に関するセミナー、会議、“円卓会議”の組織・準備をし、
- ・提案や意見を勘案して法律案を練り上げ、法律に従って法律案の全国民的審議に関する他の全権を実行する。

国家機関、市民の自治機関、企業、施設、団体、政党及び他の社会的連合体、マスメディア、政党の派閥、ウズベキスタン共和国議会の代議員ブロック並びに選挙区を代表する共和国議会の議員は、法律案の全国民的審議のための行事を開催する。

国家機関は法案の全国民的審議開催のため必要な環境を（以下の方法で）確保する。

- ・マスメディアを使って法律案を発表し、
- ・法律案審議のための行事を組織・開催し、

・法律案の全国民的審議の進行状況と結果についての情報を、マスメディアを使って広める。

全国民的審議に付される法律案は、国家機関の会議、市民集会、企業、施設、団体、政党及びその他の社会的連合体において、又は軍人集会において、又はマスメディアで審議することができる。

法律案の全国民的審議の参加者の意見や提案は、個人又はグループでまとめてもよいし、口答でも、書面の形で提出してもよい。法律案に関する書面での提案及び意見には、公民の姓名、父称、住所、若しくは適切な機関、団体の名称及び住所を記載する。法律案に関する提案や意見には署名が必要。所定の手続で提出された提案や意見は必ず検討に該当する。提案及び意見の受取拒否は禁止されている。法律案の全国民的審議の参加者の提案と意見は勧告及び助言的性質を持つ。公民は、法律案に関する提案と意見を、国語又はその者が使えるその他任意の言語で提出する権利を持つ。

全国民的審議の進行中に届いた、市民、国家機関、市民の自治機関、企業、施設、団体、政党及びその他の社会団体の法律案に関する提案と意見は、ウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会で検討される。ウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会は、全国民的審議中に寄せられた提案と意見を概括し、法律案を仕上げる。法律案の仕上げに当たってウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会、諸政党と代議員ブロックの分派は、様々な住民層、社会の政治勢力、国家の利益をいろいろな側面から参酌する。

ウズベキスタン共和国議会の委員会及び小委員会は、法律案の全国民的審議の結果を概括し、整理した情報をウズベキスタン共和国

議会の代議員に知らせる。法律案の全国民的審議の結果はウズベキスタン共和国議会在が検討する。法律案の全国民的審議の結果に従って、ウズベキスタン共和国議会在は、法律案を受け入れ、又は法律案に手を加えさせ、若しくは却下する。法律案の全国民的審議の結果はマスメディアで発表することとする。法律案の全国民的審議に関する法律の違反者は、決められた秩序で責任をとる。

もっと以前に、2000年5月19日、「省、国家委員会及び官庁の「規範法令」採択手続の改善に関する」ウズベキスタン共和国内閣令(No.197)が採択されている⁴。この政令には、「制定法実現の効果的仕組みの構築；省、国家委員会、所轄官庁「規範法令」の質的レベルの高い準備作業と適法性の確保；所轄官庁の企業活動の発展を妨げる「規範法令」の採択防止；その国家登録手続の改善を目的として内閣は(以下を)決定する。」とある。

1. 省、国家委員会及び官庁の万人の守るべき規範は、その法令中により遅い期限が規定されていない場合、ウズベキスタン共和国司法省でそれが国家登録された日から10日経過後に発効する。市民及び企業の主体の権利、自由、法的利益に抵触する規範は必ず、「ウズベキスタン共和国省、国家委員会及び官庁の「規範法令」公報」で発表しなければならない。省、国家委員会及び官庁の構造的な下位組織及び地域機関は、法律で直接その権利が規定されている場合を除いて、規範的性質の法令を採択する権利をもたない。

2. ウズベキスタン共和国の省、国家委員会及び官庁に対して、採択後10日以内に国家登

⁴ YUIS PRAVO

録のため万人の守るべき「規範法令」をウズベキスタン共和国司法省に確実に提出すること；その後、国家登録から10日の期限内すべての当事者に「規範法令」を知らせること；規範的性質でない文書に、万人の守るべき規範命令を記入する事件を許さないこと；同様に、ウズベキスタン共和国司法省での国家登録を経ていない万人の守るべき「規範法令」を、執行し公表するためにマスメディアに発送する事件を許さないこと。

省、国家委員会及び庁の指導者に対して、“所轄官庁「規範法令」採択・国家登録手続の規則”を定める政府決定を無条件に遂行する個人的責任のあることを、前もって注意しておくこと。

3. 省、国家委員会、庁、委員会に対して、企業活動の主体の創設、登録、活動の手続を複雑にし、追加の証明書及び書類の根拠薄弱な照会を規定するあらゆるレベルの法令の発布を禁止すること。

4. ウズベキスタン共和国司法省に対して、所轄官庁の「規範法令」の採択、国家登録、発効の手続を省や国家委員会、庁が規定どおりに実行しているかを監督すること；庁の「規範法令」制定活動の状態を常時分析し、必要な場合はウズベキスタン共和国内閣にしかるべき提案をする；1か月の期限内「所轄官庁「規範法令」の準備及び採択規則」を作成承認し、省、国家委員会、庁にそれを知らせる；「ハルク スージ」, 「ナロードノエ スローボ」紙の編集局と共同で、新たに採択された万人の守るべき性質の所轄官庁「規範法令」の国家登録状況に関する情報を毎週発表することによって企業活動の主体を含めた全当事者に適時に知らせる；省、国家委員会、庁とともに、2000年6月10日までに、現行法に合致せず、社会生活の全面的自由化政策

の要求にこたえていない、中小企業の発展に対する根拠なき阻害を規定した、企業活動の主体の創意と経済的自由を制限する法令の見直しと廃止を目的として、所轄官庁「規範法令」目録の作成を実施する。

2000年10月16日、ウズベキスタン共和国司法省命令（N124）によって「所轄官庁「規範法令」の準備及び採択の規則」が成文化された⁵。

本規則は、1997年10月9日付け「省、国家委員会、所轄官庁「規範法令」の適法性を確保するための措置に関する」ウズベキスタン共和国内閣政令 N469の第2項（SPRUz, 1997年, N10, 33条；2000年, N5, 第26条）、2000年5月19日付け「省、国家委員会、所轄官庁「規範法令」の採択手続の改善に関する」ウズベキスタン共和国内閣政令 N197の第4項（SPRUz, 2000年, N5, 第26条）に従って作成され、万人の守るべき省、国家委員会、庁の「規範法令」の準備、仕上げ、採択、国家登録、発効の手続を規定している。

この中で特に、以下に叙述する記載がある。

「規範法令」採択（公布）に関する委任

1. 省、国家委員会、官庁は、「万人の守るべき「規範法令」」（以下「規範法令」という）を、「省、国家委員会、官庁「規範法令」の法的鑑定及び国家登録に関する規程」に従って採択する。

本規則において官庁とは、国家全体の統治機関か、若しくは執行及び（又は）運営機能を付与された、そしてまた、万人の守るべき性質の規範を採択する権利を付与された、省

⁵ YUIS PRAVO

又は国家委員会ではない、特別な権限のある管理機関（出張所、委員会、センター、管理局等）をいう。

2. 省、国家委員会、官庁（以下「省及び／又は官庁」という）はその権限内で「規範法令」を採択する。ウズベキスタン共和国の法律、ウズベキスタン共和国大統領の命令、指令及び政令、ウズベキスタン共和国の内閣の決定によって、省又は官庁がその管轄内にある問題の規範的規制若しくは具体的な「規範法令」の採択の権限を委任された場合に、「規範法令」の採択が省又は官庁の権限になる。

省及び官庁の構造的な下位組織及び地域機関は、制定法によってその権利が与えられた場合を除いて、万人の守るべき「規範法令」を發布する権利を持たない。省及び官庁は、与えられた「規範法令」採択の権利をその構造的な下位組織及び地域機関を含む他機関に委譲する権利はない。

3. 省及び官庁は、法的規制が求められる問題が発生した場合、当該問題の規範的規制がその管轄下にあるならば、適時にしかるべき「規範法令」を採択しなければならない。司法省は、省及び官庁にその作成期限を指定して、しかるべき「規範法令」の採択の必要性を申告できる。

法律、ウズベキスタン共和国議会政令、ウズベキスタン共和国大統領命令及び指令、ウズベキスタン共和国内閣決定を実現するための「規範法令」採択の期限は、別の期限の定めがなければ、通常1か月を超えてはならない。

「規範法令」の形式、題名及び期限

4. 「規範法令」は命令、政令、規程、規則、訓令、指示の形で採択（公布）される。違う形での「規範法令」の採択（公布）は許され

ない。法的証書ではない文書（手紙、電話電報、個人的問題の説明等）並びに個人的性質の法的証書に規範的命令を記載することは許されない。規範的命令を含んだ非規範的性質の法令は破棄に該当し、適用されない。

5. 「規範法令」の形式は法令の使命とそれに含まれる命令の性質による。その上に命令と決定は、規範的（標準的）であったり、個別のであったりする。

6. 一つ又は幾つかの命令的指示の処理が必要な場合、「規範法令」は命令の形で公布される。規範的命令は大臣及び官庁の指導者が自主的に公布する。

7. 一つ又は幾つかの命令的指示の処理に関して協議による決定の必要がある場合、「規範法令」は政令の形式で採択される。政令の形の「規範法令」は国家委員会、個々の官庁（個々の官庁の名において決定を可決するのは当該官庁の協議機関）が採択し、同じく二個又は数個の省、国家委員会、官庁による共同の法令を採択する場合、その法令は政令の形式をとる。

8. 「規範法令」は、その基本的内容が、共通の特徴の下に結びついた総合的関係の規制のための体系的に関連する規則の制定である場合、規程の形で採択される。

9. 「規範法令」は、その基本的内容が、具体的関係を規制するための個別の法的基準の制定である場合に、規則の形で採択される。

10. 「規範法令」は、その内容が具体的関係の規制に関連した問題の解決又はウズベキスタン共和国司法省によって登録された「規範法令」の規程の詳細化及び具体化のための個々の法的基準の制定である場合、指示の形で採択される。

11. 「規範法令」は、その基本的内容が制定法の規定の適用手続の定立である場合、訓令の

形で採択される。

12. 規程、規則及び訓令の形の「規範法令」は、しかるべく命令又は政令によって承認される（本規則の附則 N1 と N2）。

一つの命令又は政令によって幾つもの規程、規則又は訓令を承認することは許されない。

現行の「規範法令」に修正及び補足を加えて解決できる問題に関しては修正及び補足の加筆に関する法令を採択する。

13. 「規範法令」はその内容及びその規制の対象を反映する簡単な名称を持たなければならない。

命令又は政令によって、規程、規則若しくは訓令が承認される場合、命令又は政令の名称は当該法令を承認するという指示を含んでいなければならない（本規則の附則 N1 と N2）。

14. 「規範法令」は一定期間（一時的）又は不定期間（恒久的）の予定で採択することができる。

「規範法令」の有効期限は限定できる。

- a) 具体的な日付（通常、1年を超えない）
- b) 一定の出来事又は「規範法令」の目的の達成まで

共同「規範法令」

15. 「規範法令」は幾つかの省及び官庁と共同で、又はその他の同意を得てそのうちのひとつと共同で採択（公布）できる。

16. 共同の「規範法令」は法令の形式で採択（承認）されるか、若しくは幾つかの省及び官庁の指示の形式で公布される（本規則の附則 N3 と N4）。

「規範法令」案の準備の組織立て

17. 「規範法令」案の準備は、その機能と権限を勘案して省庁の一つ又は数個の構造的な下位組織に委ねられる。その上、当該の草案の準備

の責任者である官吏の範囲、その準備期間、また必要ならば、この作業に参加させる団体を定める。「規範法令」の草案の準備には省庁の法務課が参加する。

18. より重要で複雑な「規範法令」案の準備、同じく数個の省庁と共同で発布される法令案の準備には作業グループが置かれることがある。

19. 「規範法令」案の作業過程で、当該草案のテーマに関係するウズベキスタン共和国の法律、しかるべき「規範法令」の適用の実践、検討する問題に関する科学的文献及び定期刊行物の資料並びにそれが行われていたならば、社会学的研究及びその他研究のデータを調査しなければならない。加えて、草案で解明する問題の性質を勘案して、他国の法律、国際条約及びその他の文書を研究する基とする。

「規範法令」は、ウズベキスタン共和国の憲法と法律、ウズベキスタン共和国議会の政令とその他法令、ウズベキスタン共和国大統領の命令と指令及びウズベキスタン共和国政府の決定に合致しなければならない。

「規範法令」の構造

20. 「規範法令」の構造は法的規制のテーマの一貫した（論理的な）発展、また、同じく将来の法令の画一的解釈と適用を確保しなければならない。

21. 「規範法令」適用の目的、主旨の説明が必要な場合には草案に冒頭部分（前文）を設ける。規範的性質の規定は前文には入れない。

「規範法令」には必ず、法令を公布する基になった、又はそれらを実現するために公布されることになった（施行法）、ウズベキスタン共和国の法律、ウズベキスタン共和国議会の政令、ウズベキスタン共和国大統領の命令、指令又は政令、ウズベキスタン共和国内閣の

決定（それらの条文又は項）を記載しなければならない。

22. 規範的指示は項の形で規定され、項はアラビア数字と点で番号を付けられ、題名はない。項は通し番号で表示されなければならない。項は号に分けられ、号は字母又は数字の番号を持つ。

「規範法令」においては（テキストの）節の初めにハイフオン又はその他符号を使用してはならない。

23. 「規範法令」は、分量によってパラグラフ及び章に分けられる。パラグラフは符号（s）で示し、アラビア数字で番号を振り、題名を付ける。章はローマ数字で番号付けし、題名を設ける。

「規範法令」の内容の叙述

24. 「規範法令」の個々の項は一つの規範的指示を持つこととする。個々の独立した項は完全で完結した内容を持つこととする。

25. 「規範法令」では、法律の基準の文字どおりの再現は許されない。法律の個々の規定が「規範法令」で再現されるのは、問題の叙述を完全にするために当該の法律及び公布された法律の公的出典（それが公的に発表されている場合）を引用しなければならない場合に限られる。

26. 「規範法令」のテキストに現行法の参照させるべき箇所を記載するのは、例外的場合のみとする。当該の法律の個々の規定を再現することなくその法律の参照を記載する場合には、必ず公的出典（それが公的に発表されている場合）を記載しなければならない。

27. 「規範法令」において、国家登録に相当する省庁「規範法令」の個々の規定を再現するか、若しくはそれを引用する場合、その名称、法令を採択（公布）した省庁の完全な名称、

採択（公布）の日付、国家登録の際にウズベキスタン共和国司法省が付与した登録番号、国家登録日、公布の公的出典（省、国家委員会、官庁の「規範法令」公報又はその他公的刊行物、本規則附則 N 5 で法令が発表されている場合）を必ず記載しなければならない。

28. 国家登録に提出された法令に、国家登録に相当し、しかし、国家登録を経ていない「規範法令」の引用があってはならない。

29. 国家登録に相当しない省庁の「規範法令」又は規範外の勧告的性質の証書の引用が許されるのは、その規程に万人が守るべき性質を持たせないという条件がある場合に限られる（標準化、技術的規則と基準に関する文書の引用はその限りでない）。

30. 当該「規範法令」の他の項の引用、同じく省庁の「規範法令」の引用は、それらの相互関係を示す必要又は繰り返しを避ける必要があるときに限り行われる。

31. 「規範法令」の規定は、正確かつ明確に叙述されるものとする。使用される概念及び用語は、様々の解釈を排除するために、現行法で使われている意味に従って画一的に使用する。必要な場合には特殊用語及び概念の短い定義を設け、一般に使われている略語を使用し、その他の略語には説明を設ける。廃れた言葉や表現、多様な意味のある言葉や表現、比喩、形容語句、隠喩は使用してはならない。

32. 「規範法令」に、目録、表、グラフ、地図、図式、書類見本、用紙、方法体系を引用する場合、通例としてそれは附則の形で整えられ、しかるべき項はこの引用した附則を示さなければならない。

その規程に万人の守るべき性質を持たせない限りにおいて、助言的性質の文書（手本となる〈規格となる〉規程、規約、協定、教え方の提案等）を、「規範法令」に添付すること

ができる。当該文書は、司法省の法的鑑定の対象にはならない。

「規範法令」の変更及び補足案の準備

33. 「規範法令」の改正及び補足は命令又は政令によって行われる。以前に公布された法令又はその一部の変更、補足又は失効の承認に関する規程は、命令又は政令のテキストに(廃止される「規範法令」、章、項、号及び段落を指示し)記載されるか、若しくは法令の附則として作成される(本規則の附則 NN 5, 6, 7, 8, 9)。

指示の形式で採択された「規範法令」の変更及び補足は、同じく指示の形式で行われる(本規則の附則 N 1 0)。

変更及び補足が加えられた「規範法令」のテキストには、変更、補足後の法令の名称の後に司法省での国家登録番号及び日付を必ず記載しなければならない(本規則の附則 NN 5, 6, 7, 9, 1 0, 1 1)。変更、補足後の法令が、ウズベキスタン共和国省、国家委員会、官庁「規範法令」公報で発表された場合は、公報ナンバーも記載する(本規則の附則 N 5)。

34. 複数の「規範法令」に本質的変更及び補足を加える必要が出てきたとき、又は同じ問題が幾つかの法令にあるときには、それらを整理するために共通の新法令を作成する。

新法令案には、新しい規範規定が盛り込まれ、また、以前採択(公布)された法令の内容で依然効力のある規定も入れられる。同じ一つの「規範法令」に多数の変更と補足が加えられる場合、当該法案の改訂版が作成される(本規則の附則 N 1 1)。

35. 「規範法令」に変更及び補足を加える際、その変更と補足の正確さをしかるべく監査するために、表形式の概要(対照)を編さんす

るのが望ましい。一覧表は通常、3つの欄から出来ていて、最初の欄には現行の法令のテキスト、二つ目の欄には新しい版の全テキスト、三番目の欄には加えた変更及び補足の理由付けが記載される。第一欄と第二欄の変更したテキストはゴシック体、イタリック体又はアンダーラインで区別する。

36. 旧ソ連の省、国家委員会、庁の「規範法令」によって決められた問題の法的規制を変更する必要が出てきた場合、変更は、新しい「規範法令」を採択することによって実施する。新法令には旧ソ連の省、国家委員会、庁の個々の規程又は法令全体がウズベキスタン共和国領土内では適用されないと記載される。

「規範法令」草案の作成

37. 「規範法令」のテキストは A 4 判の用紙を用い、片面に縮尺なしで収められるものとする。

38. 命令及び政令のテキストはウズベキスタン共和国の国章が入ったしかるべき用紙に印刷され、それを採択(公布)した機関(複数の機関)の名称を記載するものとする。

39. 附則付きの「規範法令」はページに通し番号を付ける。ページ番号はページの右上肩に数字の 2 から印刷されるのが通例で、最初の 1 ページには 1 の数字は付けない。

40. 通常、標準的書式では行間は 1. 5, 上下の余白は 2 cm, 左余白 3 cm, 右余白 2 cm, 段落の最初のスペースは統一し、5 から 6 文字分空ける。

パソコンで作成する場合はマイクロソフトワード、フォントは Times New Roman 1 2 又は類似のものの使用が望ましい。

41. 「規範法令」案の下書きの段階で文法上のチェックをする。

「規範法令」のテキストでは文字を擦って

消したり、修正したりすることは許されない。

42. 文法上の誤りをチェックした後、省庁の法務課が「規範法令」案を法律及び法律制定規則に合致しているかチェックする。「規範法令」案がウズベキスタン共和国の法律及び法律制定規則に一致していれば法務課の指導者が査証し、法令案の全ページの裏面に署名する。

「規範法令」案がウズベキスタン共和国の法律及び法律制定規則に一致していない場合は、その準備を所轄する構造的な下位組織に法務課がしかるべき結論を付けて法令案を差し戻す。

43. 「規範法令」案の査証と同時に法務課は、1997年10月9日付け内閣政令N469 (SPRUz, 1997年, N10, 33条; 2000年, N5, 26条) によって承認された、「省、国家委員会、所轄官庁「規範法令」の法的鑑定及び国家登録に関する規程」第11項に従って当該法令案の証明書を準備する。

証明書の記載事項：

a) 「規範法令」公布の根拠

1) 省又は庁が委任を受けて当該「規範法令」の作成をした、その基になる法律に関する情報 (名称、日付、番号、公的原典、条文番号、項)、同じく、上位機関の委任状番号及び日付 (委任状のコピーを証明書に添付)

2) 「規範法令」の公布に関する省又は庁の権限を規定している法律に関する情報 (名称、日付、番号、公的原典、条文番号、項)

b) 当該問題に関して当該機関が以前に採択した「規範法令」に関する情報

c) 当該問題に関して他機関が以前に採択した「規範法令」に関する情報と、当該法令の採択に関連してその変更又は失効を承認する提案の準備に関する情報

d) 「規範法令」案の根拠を示すために必要な

その他の情報

44. 法務課がない場合には「規範法令」に関する証明書は、「規範法令」の準備を所轄する構造的な下位組織が作成し、省又は庁の指導者若しくはそのしかるべき代理が署名する。

「規範法令」草案の調整

45. 法律に従って関係省庁と調整を図らなくてはならない場合、また、「規範法令」に他省庁の利害又は権限に抵触する規定及び基準が含まれている場合には、「規範法令」案は当事者である省庁との調整に相当する。調整に相当する「規範法令」は指示の形式では採択されない。

調整済みの「規範法令」案は、調整済みであることを示す合意した省庁の指導者の署名及びしかるべき機関の承認印のある、結びの規定を含んでいなければならない。それとともに役職及び姓、合意の日付も記載されなければならない (本規則の附則N2)。「規範法令」は通常、合意から10日以内に採択 (承認) される。

46. 社会・経済的発展及び共和国予算の問題に結びついた「規範法令」案は、しかるべく、ウズベキスタン共和国マクロ経済・統計省、財務省、労働省との調整に該当し、対外経済活動に関する問題に関しては、ウズベキスタン共和国対外経済省と対外政策活動に関する問題に関しては、ウズベキスタン共和国外務省との調整に該当する。

47. 勤労者の社会=労働的権利に触れる「規範法令」案は、ウズベキスタン共和国労働省及びしかるべき労働組合との合意により省及び官庁によって審議・採択される。

48. 天然資源の利用も含めて環境及び環境保護に影響を与え得る経済活動等を規制する「規範法令」案は、ウズベキスタン共和国「自

然保護に関する国家委員会」によって実施される必須の国家生態学的（環境）鑑定に該当する。

49. 「規範法令」案を調整する過程で省庁間に意見の不一致が生じた場合、その不一致の原因が除去されるまでその法令案は採択されない。不一致の除去が不可能な場合、問題の最終的解決のために「規範法令」の準備を所轄する省庁は、ウズベキスタン共和国内閣又はその他上級機関に相談するものとする。

「規範法令」の採択（承認）

50. 「規範法令」は、省又は庁の指導者又はその代理人がしかるべき命令、政令又は指示に署名することによって採択（承認）される。署名はしかるべき機関の印によって保証される。

51. 共同の命令を採択する場合には、規制する問題の重要性が個々の省及び庁にとってどのくらいかにより、重要性が大きい機関から順に署名する。幾つかの省及び庁にとって規制する問題の重要性が同程度の場合、署名はしかるべき機関の名称のアルファベット順に行う。

52. 規程、規則、訓令の形で採択される「規範法令」は、それを承認するしかるべき命令又は政令に添付される。その際、規程、規則又は訓令の右上の隅に承認の印が押される。承認の印は単語“承認済み”（語形変化の相当する格）、主格で書かれた文書の名称からなり、日付と番号が記載される（本規則の附則 N2）。

53. 採択された「規範法令」には以下の必須事項が記載されることとする。

a) 「規範法令」の形式名；b) 「規範法令」の名称；c) 「規範法令」の番号、採択日と場所；d) 省又は庁の指導者若しくはその代理人の署名、当該機関の承認印、役職名と姓。

幾つかの省及び庁が共同で採択した「規範法令」は同じ採択日を持つとされる。省又は庁の指導者が二つ又はそれ以上の職務を任されている場合は、必須事項として記載されるのは、当該省又は庁を代表して署名する権利が与えられている役職名とする。

省又は庁の指導者が一時的に労働不能になった場合や休暇又はその他の理由による不在の場合、指導者の義務遂行の委任は、しかるべき省又は庁の指導者が署名した（承認）指令書によって規定されていなければならない。

54. 省庁は採択（承認）した「規範法令」の登録簿をそれぞれ付ける。日誌には「規範法令」に関する以下の情報が記載される；a) 形式と名称；b) 採択（承認）日と場所；c) 法令に合意した機関（存在すれば）；d) 法令に署名した官吏の姓、イニシャル、役職；e) 法令の準備を所轄する構造的な下位組織の名称、責任者の姓、イニシャル、地位。

「規範法令」には登録簿の通し番号と同じ番号が付けられる。

55. 「規範法令」は原本一部が承認される。共同の「規範法令」は、それを可決した機関数に相当する数が承認される。

「規範法令」の国家登録申請、ウズベキスタン共和国司法省への提出

56. 「規範法令」は採択後 10 日以内に国家登録のために司法省に送られる。規定の最終日が週末になる場合は国家登録のための提出日は翌週の労働日初日まで延長される。

「規範法令」が国家登録のために規定期限内に提出されたという事実は、司法省官房が添付の手紙に書き込む日付で記録される。郵送の場合は郵便局の受付日付印で確認される。

57. 幾つかの省庁が共同で採択した「規範法令」の国家登録のための提出は、最初に署名

した機関に委ねられる。

58. 「規範法令」三部（原本とコピー二部）を省庁の指導者（指導者代理）が司法省に提出する。国家の機密になる情報又は極秘情報が入っている「規範法令」は二部（原本とコピー）提出する。2000年8月5日付けウズベキスタン共和国内閣政令N304により承認された「規範法令」普及手続に関する規程第14項に従って、当該法令の電子バージョンを電子キャリア（フロッピーディスク、CD-ROM）で司法省に提出するか、又は電子メール・システムで司法省に送信する。数個の省庁が共同で採択した「規範法令」を国家登録に提出するときは、提出する原本の数量は「規範法令」を承認した機関の数に応じて増える。

「規範法令」には証明書（一部）を添付する。証明書には「規範法令」を提出する機関の法務課長が署名する。証明書には署名者の姓、名、父称、地位、電話番号を記載しなければならない。

添付のレター又は証明書には、「規範法令」立案所轄省庁の下位機関の指導者及び職員／司法省で登録された「規範法令」の受取を委任された人物の姓、名、連絡用電話を記載しなければならない。

省又は庁の指導者の職務代行者が承認した「規範法令」の場合、その証明書には、省又は庁の指導者の職務執行を委ねることを予想した適切な命令書の必須事項を記載しなければならない。

59. 「規範法令」が国家登録に再送される場合、あるいは登録を許可されなかった法令の代わりに採択（出版）された「規範法令」の場合には、証明書には国家登録拒否又は国家登録せずに返却したことに関する司法省のレター（結論）の日付とナンバーを必ず記載しな

ければならない。

60. 「規範法令」の翻訳は翻訳者の署名による裏書きが必要で、翻訳が専門の組織団体でなされた場合は団体責任者の署名と当該団体の証明印の押印が必要。

61. 万人の守るべき性質を持つ以下のような省庁の「規範法令」は法的鑑定と国家登録に回さなければならない。

a) 市民の、政治的、社会的経済的その他の権利、ウズベキスタン共和国市民、外国市民及び市民権のない人格の自由、法的利益、義務、それらが実行される保障、上述の諸権利、自由及び義務の実現の仕組みに抵触する法令

b) 省庁間的性質をもつ法令

c) 「規範法令」を承認した（二官庁かそれ以上、共同承認）省又は庁のシステムに入らない企業及び団体に対して強制力を持つ場合。企業及び団体が当該機関の完全な管轄下にあるならば、その企業及び団体は省又は庁のシステムに入っていると見られる。

管轄は直線的（上位の単位すべてによる縦の支配）であるかもしれなし、直接的（一番近い上位機関による）であるかもしれない。企業及び団体が、もし何らかの特別な関係（例えば、計算処理規則、財政、系統的指導等の問題に関する）で監督下にあるか、省又は庁がそれらの活動の調整に関する機能を果たしている場合には、それらは省又は庁のシステムには入っていないとみなされる。

この場合、上述の特徴のうち一つ又は幾つかを備えている「規範法令」は国家登録に送られる。

「規範法令」は、その有効期限（恒久的に有効、一時的〈一定期間適用〉）、同じく、国家の機密になる情報又は極秘情報を含めて、中味となる指令の性質にかかわらず、国家登録に付される。

62. 国家登録に付されない。

a) 個別的法的証書(内容的に法的事実であり、効力を発揮するのは一度だけの、直接的に発生し、変更し、停止する具体的な法的関係)、個人的性質(職務の任命又は解任、奨励又は処分)、その他のものも含まれる。

b) 国政機関又は行政機関の上位機関の決定を国政又は行政機関のシステム内の機関及び組織に通知する令状。

c) 国家機関の全権を受けて決められた手続で登録される標準化に関する文書(標準化に関する規格、規則及び規範、技術的経済的情報の規格分類表)。

d) 標準化に関する規範文書に入らない技術的規則・規範。規範文書を技術的規則・規範に帰属させることは司法省の同意を得て行われる。そのために規範文書は必ず、省及び庁によって司法省に提出されなければならない。

e) 推薦的性質の令状。推薦的性質の令状は承認に付されない。

f) 個人的要請による現行法の規範の説明。省並びに庁は、市民や企業、団体、施設の側から説明を求める申請があったときのみ現行法の規範の説明を行う。このとき受け入れた説明は本規則の75項の要求にこたえるものでなければならないし、申請した本人に向けられなければならない。もし説明準備の途中で法律の規範の適用に関し、個々の問題の規範的規制が必要であると決められたならば、省及び庁は、それぞれの権限を考慮してしかるべき「規範法令」を立案し、採択するか、又は上位機関に「規範法令」制定の提案を上申する。法律の規範を実際に適用してみても説明を与える必要性が生じた場合には、省及び庁は、しかるべき「規範法令」を制定しなければならない。

g) 万人の守るべき性質を持たないその他の文

書。

63. 上述の法令が、本規則61項に列挙された基準と一致するか否かの点で疑問が生じた場合、このような法令はウズベキスタン共和国司法省に国家登録のため送達しなければならない。国家登録の必要性に関する問題の最終決定は、法的鑑定を行った後にウズベキスタン共和国司法省が下す。

「規範法令」の国家登録

64. 「規範法令」の国家登録は以下のことが含まれる。

a) ウズベキスタン共和国の法律と立法技術規則に合致しているかについての法的鑑定。

b) 当該法令の国家登録の必要性に関する決定の採択。

c) 登録ナンバーの付与。

d) ウズベキスタン共和国省、国家委員会、庁の国家「規範法令」目録に「規範法令」を記入。

e) ウズベキスタン共和国省、国家委員会、庁の国家「規範法令」目録からの「規範法令」の抹消。

65. 「規範法令」の国家登録は司法省が受理してから30日以内に行われる。もし規定の期間の最終日が休日に当たる場合は、国家登録期限は休日後の最初の就労日まで延長される。

66. 「規範法令」の登録は以下の場合、拒否されることがある。もし、a) 法令がウズベキスタン共和国の法律に矛盾するとき、b) 法令が、1997年10月9日付けの「省、国家委員会、所轄官庁の「規範法令」の適法性確保のための措置に関する」ウズベキスタン共和国内閣政令N469によって承認された「省、国家委員会及び所轄官庁の「規範法令」の法的鑑定及び国家登録に関する規程」第II編の要求にこたえていないとき (SPRUz, 199

7年，N10，33条，2000年，N5，26条)。規定の手續に違反して国家登録に提出されたときも含まれる。また，c) 法令が，合意の必要な関係機関との合意を取り付けていなかったとき。

国家登録のための「規範法令」提出手續の違反に関連して国家登録を拒否された場合，法的鑑定は行われない。

67. 国家登録を拒否された日から10日以内に省又は庁の指導者若しくはその職務代行者は，登録を拒否された「規範法令」破棄に関するしかるべき証書を公布し，そのコピーをウズベキスタン共和国司法省に発送する（本規則66項b号に規定された原因で国家登録が拒否された場合を除く）。当該文書は法的規範を含むべきでなく，国家登録を必要としない。

「規範法令」破棄に関する文書に添付して発送するレターには国家登録拒否に関する司法省のレターの日付とナンバーを記載しなければならない。

国家登録を拒否された「規範法令」を破棄した後，司法省の結論を考慮に入れて仕上げ，再度国家登録のために提出することができる。この場合，法律，ウズベキスタン共和国議会議決，ウズベキスタン共和国大統領命令及び指令，ウズベキスタン共和国内閣決定に従って再度採択された「規範法令」の仕上げと国家登録に提出する期間，同じく司法省に提出するまでの期間は1か月を超えてはならない。

本規則の66項b号に規定されていることを原因とする国家登録の拒否の場合は，省及び庁は1か月以内に，当該法令を整え，再度国家登録のために提出又は司法省に「規範法令」破棄に関する文書のコピーを送達する。

68. 「規範法令」は，これを国家登録のために提出した機関自身の要請に基づいて司法省が

登録せずに省又は庁に返却することもある。

こういう場合，省又は庁は，しかるべきレターを司法省に発送する。また，当該「規範法令」破棄に関する文書のコピーも司法省に発送する。

69. 国家登録に提出された法令が法的鑑定の結果，国家登録の対象にならないと司法省が認識した場合，当該法令を国家登録のために提出した機関に，この決定の根拠を示してしかるべき結論を送達する。もしこのような法令に修正が施されれば，これは法的鑑定のために司法省に提出されるべきである。

70. 「規範法令」の国家登録は司法省令によって実施される。

国家登録に関する命令に基づき「規範法令」は「省，国家委員会及び所轄官庁の「規範法令」国家目録」（以下，国家目録という）に，登録番号を付与された上で記載される。

国家登録に関するマーク（番号，国家登録日，司法省印）は「命令」，「政令」又は「指示」の下の部分，省及び庁の指導者の署名の後に記される。

「規範法令」の原本は登録番号を取得し，国家目録に記入された後に署名付きで省又は庁の職員に交付される。国家登録後一昼夜以内に受け取れない場合，司法省は国家登録を申請した機関あてに郵送する。

71. 国家登録を経た「規範法令」の修正及び補足，同じく「規範法令」の失効（破棄）の認識に関する証書は，本規則に規定された手續で国家登録に付される。

司法省により登録された「規範法令」の発効

72. 規範法令は国家登録から10日の期限満了後発効し，施行に相当する。国家登録の日を含めて10日ということで，10日を経た翌日から規範法令は効力をもつ。法令自体に

発効日をより遅い時期にする記載がある場合、規範法令はその日付をもって有効となる。

立法により、あるいは法令自体にその出版を発効条件に決めている記載があるならば、当該法令は公的な筋からの出版に該当し、法令自体に、より遅い時期の記載がなければ、出版日から有効となる。規範法令がその国家登録日から10日が経過するまでに出版される場合、当該法令は本項の第一と第二節に従って発効する。

73. 省及び庁は国家登録から10日の期限内自らが採択した規範法令をすべての当事者に知らしめる義務を負う。

省並びに庁は、採択後その規範法令を必ず送達しなければならない団体、施設及び企業のリストと、当該機関が採択した規範法令に利害関係を持ち得る人格(自然人並びに法人)のおおまかなリストを定めるものとする。司法省は、規範法令の国家登録に際し、必要な場合には、採択した規範法令を知らしめなければならない人格の最小限のリストを決める権限をもつ。

規範法令をすべての当事者に知らせるのは、障害なく(自由に)規範法令文書の内容を知る権利を与えるいかなる形式でも構わない。マスメディア、公的出版での発表、一般向きの場所の看板、その他による方法も含まれる。これに当たり、規範法令の適用の責任者は直接目録で知悉させるものとする。

規定の手続で国家登録及び出版(広告)に相当する規範法令は、その国家登録以前には施行に差し向けることは許されない。当該要求に違反した場合には違反法令は発効していないとして適用されない。

74. 規範法令の出版、発送に当たっては国家登録番号及び日付の表示は必ず必要である。

マスメディア及び電子データベースでの発

表を含め、公的及び民間の刊行物で発表(普及)するとき、また、同じく、リプリントして規範法令を発送する際、国家登録番号と日付は司法省において法令の第一ページ左上隅に記入される。

司法省によって登録された規範法令の説明

75. 省及び庁は登録された規範法令の正しく統一された適用を確保する。規範法令の適用に関し説明する必要がある場合には、規範法令を採択した(公布)機関はしかるべき説明をしなくてはならない。この際、説明するのに使用できるのは規範法令(その部、項、その他)の文字どおりのテキストのみである。その他の、規範法令の内容と違う、新たな規範命令を作る概念、用語、解釈の適用は許されない。

76. 司法省は、しかるべき機関に対して、それらの機関が採択した規範法令に関し説明が必要であることを提言する権利を持つ。

77. 規範法令に関する説明は、規範法令そのものを知らせたと同じ手順で当事者に知らされる。

78. 登録済みの規範法令に関するすべての説明のコピーは必ず司法省に送付しなければならない。

79. 規範法令の命令を適用するに当たって、周到な説明を提示できない場合、省又は庁は規範法令に、しかるべき修正と補足を施し、それを、本規則で規定されている秩序で、国家登録のために、ウズベキスタン共和国司法省に提出しなければならない。

規範法令の修正と補足、規範法令の廃止

80. ウズベキスタン共和国の法律の変化に従って、省及び庁は現行の規範法令に修正及び補足を加える。省庁の新しい規範法令の採択に従ってもこれを行い、また、これを採択し

た省及び庁の創意で行われる場合もある。

81. 新しい規範法令の準備に従って、しかるべき、以前公布した法令又はその一部の修正及び補足、あるいは失効を認める提案は、このような法令の立案と同時に準備されなければならない。

82. ウズベキスタン共和国の法律の改正に際し、省庁は、国家登録を経た省庁規範法令に、法律に従って、しかるべき修正及び補足を加え、法的鑑定並びに国家登録のため司法省に提出しなければならない。法律との一致が導き出されるまで、当該法令は、法律に矛盾しない部分に関しては有効である。

司法省は省及び庁に対して、国家登録を経た省庁規範法令を法律に一致させるように要求する権限をもつ。省及び庁はこの場合、10日の期限で、省庁が採択した規範法令に修正と補足を加え、法的鑑定と国家登録を実施するために司法省に提出しなければならない。当該規則の不履行の場合、司法省は、規範法令を国家目録から抹消する権限を持つ。これは、その後続くしかるべき機関（複数の機関）の通知とともにその規範法令の失効を認める根拠になる。

83. ウズベキスタン共和国立法の変化に伴う規範法令の見直しの際、若しくは省又は庁の創意によって、個々の規範法令の廃止の必要性が生じた場合、省及び庁は司法省に、規範法令廃止に関するしかるべき命令、政令又は指示を呈示する。

呈示された廃止に関する法令及び司法省のしかるべき命令に基づいて、規範法令の目録からの抹消に関するしかるべき書き込みが国家目録に記入される。規範法令は法令に記載された日に失効し、日付の記載なき場合には廃止に関する法令が受理された日に失効となる。

84. 修正と補足の記入、同じく規範法令の失効の承認はこの法令を採択した機関又はこの機関の委任を受けた機関が、当該法令を採択したときと同じ手続で実施する。

所轄官庁が共同で、又は他官庁の合意を得て採択（公布）した規範法令は、共同で、若しくはこれら官庁の合意を得て、修正したり、補足したり、失効を承認したりする。

規範法令を採択した機関の廃止又は再編成の場合、法令の失効の承認、拡大、修正及び補足を加える問題は、当該機関の権限を継承した機関又は上位機関がこれを解決する。

85. 一時的性格の規範法令は有効期限が経過した日から効力を失う。省及び庁は、所定の手続でこれらの法令の失効を承認し、又は必要な場合には有効期限を延長し、失効又は期限延長を承認するしかるべき法令を司法省に提示しなければならない。当該規則不履行の場合には司法省は規範法令を国家目録から抹消する権利をもつ。この場合、国家目録からの規範法令抹消に関する通知がこの規範法令を採択（公布）した省又は庁に発送される。

規範法令の効力の停止

86. 国家登録を経た規範法令の効力は以下の場合に停止することがある。

a) 係争問題の発生、規範法令の適用に絡む新しい状況の出現

b) 国家登録を経た規範法令をすべての当事者に知らせることが所定の期限までにできない

本項の a 号に記載の場合には司法省は規範法令のしかるべき部分の効力を停止させることができる。

87. 規範法令（その一部）の効力は、効力停止の根拠を排除すれば再び効力を持つことができる。

88. 規範法令（その一部）の効力は、司法省

がしかるべき命令を受理した日から停止されるか、又は再び復活する。命令のコピーはしかるべき機関に発送される。

新しい規範法令の鑑定に多くの注意が払われる。このために1997年10月9日付けの内閣政令(No.469)によって「省、国家委員会及び所轄官庁の規範法令の法的鑑定と国家登録に関する」規程が承認された(2000年5月19日付けのウズベキスタン共和国内閣政令の附則第Ⅱ項に従い、この規程に修正が加えられた)⁶。

この規程は省、国家委員会、庁の規範法令(以下「規範法令」という)の法的鑑定、国家登録の実施手続、さらに、省、国家委員会及び庁に対する基本的要求も提起している。

1. 省、国家委員会、庁(以下「省及び庁」という)の規範法令の法的鑑定、国家登録は、その有効期間(恒久的又は一時的)及び中に含まれている情報の性質にかかわらず、ウズベキスタン共和国司法省が実施する。

本「規程」の目的のために庁とは以下のように理解される。庁というのは、全国的行政機関又は特別な権限による行政機関(省又は国家委員会ではない)で、執行機能及び(又は)管理機能を付与され、また、万人が守るべき性質の規範法令を採択する権利も付与された機関(代行機関、委員会、センター、管理局等)。

2. 次に示すような全員が守らなければならない性質の省庁規範法令は法的鑑定と国家登録に付される一市民の権利、自由及び法的利益に触れる、省庁間的性質をもつ、当該行政機関のシステム外にある企業及び団体に対して拘束力を持つ。

全権を与えられた国家機関により、規定された手続で登録される「標準に関する」規範文書、同じく標準に関する規範文書に属さない技術的規則及び基準は、本「規程」に従って司法省が実施する国家登録に付されない。

3. 省及び庁は、規範法令を採択するに当たって10日以内にそれを法的鑑定と国家登録のためにウズベキスタン共和国司法省に提出する。

国家登録を経ていない規範法令の適用が明らかになった場合、司法省は当該法令の廃止及び施行召還について、しかるべき省又は庁に申告する。省及び庁は10日の期限までに司法省の要求を実行しなければならない。司法省は当該規範文書の違法性について「ハルク スージ」紙、「ナロードノエ スローボ」紙、その他のマスメディアに発表する権利をもつ。

4. 幾つかの省庁が共同で採択した規範法令の国家登録の申告は法令を承認した機関名の筆頭に委ねられる。

5. 規範法令はウズベキスタン共和国の法律、ウズベキスタン共和国議会の政令及びその他の法令、ウズベキスタン共和国大統領の命令並びに指令及びウズベキスタン共和国政府の決定に一致していなければならない。

規範法令は、「所轄官庁の規範法令作成及び採択規則」に従って準備し、採択されなければならない。

6. 省及び庁はその権限の範囲内で規範法令を命令、指令、規程、規則、訓令、指示の形で採択する。

法的証書ではない文書(レター、電話電報、個人的問題の説明、その他)、同じく個人的性質を持つ証書に規範的命令を入れてはならない。

省及び庁は、法的規制が求められる問題が

⁶ YUIS PRAVO

生じたときは、当該問題の規範的規制がその権限内に入っているならば、適時にしかるべき規範法令を採択しなければならない。司法省は、しかるべき規範的規制の採択の必要性について、作成期間も指示して省及び庁に申告する権利をもつ。

ウズベキスタン共和国の法律、ウズベキスタン共和国議会の決定、ウズベキスタン共和国大統領の命令並びに指令及びウズベキスタン共和国内閣の決定の実現のための規範法令採択の期限は、別に他の期限の決まりがないならば、1か月を超えてはならない。

7. 規範法令には必ず、それがいかなる、ウズベキスタン共和国法律、ウズベキスタン共和国議会議令、ウズベキスタン共和国大統領命令及びウズベキスタン共和国内閣決定（これらの条又は項）の実現のための法令なのか、又はいずれを基礎にしているのか記載されなければならない。

8. 規範法令の構造は、法的規制のテーマの筋の通った発展を確保しなければならないし、また、一律の理解と（今後の）適用を確保するものでなければならない。規範法令はその内容に相当する簡潔な題名を持つこととする。

規範法令採択の目的と動機の説明が求められるならば、前文を設けることができる。規範的性質をもつ規定は前文には含まれない。

規範法令は内容と大きさによって部と編に分けられ、それぞれが通常題名を持っている。

規範法令の規定は整然と明確に標準語で叙述するものとする。使用する概念と用語は、様々な解釈の可能性を排除するために、現行法で受け入れられている意味に従って一様に使用する。必要な場合には特別な用語、概念の簡潔な定義を設け、普通に使われている略語を用い、その他の略語には説明を付ける。廃れた言葉、いろいろな意味をもつ言葉や表

現、比喩的表現、形容辞、暗喩の使用は許されない。

規範法令においては現行法の規範の逐次的再現は禁止されている。規範法令のテキストに現行の法律を参照させる文言を入れるのは、特別な場合のみ許される。

当該規範法令の他の項の参照又は以前採択された省庁の規範法令の参照は、その相互関係を示す必要があるとき、又は繰り返しを避ける必要がある場合にのみ行われる。

規範法令の各項は一つの規範命令を含むものとする。独立した項はいずれも完全な、推敲済みの内容を持つ。

もし規範法令にリスト、表、グラフ、地図、図、文書見本、用紙が記載されるときは、通常それは附則に収められなければならない。規範法令のしかるべき項においてこの附則が引用される。

現行の規範法令に修正を入れるか補足するかで問題が解決できるときは、法令は修正及び補足の形で採択される。

9. 規範法令は以下の必須事項を設けなくてはならない。法令の形式名、題名、規制対象の名称、法令採択の番号、日付、場所、省又は庁の指導者の署名若しくは職務代行者署名と当該機関の証明印。

10. もし規範法令の採択が、当該機関の以前採択した規範法令の失効の承認又はしかるべき修正及び補足の加筆の承認を求めるならば、これらの命題は提示される規範法令若しくは他の法令に反映されなければならない。

11. 規範法令には証明書が添付される。内容は、規範法令公布の根拠（省及び庁の権限、規範法令に収められた問題解決の権利を委任又は提供された上位機関の決定、法令採択の根拠となるその他の状況）、以前他の機関が採択した当該問題に関する規範法令についての

情報，その修正についての提案準備に関する情報又は国家登録申請中の法令の採択によって（その規範法令が）失効となることを承認する提案の準備についての情報。

12. 準備ができた規範法令は，省又は庁の指導者が署名する前に，ウズベキスタン共和国の制定法との整合性を調べなければならない。提出された規範法令は査証されなければならない。添付される証明書は当該機関の司法課の長の署名がなければならない。

13. ウズベキスタン共和国司法省は，提出された規範法令の法的鑑定を，受理後30日以内に実施しなければならない。

14. 必要な場合には司法省は，鑑定実施に当たり，補足的書類を要求し，加えて，規範法令に関して結論を出すために非常勤のエキスパートとして専門家及び学者を参加させる権利を持つ。

15. 提出された規範法令が現行のウズベキスタン共和国法に合致し，「本規程」の第Ⅱ編に規定されている要求にこたえている場合，司法省はこれの国家登録を実施する。規範法令の国家登録は司法大臣令によって行われる。規範法令は，より遅い期限の記述が特になければ，国家登録から10日後に発効し，施行される。

16. 現行のウズベキスタン共和国法に矛盾し，「本規程」の第Ⅱ編に規定されている要求にこたえていないか，又は関係機関との調整が必要なのにその調整がなされていなかった場合，規範法令の登録は拒否され得る。

国家登記を拒否された規範法令は，司法省が，その提出元機関に，しかるべき結論とともに返還する。

国家登記を拒否された規範法令は，司法省の結論を考慮して作成し直した場合，再度国家登録を申請できることがある。この際，ウ

ズベキスタン共和国の法律，ウズベキスタン共和国議会の政令，ウズベキスタン共和国大統領の命令並びに指令及びウズベキスタン共和国内閣の決定の実現のための規範法令の仕上げと国家登録再申請の期限，同じくウズベキスタン共和国司法省への提出期限も1か月を超えてはならない。

17. 国家登録後，規範法令の原本は登録番号を与えられ，申請元機関に戻される。コピー2通が記帳と出版のため司法省に残される。

18. ウズベキスタン共和国法に変更があったとき，省及び庁は省庁規範法令を法律と整合させ，法的鑑定と国家登録のために，しかるべき修正と補足をウズベキスタン共和国司法省に申請しなければならない。ウズベキスタン共和国司法省は省及び庁に対し，国家登録済みの規範法令を法律と整合させるよう要求することができる。

この場合，省及び庁は，10日間以内に法的鑑定と国家登録のために，自らが採択した規範法令への修正と補足を司法省に申請しなければならない。当該規則の不履行の場合，司法省は規範法令を国家目録から抹消する権利を持ち，これは規範法令の失効を承認する根拠になる。

規範法令の修正と補足は，これを採択した機関又は委任を受けた他の機関が，当該法令を採択したのと同じ手続で行う。

議論の余地のある問題が発生するか，規範法令の適用に関連した新しい状況が現れた場合，司法省は規範法令（又はそのしかるべき部分）の効力を問題解決まで既成の秩序で停止する権利を持つ。規範法令の効力停止と復活は，本「規程」の本項及び20項で規定されており，司法省令で手続され，コピーはしかるべき機関に送付される。

19. 規範法令を採択した機関の廃止又は再編

成の場合、その機関の法令の失効の承認、拡大、修正及び補足の加筆の問題は権限を継承した機関又は上位機関が解決する。

20. 省及び庁は、国家登録から10日までに、採択した規範法令をすべての利害関係のある人格に通知しなければならない。規範法令を利害関係のある人格に知らせる形態は、規範法令文書の内容を障害なく（自由に）知る権利を損なわないならば、いずれでも構わない。当該規則の不履行に際し、司法省は省又は庁がしかるべき措置を講じるまで規範法令の効力を停止する権利を持つ。

既成の秩序で国家登録並びに公布（発表）に付される規範法令は、規範法令が国家登録を済ますまで、施行のために発送することは許されない。

省、国家委員会及び庁の規範法令の国家登録の状態に関する情報は「ハルク スージ」紙、「ナロードノエ スローボ」紙上での必須の組織的発表に相当する。

21. ウズベキスタン共和国司法省は、しかるべき機関に対し、その機関が採択した規範法令の説明の必要性に関して申告する権利を持つ。

登録済みの規範法令に関するすべての説明のコピーはウズベキスタン共和国司法省に必ず送付しなければならない。

結 論

日本では新法の準備、採択、あるいは現行法の改正は明確に定められた制度の下で行われており、あらゆる法律の採択又は法律の改正を必要とする場合、関係省庁においてその客観的原因を深く研究するとともに、高度の知識と経験をもつ専門家（学識経験者）を招き、法律案のすべての条項を詳細に検討する体制が整っている。同時に問題の法律案は法

務省のシステムの中で（まず最初に法制審議会）綿密に作成され、その後内閣法制局で微に入り細をうがった審議が行われる。

新しい法律案の準備過程では必ず、現行法や関連する他の法令、国内での法律の実践で得られた相当するデータ（統計その他）、類似の外国の法律（米国その他）が研究される。その上法律案は与党や最も権威ある政党の審議に回される。その後でようやく当該の法律案は議会での審議に移され、衆議院であらゆる側面から審議し、必要に応じて参議院でも審議される。議会での質問には大臣、副大臣、政務次官、法務省局長及び補佐が必要な資料をよりどころに、抜かりなく答弁する。

この様に日本においては提出される法案の質の高さが現実に確保されており、したがって、効果的な実際への適用が現実に可能になっている。日本の立法活動の経験は、ウズベキスタン共和国における新法の準備及び採択に当たり、詳細に研究し、創造的に利用するに値すると考える。

ウズベキスタン共和国においても、上述のように、一連の法律で規定されている立法活動実施制度がある。この制度には多くの肯定的面があるが、同時に一連の不整備の面と欠点もある。

第一に、この制度は新しい法律案を、すべての関係省庁、社会団体において、さらに、ウズベキスタン共和国議会においても、本当に詳しく多面的に審議することを規定していない。そういうわけでウズベキスタン共和国議会の代議員の多面的審議もなく、提出された法律案又は個々の条文、項等について代議員はしばしば何の質問もせず、批判的意見も要望も出さないまま多くの法律案が採択されるという（一日のうちに可決ということも珍

しくない) 現状に疑問が生じている。現実にはしばしば、提出された法律案の単なる「型どおりの儀式」、機械的な(通常、満場一致)『賛成』投票になってしまっている。

第二に、上述のように、ウズベキスタン共和国では既に数多くの、新法の準備手続と、とりわけ規範法令の(いろいろな省、庁の)準備手続に関する法律と政令が採択されている。新しい法律と「法律下の法令」の準備と採択に関する統一的な綿密に整備された法律を採択する時期に来ていると思われる。もし必要ならば、この法律に、立法活動の一定の側面に関係する各種の附則を付け加えればよい(法律本体の文書に詰め込みすぎないために)。つまり、法律制定プロセスに関係する全法律及び政令を一つの特別な法令集にまとめ、立法活動の関係者(共和国議会代議員も、政府及び行政機関の代表も、法律学者も)が、法律が立法活動プロセスに提示しているすべての原則と要求を速やかに、総合的に納得できるようにすべきである。立法活動にかかわる官吏の、その仕事の質に対する責任を強化しなければなるまい。目下のところ、これらはなされていない。ウズベキスタン共和国で採択される法律、とりわけ『法律下の法令』では多くの余白(欠陥)、不正確さ、矛盾及びその他の欠点があり、当該法律の目指す目的を効果的に達成する妨げになっている。

ウズベキスタン共和国司法省、裁判所、検察庁、弁護士地位、職務及び活動を規制するウズベキスタン共和国現行法の多くの欠陥は既に指摘した。

ここではまず何よりもウズベキスタン共和国民法典の本質的欠陥及びその他欠点を記載したい。

1997年3月1日に発効した民法典はそれ以前に有効であった1964年のソ連・ウ

ズベキスタン共和国民法典とは大きく異なる。このことについては多く語れる。新しい民法典が、共和国内で私有財産の存在の合法性、対外経済活動実施の可能性、企業及びその他客体の売買の容認、リースとフランチャイズの実施、雇用労働力の利用、企業活動、様々の団体(組合、合名・合資)会社、商会、株式会社、合弁会社等の設立の合法性を確保したことを指摘すれば十分だろう。民法典及び多くのその他の法規が財産の保護、市民の権利関係の全主体の権利及び法的利益の保護に向けられているが、それはウズベキスタンが独立を獲得した後に可能になったことである。

しかし、現行の民法典は本質的にはまだ完全には1964年のソ連・ウズベキスタン共和国民法典の重荷から解放されていないと認めざるを得ない。

第一に、現行の民法典の制定作業が行われたのは1993年から1996年前半で、この時期にはまだ完全な意味では新しい社会的関係は出来上がっておらず、それは新民法典には反映されていない。

第二は、新民法典の草案策定者自身、これほど短期間には質的に新しい社会的経済的関係の特徴を完全に理解し、それにしかるべき法的形態を付与することはできなかった。法案策定者には自主的に法律制定作業をするために当然持っていなければならない経験がなかった。なぜなら以前の体制では、「中央」から旧ソ連の共和国に「法的処方箋」が下りてくる仕組みになっていたからである。

これらの、またその他の原因によって、現行の民法典のすべての編及び規範において、新社会体制の本質、所有形態の多元性の特殊性、市場関係発展の必要度、自国の起業家層の形成、企業人の外国人事業家との密接な関

係、その他が詳細に反映されているとは言えない。

具体的に言えば、ウズベキスタン共和国民法典は以下の欠点を持っている。

- * 私的所有と社会的所有に関する基準が一定の抽象的性格を帯びている。その概念、それらの客体の法制度、これらの所有形態の主体の権限が明確に定義されていない。これは特に社会的所有の権利について言える。共和国及び地方自治体に所属する財産の所有・支配、利用、管理に関する主体（共和国及び地方自治体）の権限のしかるべき制限が規定されていない。（共和国及び自治体が）財産を実務的に管理する権利は（過去の法律の）痕跡であると考ええる。脱国家過程の拡大と企業の私有化の拡大という環境の中で、これは新しい民法典には反映されるべきではない。
- * 土地の私的所有とその他の天然資源の私的所有の問題が明確に、はっきりと解決されていない。したがって、土地、天然資源の取引も明確でない。
- * 公共的資産の所有、利用、管理に関する公共的（国家的）所有権の主体の権限に関する具体的問題が解決されていない。特に、ある主体から他の主体への資産の所有権移転の基盤に関する問題が解決されていない（第213条－215条）。その結果、地方自治体の権利がしばしば侵害される。
- * 経済的組合・団体の個々の種類の法的規定の記載が不十分である。
- * 市民権のそれぞれの客体に特別な条文が設けられているが、その詳細な規定は含んでいない。
- * 生活の新しい現実に合わせておらず、あらゆる取引形態（例えば、有価証券の流通分野）の改善が求められる。

* 法人がただ市民権の主体としてみなされている。しかしながら日本を含む他国の民法典では、法人はより広い概念を持つ。法人は市民権だけでなく公共的権利の主体として示されている。我が国の法律では国家権力機関及び国家管理機関も法人になるので、これは重要なことである。

* 民法典とその他の法律の規範の相対関係が正しく調整されているとは限らない。時折、民法典の法規と他の制定法との不一致や矛盾が許されている。例えば、民法典480条（1部）によれば、不動産の売買契約は書面の形で成立し、一通の書類を作成して当事者双方が署名する。民法典481条（1部）によれば、不動産売買契約による買手への不動産の所有権移転は国家登記に相当する。ところが公証人法（44条）によれば、すべての種類の不動産売買契約は国家登記だけでなく、すべての場合において公証人の証明に相当する。

* 様々な種類の官庁の規範法令規程と民法典で規定されている規範との明確な不一致の見られる場合がしばしばある。我々の見るところ、新しい民法典では、特別な規範（条文）を設け、それによって、「法律下にある」規範法令の定立方法は民法典に規定された法的規範に矛盾し、法的効力はなく、したがって無効であり、「遂行に相当しない」と明確に規定すべきである。

民法典には、法律の具体的な規定の中にあらゆる種類の不備があり、表現の不備や法典の構造上の欠陥がある。

第一に民法典の中には宣言性、抽象性が見られ、また<法律>や<異なる法律全体>、<既成の秩序>、<特例>等を参照させる規範が見られることを指摘しておこう（参照：

2, 3, 8, 9, 10, 11, 16, 18, 19, 23-26, 28, 40-42, 47条等)。別の法令の参照は許されるが、その多くの場合、当該の場合ほどの法令（相当する条、章、編）を参照するのかを直接記載できず、そうすべきであろう。このような確信の出発点にあるのは、まず第一に、ウズベキスタン共和国には数多くの法律や法令、条例があること、第二には、民法典の対象となる圧倒的多数のビジネスマン、何百万もの市民は法律の勉強をしておらず、実践では一定の困難を来しているということだ。具体例を挙げよう。

3部47条:<法律に別の規定がない場合、代理店及び支店は法人ではない>それにもかかわらず民法典53-57条は法人の倒産及びその清算を認める問題を規定している。もし法律がこれらを法人としないならば、代理店及び支店に対してこの問題はどうか解決するのだろうか。

1部80条:<法律の規定がない場合、国は国が作った法人の義務に関して責任を負わない>第一に、いかなる場合、いかなる法律によってか。第二に、国はなぜ国が創設した法人の義務に責任を負わないのか。

1部207条:「私的所有権は<法律に従って>発生する」とある。

1部54条:「訴訟の時効期間の経過の開始は民法典だけでなく、<その他の法律によって>定まる」と定めている。

民法典は外国人投資家との関係を規制する特別な規範、法的地位、権限等を規定していない。ところが国家経済における外国の投資の意義は重要だとする意見は一般に認められている。

民法典第I編第二章<人格>3節は市民

(自然人)を取り上げており、4節は法人に割かれている。第III編第三章<個々の義務の種類>第53節<個々の組合・会社>があるが、疑問が出てくる。なぜこの章で(取り上げ)、<人格>の章ではないのか。

民法典には情報技術及びインターネットに関係する公民=法的規範の規定が欠けており、この分野の裁判の現場では類似の法律の適用で対応している。

さらに、民法典の施行中に重要な実践的意味を持つ一連の変更及び追加が行われた。これは主に以下の条項のことである。

法人の設立者の助成金に関する責任(48条)、企業の義務・債務に関する資金の定期的抹消(53条, 784条)、公民の資格に関する証書の登録(38条)、法人の設立文書(43条)、法人の名称と所在地(53条)、法人清算の手続(55条)、企業売却契約の国家登記の形式(490条)、国家機関及び市民の自治機関に起因する損害の賠償(15条)、法人の種類(77条)、顧客による資金の管理(773条)、加害責任の一般的根拠(985条)、国家機関、市民の自治機関及び公務員に起因する損害の責任(990条)、調査機関、予審、検察庁、裁判所の活動に起因する損害の責任(991条)、商標の法的保護(1102条)、商標の使用権(1103条)、演奏録音者の権利(1078条)。だが、民法典に加えた個々の変更及び追加に関してすべてに賛成というわけではない。例えば、15条に加えた修正は、法人が破産(倒産)した場合、発起人らの設立した法人を不利な立場に立たせ、多少とも国際標準に合っていない。784条に加えられた変更は1952年のILO条約に合致せず、企業の労働者の利益の侵害に導く。

ウズベキスタン共和国民法典では商業問題の調整は非常に論議の余地があり、不完全だ

が、詳細は後に述べる。このこととまた他の原因によっても、事実上すべての国民を網羅する商業関係の意義の大きさから出発して、独立した商法典の創設が目的にかなっていると考えられる。民法典との関係は、部分と全体、一般と特殊の相対関係という視点から見つめる。その結果、しかるべき規範は民法典から削除され、より詳細に商法典に記載される。

上に述べたすべてのことから、民法典の新版を作成し、採択する必要性が明確である。新しい民法典のコンセプトは、我々が見るところ、基本的に次のようにまとめられる。

民法典の最初の部は事実上すべて保存される。しかし、若干の補足が必要である。これは特に3-6, 13-15, 17, 18節及びその他に関係する。

このように、第3節では、後見及び管理・保護に触れられているのは32条だけである。個々の条において〈後見〉及び〈管理・保護〉の定義をし、後見、管理・保護機関はだれなのか、だれが後見人、管理・保護者になれるのか、その義務の遂行、被後見人の財産の処理及び信託管理の秩序、後見人及び管理・保護者を義務の遂行から免除及び排除する秩序、後見及び管理・保護の停止等を指示しなければならない。

53節〈単純な組合・会社〉は第二章〈人格〉に移すべきである。法人に当てられた第4節では法人の設立文書の国家登記をより細かく調整すべきである。法人設立者の権利と義務に特別な注意を向けなければならない。この節では各種会社及び団体のそれぞれに別々の条文を当てなければならない。なぜならそれぞれの種類に特有の特殊性があるからで、それは適切な規範で整然と描き出さなくてはならない。

個人と公共の所有、物権法、所有権の主体

の権限、市民権の客体の法制度、取引の形態、設立文書に関係のある民法典の第一部の規範は更に練り上げ、ウズベキスタン共和国の市場システムの条件に合うようにしなければならない。法律とその他の規範との相互関係を調整しなければならない。

文明国の法律では各編（章、節）がそこに記載される基本的概念の正確な定義から始まっている。民法典の各節でも規範の叙述の前に同じような定義付けをしなければならない。これはしかるべき法的関係のすべての主体、国家管理機関、法律＝実務家、裁判所（仲裁裁判所）等にとって、法的概念を正しく、一律に解釈する助けになる。

民法典の第二部もまた一定の変更が必要である。第一は、既に述べたが、商法典に入るべき規範を含んだ条文はここから抜かれる。

第二に、この部は、現行の民法典に反映されていない別の社会制度—例えば「商業的使用権（特許企業）、代理店業等で補充すべし」と考える。民法典六編の、市民権的關係への国際私法の適用に関係する規範を見直すべきだ。外国の投資及び投資手続に適切な場所を割り当てるべきである。デリケートな義務や、知的所有権（ノウハウ、グッドウイール等を含む）、相続権に関する規範は仕上げが必要。使用が拡大している電子技術、コンピュータ、インターネット等の具体的な法的調整が必要とされている。

新民法典は他の法律と有機的に結びつき、国際私法の規範を勘案し、起業家（外国人投資家をも含め）並びにすべての市民の権利、自由及び法的利益を積極的に保護し、国益、共和国の経済的・生態学的安全の保護、民主的法的国家の建設、社会＝経済的生活の自由化、経済的基盤の強化及び主権国家の国際的権威の成長を助長するものでなければならな

い。

商法典の採択はまず何より、商業的諸関係に結びつくあらゆるプロセスの法的調整の質的改善を促す。商業的諸関係は、国内外法典の取引分野で商業取引に携わる国内外の自然人及び法人だけでなく、商業には携わらないけれども商業的サービスを享受している何百万ものウズベキスタン共和国の市民にかかわる。このことが、商法典の綿密な練り上げと採択、その規範の実践的実現のもつ大きな意義を定める。

この際「商法典は大部分の先進国で施行」という事実を指摘しておく⁷。

ウズベキスタンの近代的商業システム形成のために商業の法律制定の意義は評価しすぎることはない。同時に、この分野における立法者の活動は体系的性格を持っていないことを指摘しておかねばならない。非常にしばしば、多くの法律の準備は臨時体制で行われている。商業活動を調整する法律は主として、商業部門において（既に）出来上がってしまった状況に対する国家の強いられた反応である。商業分野の長期的欲求とその発展の展望に関する明確な考えに従って実行された一貫した体系的な仕事について語れないのが残念である。

こうして独立後数年、ウズベキスタンでは、直接又は間接的に商業に関係する（卸業、小売業、私営、国営、対外）数多くの法規範文書が採択された。しかも、商業関係—国内の商品流通、外貨売買、輸出入業務等の多くの問題は通貨・金融法、銀行法、税法、関税法

等の規範によって規制されている。しかも、様々の法律や法令の規範が互いに矛盾し、それが商関係、管理・統制機関、裁判機関、その他の当事者に困難をもたらすことも珍しくない。

ウズベキスタンにおける商業の規制の法的あいまいさと不十分さのために、万人の守るべき国法の個々の規程又は出来上がってしまった裁判上の慣例故に起こり得る法的障害を克服できない状態がしばしば出てきている。

上に述べたことを考慮して、商業法立法改善の重要な方向は（新しい法律の採択を除いては）、法典編集に取りかかることである。法典編集は体系的立法作業への移行をようやく可能にするだろう。

システム化の最も完成した手法としての法典編集は、法律全体を完全に理解できるよう可能な限り保証するという目的を追求し、全法規範を体系付けて、法令の原本の採択とは独立した別の形で再出版することである。システム化の別の手法の中で法典編集は、処理された法令を法典にまとめ上げる作業の成果に、最初の法令と同じ法的効力を付与する必要性を引き起こすという点で区別される。

他のどの分野の法律もそうであるように、商法でも規範のシステム化、統一（一元化）、法典化の実施が求められている。これは大部分の先進国の法律家にとっても立法者にとっても自明の理である。これに関連して、ウズベキスタン共和国の商法立法の法典編集問題は機が熟した。民法典の無条件の存続の下（だが質的刷新の下）に、今や、商法典を作成・採択しなければならないのは自明の理である。

⁷ 例：日本の商事法典（Commercial Code）、アメリカ統一商事法典（Uniform Commercial Code）、ドイツ商事法（Handelsgesetzbuch）、フランスの商事法典（Code de Commerce）、ロシアとウクライナ（経済（商事）法典）、メキシコ（Codigo de Comercio）等

商法典作成作業は、蓄積された商法上の基本的規範すべてを分析することができる。この作業を通じて諸法令を相互に調整すること

が可能になる。

形成された商業システムの肯定的特徴をゆるぎなきものにし、その一層の変革と改善の道を決める。

立法の遅れが、経済にとって発展が求められている商業活動（例：卸売業、輸出業等）の発達を麻痺させてしまう分野の法律制定作業に、必要な刺激を与える。

基本となる商業システム内部の関係と対外関係を規定する（同時にその最適化の道を決める）。

商業法の階層構造を秩序立てすることが可能になる。ウズベキスタン共和国の商業法にとって特徴的なのは非常に多くの「法律下の」法令があることである。基本理念を準備する段階で既にもう、法律下の規範法令は、優先的に、商業システムに、主として今現在の課題の解決に実務的に働きかける道具であることに立脚して、商業法上の法律と条例等の相互関係を確定しておく必要がある。

法律下の一連の規範を法律に移行させ、それによって法律に規定される法的規範の割合を増やす。これは商業法の安定を助け、その実務的有効性の引き上げを助長することにもなる。

ありとあらゆる外資の流入の確保はウズベキスタン経済の全部門において大きな役割を果たし、とりわけ戦略的意義が大きい、それを考慮した上で投資プロセスの法的調整の規範を採択し、改善することも含めて、最大限好適な投資環境を共和国内に作り上げる必要がある。

現在ウズベキスタン共和国には既に外国投資と投資活動すべてを調整する立法＝法規システムが働いている。だがこれらとその他の法規文書を分析してみると、そのうちの大部

分は更に整備し、国際法の規範及び標準との一致を図られなければならないことを示している。

1998年4月30日付けの「外国投資に関する」法律は実生活ではまだそれほど大きな役割を果たしていないことを指摘しておかねばならない⁸。その原因は、我々の見るところ、法に仕掛けられた外国投資規制の基本理念そのものの欠点と、法の個々の規定の定式化の欠陥にある。例えば、外国投資規制の基礎をなす数多くの法令の立案時に枢要なのは「外国投資」の概念の定義なのに、3条では、すべての種類の外国投資の全容は記載されていない。「外国投資」の正確かつ完全な定義は、それを国が規制するためだけでなく、外国投資に関する様々の国際条約、協約、協定へのウズベキスタンの参加を強化するためにも重要な意義を持つ。これは我が共和国の法律の改善のみならず外国投資に関連する国際私法の現行機構にウズベキスタンが統合されるのを促進する。「外国投資に関する」法律の規制外でいくつかの外国投資の形式が広く行われている。特定目的長期借款契約⁹のように、いわゆる合弁企業¹⁰の契約形式、生産物の分割に関する協定¹¹、その他の活動に関連する

⁸ これを裏付けてくれるのが、外国からの資金の流入がまだ本当に十分でないこと、とりわけ民間投資家の資金が十分入ってこないことだろう（詳細は、コマロフ V.V. 著「CIS 独立国家共同体における投資とリース」、モスクワ、2001年、352-379頁、その他を参照のこと）。とりわけ指摘しておきたいのは、1996年には我が国では資本金15億6,100万ドルの外国資金を持つ1,156の企業が登録されたが、2000年には152企業で、資本金は8,500万ドルということ。

⁹ つまり、外国投資として規制できるように特定目的長期借款を提供する条件をこの法律で細かく決めるべきだということである。長期借款とは、5年以上の期限で提供され、長期的経済関係を確立する目的を持っている借款と理解すべきである。

¹⁰ ウズベキスタン共和国の「外国投資に関する」法律には合弁企業設立の記載はなく、ただ外国投資を伴う企業についてのみ記載されている（6条）。

¹¹ ウズベキスタン共和国法「生産物の分割に関する協定

問題である。とはいえ、法律（5条）に含まれている外国投資の種類の種類から、それらの活動をこの法律の効力の管轄下に入れることも可能だと結論付けられる。

だが列挙した起業活動のいずれの組織形態も細かい規制を必要としており、少なくともこの分野で定まっている規範法令と一致する関係を求めている。

ウズベキスタン共和国の「外国投資に関する」法律では直接的及びポートフォリオ的外国投資、金融オペも含む金融市場でのオペレーションの調整は規定されていない。これは先進国の法律では投資の範疇に入っているし、また、ウズベキスタン共和国が他国と結んだ多国間及び二国間の投資振興と相互保護に関する協定に反映されてもいるのだが。

この法律の内容から直接的及びポートフォリオ的外国投資もこの法律の効力範囲に入れられると推測できる。しかし、株取引も含めた金融オペレーションをこの法律の規制下に入れるためのカテゴリーが記載されていないのである。このように現行の「外国投資に関する」法律には、外国投資の法的規制への統一した対応について語れるはずの、すべての投資に対する統一された規制原則が欠如している。

この法律の多くの規定が極めて声明形式のものである。とりわけ、第9条の「ウズベキスタン共和国領土内における外国投資のための法制度」は外国人投資家に対する保障を正確に決める規範の定立というより、ただ単に共通の原則を宣言しているにすぎない。法律は外国投資の法制度の一般条件を規定しているが、外国投資の保護及び安全の明確な保障

について」、2001年12月7日。

が抜けている¹²。

1998年4月30日付け「外国人投資家の権利の保障及び保護措置に関する」法律にも同様の欠陥があり、どういうときに国が外国人投資家の権利を真に保障できるのかという具体的な代案を勘案せずに、一般的保障条件を宣言している。一つの意味にしか解釈できない、正確で十分に明瞭な外国人投資家の権利の保障が欠けている¹³。国際法が資本輸入国における外国人投資家の当然の権利の保護に向かっていることを考慮して、当該法律はもっと煮詰めて、改善されるべきだということ、このことは証明している。

当該法律もある程度宣言の形でなされたような性格を持っている。様々の形の特典、保障に関する規程がこの法律にはあふれていて、直接的効力のある規範ではなく、あらゆる種類の引用があり、そもそも最初から当該法律を補充すべき一連の法令の採択を計算に入れている。

この法律のもう一つの欠点は、外国投資に関するウズベキスタンの法的基礎がやっとなり作られつつあるときに、この法的基盤は個々の要素の内的矛盾及び相互不一致の点で際立っていることで、これは実際の現場で地方権力機関及び国政機関の側からの恣意的働きかけという潜在的危険を作り出している。

外国投資の法的秩序規制のあいまいさは、法律の宣言の形で表現された規範より自由であったり、あるいはもっと厳しかったりする事態を引き起こし得る。これは国法が初期に目指した、共和国経済を外国の投資家にとっ

¹² 1998年4月30日付け「外国人投資家の権利の保障及び保護措置に関する」法律で外国人投資家の権利の保障及び保護措置が特別に決められている。

¹³ 例えば、どんな場合に資産の国有化又は没収が適用されないかを指示すべきである。

でもっと魅力的にするという目的の達成を助長することにならない。

外国投資に関するウズベキスタン共和国の法律が持つ各種の編集上の未完成さについていろいろ指摘できる。例えば、「外国投資に関する」法律と1998年の「外国人投資家の権利の保障及び保護措置に関する」法律には、先進国では当たり前のことなのに、本則で使われている用語の定義を記載した特別の条文がない¹⁴。これらの法律には『主体』（投資活動）という用語もない。投資活動の参加者（投資家ではない）については何も記載がない。

更に言えば、正に同日（1998年4月30日）、ウズベキスタン共和国議会の正しく同じ会議で、別々の法律、「外国投資に関する法律」と「外国人投資家の権利の保障及び保護措置に関する法律」を採択したのが目的にかなっていたとは言えまい。この保障と措置は「外国投資に関する法律」に、その有機的に結びついた、切り離せられない構成部分として記載されなければならなかった。

ウズベキスタンにおける外国投資の法的規制に関する上述の欠点やその他の欠点は、様々の方法で除去できる。その方法のうちの一つは、「外国投資に関する」法律並びに外国投資の規制の条件を定めるその他の法規に、変更及び補足を加えることである。このように、例えば、資本移動に関連するオペレーション及び外国の直接投資の実施に関するオペの制限という方法で、通貨に関する法律を整備する必要性を我々は感じている。しかしながら、我々の見るところ、現行法に加えられるべき変更及び補足は法規制の一般原則に従

わなければならない、「そして外国投資に関する」法律の中にそれを反映させなければならない。これに関連して、「外国投資に関する」法律の規定を具体的な法的関係に適用するため、あらゆる関係を外国投資と認める分類基準を定めなければならない。

以上に述べたことすべてが証明しているのは、国際標準の要求に従って外国投資に関する法律を整備するには以下の基本原則を考慮すべきであるということである。

第一に、普遍的人権宣言及びその他の国際条約は勤労の権利及び勤労に対する正当な報酬、正規の医療並びに社会保護に対する権利を確保しているが、その普遍的人権宣言及びその他の国際条約に基づく市民の当事者能力は、法律の中で定義しておかねばならない。普遍的人権宣言のこれらの命題は、現行のウズベキスタン共和国憲法に盛り込まれており、新法の起案においても、また、外国投資に関する現行法の改正においても、外国投資に関するグローバルな規則が、市民権の分野も含め社会のすべての有様の発展を促進するように、これらを規定しておかなければならない。

第二に、民間投資も（資本）輸入国（市場）に参入できるということである。民間の外国人投資家の活動は、確立された国際＝法的原則に矛盾してはならない。その上、民間外国人投資家は、経済の戦略的分野の保護に関する国家の権利と義務を認め、当該国の民族的伝統、その『モードゥス・ビベンディ』（ライフスタイル）すべてを、考慮しなければならない。同時に民間投資家は、国民所得の形成、支払うべき税金の支払いにおいて（社会に）役立つ義務があり、それは社会的計画の実現や社会の文化的発展等への彼らの参加を促進することになる。このことから、外国投資に関する法律の改善に当たっては民間外国人投

¹⁴参照：日本、ドイツ、フランスの通商（商業）法典、アメリカ統一商事法典等。

資家の社会的義務も確保する必要がある。

これに際して、以下の基本となる目的を考慮するのは適切であろう。第一に、国民的利益にこたえる自主的経済的、社会的、自然保護的政策の実施の必要性。第二に、資本輸入国の経済的、社会的、自然保護的法律の遵守を外国人投資家に義務付ける特別な規則を法律に導入する必要性。第三に、外国資本の流入の奨励に値するのはまず何よりも、国の潜在的輸出能力アップに直接つながる経済部門であること。第四に、経済の安定に損害をもたらしかねない投機的な短期の投資手段に対する法的障害を確立することの必要性。投資家は受入国の法律に違反する行為に対して自らが負うべき責任を認識しなければならない。

ウズベキスタンにおける外国投資の経験では、契約上の義務の履行に不誠実な対応の例も明らかにされている。そのために二国間協定に誠実な行為の国際的＝法的標準を入れるウズベキスタン共和国の立場は十分理にかなっていない。それとともに、このような法的標準は外国投資に関する現行法の改善に際しても反映されなければならない。

投資活動の枠組みにおけるリース（賃貸借契約）の発展もまた、ウズベキスタン経済に参入する補足的な外国投資の主導的方向の一つになるはずである。現在、リースの法的・組織的特長は、1999年4月14日付け「リースに関する」法律で定められている。この法律によって所有権と投資プロセス参加者の法的規定及び当然の保護が決められている¹⁵。

現在の状況では、国の現行法と、世界経済の安定的発展プロセスを保障する目的で定立された国際的＝法的標準との統合を予見する必要がある。

これに関連して、我々の見解では、州及び都市のホキミヤトに代表される、国内の各地域に大きな権限を与える方向で、「対外経済活動に関する」ウズベキスタン共和国法を改正するのが目的にかなっている。

以上述べたことに基づいて次のように結論付けられる。現在ウズベキスタン共和国に存在する外国投資に関する法律・法令は（社会主義経済から市場経済への）過渡期の経済という環境の中で制定された。そのために、上述の法規には、先進国で受け入れられているような競争原理に基づく法体系を土台にした外国資本の規制の原則が十分勘案されていない。そのほか、外国投資に関する現行の法律ではウズベキスタン共和国の世界貿易機関（WTO）への加盟、国の世界経済との統合の必要性はあまり考慮されていない。

外国投資に関する法律の規制のメカニズムは、外国人投資家がもたらした現実の貢献及び輸入国の市場関係の状態に投資がもたらす、あり得べき影響の評価に向けられなければならない。世界の経験は、これらの目的を達成するためには外国資本の進出システムの導入しか道のないことを示している。その実現に当たっては投資の登録手続—外国人投資家とその主体的権利ではなく、直接投資そのものの登録手続の確立が適切である。これは新たに設立又は既に存在する企業の資産に投資した事実の登録、株式の買入れの登録、外国人投資家の企業設立のため、あるいは既存の会社への投資となる設備の輸入に関する貿易取引の登録等を含むことができる。外国投資という名目、つまり利益をもたらすとの思惑で物質財が外国から持ち込まれたとき、それを証明する法的事実の登録は、国による外国投資の規制を意味する。しかるべき権限のある機関が、外国資本の流入許可に関する決定を

¹⁵ コマロフ V.V. の著作集目録 303-340 頁他「外国投資の形態としてのリースの本質と役割について」を参照のこと。

下すための基準は、外国投資に関する法律で明確に決めておかなければならない。

我々の見るところ、ウズベキスタン共和国における外国投資の法的規制を改善するために、この分野の法律制定活動計画を立て、学術機関とウズベキスタン共和国議会のこの分野の活動をもっと緊密に調整しなければならない。外国人投資家の国内活動に関係する一連の法規の立案・制定の必要性は明らかに切迫している。何よりもまず天然資源等の利用に関する特別な法律の制定について言っている。これらの法律は先進国の経験を踏まえて、外国投資の流入許可の原則に基づいて立案の準備がなされなくてはならない。このほか、新法の立案及び既存の法律の改正に際しては、外国投資に関する特別法以外に個々の部門の投資に関係する法律が有効な国々（例えば、ラテンアメリカ諸国の石油及び鉱物法典並びに法律）における直接的外国投資の法的規制の多年にわたる経験を考慮するのも当を得ている。

ウズベキスタンにおける投資プロセスの一層の改善は、当該分野における国際私法の基準に従った国内投資法の施行を求めている。しかも新しい法律は、外国投資家の利益がより完全に考慮されるべき適切な二国間及び多国間契約を考慮しなければならない。

我々の見るところ、投資環境の改善は、ウズベキスタン共和国経済に対する外国投資の規模を1年間で約30－40億米ドルに引き上げる効果がある。これを達成するには、税政策を見直し、もちろん、税の数を少なくし、税率を低減すべきで、関税の減税特典を制定する可能性を検討し、投資プロセスの管理水準を高め、総合的性格を持つ多くのその他の課題を解決する必要がある。これに関連して、時代の要求及びしかるべき国際協定にこたえ

る新法の複合体並びにその他の法令を立案し、制定する必要性は明確である。

ここで言及しておかなければならないのは、投資活動の様々の側面が我が国では多くの法規文書によって規制され、その結果、現行法令の一定の不調整及び不一致が見られるということである。こういうことはすべて、今やウズベキスタンにおいて特別投資法をあらゆる側面から検討して立案すべき時期にきたこと、また、この立案作業を土台にして投資法典を制定するのも可能であることを語っている。投資法典には外国投資、投資活動を規制するすべての法令と、また、外国人投資家及び自国の投資家の権利の確固たる保障が一つにまとめられるはずである。

外国投資の法的規制の改善の過程で先進国の外国投資に関する立法の発達の経験を創造的に勘案するのは目的にかなっている（例、カナダの外国投資に関する法律）。

我が共和国における投資のプロセスの発達という問題を総合的に分析した結果、以下に述べる必要があると我々は考えている。

- 一 国内外のすべての投資家の権利と利益に対する平等かつ最大限完全な保護を保証し、また、投資家の経営及び市場での競争のための平等な条件を保証できるような投資のための国家体制、ナショナル・レジームを作っていかなければならない。ウズベキスタン共和国の多くの協定で、外国の投資及び投資家に、最恵国待遇の代案としてナショナル・レジームを与える可能性に言及しているそれなりの目的があつてのことである。しかし、そのためには言うまでもなく、自国の投資家に対し、外国人投資家にもひとしく適用できるような、最大限の好条件をこしらえなければならない。
- 一 投資家の保障や、特典、権利の実現を実

際にはひどく邪魔している宣言的規定、「現行法」の引用、参照させられる規範を必要最小限にまとめ、投資条件、投資家の権利及び権利の保障と現実的保護の条件を最大限具体化すること。

- 一 ウズベキスタン共和国投資法典の制定に応じて、直接又は間接的に投資条件にかかわる他法規のすべての規範（課税制度、銀行の活動、税関等を規制する規範も含む）をひとまとめにすること。
- 一 外国投資に関する協定締結時に適用されるすべての法令の採択の仕組みは整然として明確でなければならず、発生する問題の実務的、肯定的解決を促進し、具体的プロジェクトに関するこれらの協定の締結・施行にブレーキをかけるあらゆる遅延、官僚仕事、不法な障害を最大限排除するものでなければならぬ。なぜならばこれらの問題の解決の遅れが投資した資本がもたらすはずの収入（利益）の速やかな取得を妨げ、外国人投資家の決済に損害をもたらすからである。
- 一 投資活動にかかわるすべての法律（法律下の法令も含めて）は、「透明で」なければならない、つまり投資家は法律及び法律を実現する政府と行政機関が投資家に何を要求しているかを正確に知らなければならない。
- 一 過渡期の困難さを考慮し、また、国家と社会が、ウズベキスタンの市場関係発展の今日の条件下で、国民経済の最重要分野に資本が流入することに特別の関心を寄せていることを考慮し、一定期間、一時的に、ありとあらゆる投資の流れを確保する、何よりもまず、戦略的意義を持つ最重要部門への投資を確保するために、特別な特典制度を創設するのが許されるし、また、必要

である。しかも特典は投資額と投資期間を計算して個別化するのが適切である。

- 一 投資分野における国のすべての政策は、過渡期の焦眉の社会的経済的問題によって、また、ウズベキスタン共和国の対外経済活動の共通の課題によって定まり、民族的、経済的、生態学的安全性、社会正義、投資活動当事者全員の平等性、競争の自由の確保の原則に立脚し、固有の起業家階級の形成のための条件の確保、投資行為の実際面でのすべての法律違反の阻止の原則に立脚しなければならない。
- 一 投資市場のマーケティング・メカニズムを綿密に研究しなければならない。投資に関する法律の影響モニタリングを組織的に行うべきである。国の効果的なモニタリング進展の規制は保証しなければならない。しかし、あらゆる種類の官僚主義的障害、不必要な「検査」、「監査」及び内外投資家の事業に対するあらゆる形態の不法な妨害はあってはならない。
- 一 投資活動の仕組み全体を規制する法律は、他の分野の法律のように、その適用の実態と新しい諸条件を考慮して、時代と共に改正する必要はあるが、法律の安定性の原則—これは一般に国内の社会的安定が必要なのと同じで、これを踏まえてなされなくてはならない。投資事業における国の法律は、投資活動を規制し、また、その順調な実現を保証する国際法の規範と相互に関連させなければならない。

国の経済への外国投資流入の全面的拡大の分野でのウズベキスタン共和国の法律の最大の効果を確保し、ウズベキスタンの社会的経済的発展及び国民の福祉向上の焦眉の課題の解決に果たす外資の役割の増加を確保するに

はこれ以外に道はない。

ウズベキスタン共和国のその他多くの法令にも欠点がある（例えば、控訴の実行及び上告の実施との相互関係に関するウズベキスタン共和国 UPK 刑事訴訟法法典の規範は明らかに未完成である）。

新しい法律の最高の完成度及びその実生活での高い効果を確保し、憲法規範の要求及び法秩序並びに法律の支配の全面的強化という目的との完全な一致を確保するために立法活動の質を高めることにおいて、周知の立法テクニックの原則、つまり法律及び法律下の諸条例の立案規則と手法の包括的システムを綿密に、厳格に考慮することが非常に大きな意義を持っている。

立法技術の諸問題を扱った文献は数多くあり、これはまた特別な批判的分析を必要とする¹⁶。

これらの問題の詳細な検討はここでは避けるとして、ただ一つ、立法技術というのは複雑極まりない法律制定プロセスの最重要の理論的・応用的問題のうちの一つであることを強調しておく。立法技術の要求を厳格に遵守することは以下を保証することになる。

- しかるべき法的（つまり、公共的）関係の完全な規範的規制。
- 法的関係の整然とした明確さ及び法的指令の具体性。
- 個々の法令の整然さと構成（構造）の系統性、そのすべての指令の相互関連性と論理性。

¹⁶参照：ケリモフ D.A. 著「法典作成と立法技術」、モスクワ、1962年／「立法技術」、レニングラード、1965年；ピゴルキン A.S. 著「法令草案の準備」、モスクワ、1968年；ナシツ A. 著「法律作成」、モスクワ、1974年；クニッペル・ラリフ、ナザリヤン・ウラジミル共著「立法技術問題の概要」、エシボーン (Ashborn)、1999年、その他。

— 法律のすべての要求の明確さ、整然さ、揺るがない明快さ。矛盾や不一致のないこと、「別の法律の」抽象的引用が最小限であること、すべての規定と要求の平易さと分かりやすさ—法律の執行者と専門家、つまり学者及び実務家にとって、また、必要に応じて—国民の幅広い層にとって（例えば、話が市民、家族、勤労に関する法的関係のとき、刑事及び行政罰的事例、国民課税等の場合）も理解できること。

このように制定法においては「ささいなこと」はあり得ない。ここではすべてが必要である。法律の形式的属性も、前文も、法令本体の題名、その編、章、条等の標題の簡明な表現も、引用も、個々の文句の整然とした完成度も、用語の同義性も、その他も。

法令に修正を入れたり、補足を加えたり、又は廃止したり、失効を認めるテクニックの綿密な仕上げも、また、非常に重要である。この場合、異なる法律及び法律下の法令にしかるべき補足及び変更を加えること、同じく当該分野の法的関係にそれを行うことは特別な意味をもつ。

このようにしてのみあらゆる法令の高度の品質を保ち、実生活でのその効果的な適用が保証される。

法律制定の実践では、近隣諸国や遠い国々、とりわけ日本等の先進諸国の立法活動の最良の経験を創造的に考慮に入れることが非常に重要である。

これに関連して比較法学の成果を幅広く活用する必要がある。喚起しておくが、法律の比較対照研究—これは法律学の特殊な部門で、法律制定プロセスの改善に極めて有効な方法である。

比較法学の問題も多く多くの文献が取り上げて

いる¹⁷。もちろん、法律の比較対照研究の問題、我が国及び外国でのその発達は特別な基礎的研究と多面的な解明が必要である。

ここで我々はただ、比較法学が法律制定プロセス及びその結果である現行法の極めて重要な研究方法として大きな意義を持つことだけ指摘しておく。重要なのは、ウズベキスタンであれ、その他のどの国であろうと、できる限り上質の法令を確保する目的で立法プロセスを改善することである。とりわけ主権国家ウズベキスタンという質的に新しい条件で新たに制定される法令にとってこれは重要である。真に法的な民主主義社会の建設、市場関係と多様な所有形態の確認、法の支配と厳格な法秩序の保障、主権国家共同体へのウズベキスタンの加入、世界経済関係と世界空間、我が共和国と日本のような先進諸国との多面的協力の発展を目的にして立法の改善を進めることが重要である。

¹⁷ 参照：チレ A.A., シベコフ G.A., 「法律学における比較法」第2版, 改訂版, モスクワ, 1978年；ファイジェフ M.M., サイドフ A.X. 「ソ連の比較法学」(書誌学的概要) / 情報通信(ウズベキスタン共和国科学アカデミー), タシケント, 1983年, No.318；比較法学概説(集録)モスクワ, 1981年；サイドフ A.X. 「比較法学(学習参考書)」タシケント, 1999年；その他多数。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

今日は何色曜日？

カンボジアは近隣のタイやラオスとともに絹織物の産地ですから、織物や服飾のセンスに恵まれた民族といえます。実際、女性の伝統衣装の美しさはもちろんのこと、男性のスーツ姿でも、カラーシャツとカンボジアシルクのネクタイをうまくコーディネートしていて、その色遣いの妙に感心させられます。

ところで、カンボジアの伝統では、曜日ごとに身につける色が決められていることを御存知でしょうか。王宮内の小さな博物館の説明によると、月曜日はオレンジ、火曜日は紫、水曜日が若葉色、木曜日が緑、金曜日が青、土曜日が紫紺、日曜日が赤とのこと。儀式やお祝いの席では、曜日に応じてこれらの色を身につけるのが伝統だそうです。しかし、最近では、このしきたりもすたれ、結婚式では様々な色のドレスや伝統衣装が翻っています。

はて、誰ですか、「水曜と木曜の色の違いが分からない」「火曜と土曜の色が区別できない」なんて言っているのは……。そういう野暮な人には、カンボジアに行って本場シルクの美しさに触れてみることをお勧めします。

(国際協力部教官・元 JICA カンボジア短期派遣専門家 三澤 あずみ)

～ 国際協力の現場から ～

初めて外国人研修を担当して

国際協力専門官 松村幸治

私は、今年の4月から、大阪にあります法務総合研究所（以下、法総研）総務企画部国際協力事務部門で国際協力専門官として勤務しています。それ以前は、同じ法総研総務企画部の研修事務部門第1研修専門官室で主に検事に対する研修の事務を2年間担当していました。

私は、9月27日（月）から10月15日（金）まで行われた第10回ラオス法整備支援研修の事務を担当しました。今回の研修では、判決書マニュアルの作成と検察官マニュアルの作成を目的として、最高人民裁判所から5名、最高人民検察院から5名の合計10名の研修員が来日しました。私は、今回が国際協力部の研修事務を担当するのは初めてでしたので、研修事務で苦労したことやラオス研修の事務を担当した感想などについて書きたいと思います。

外国人研修の事務について

先程述べたように、私は、国際協力部に来る以前にも研修の事務を担当していましたので、当初は、「まあ、研修員が外国人になっただけで、研修の事務としてはそんなに変わらないだろうなあ。」と漠然と思っていました。確かに研修三要素（？）の「研修員がいること」、「講師がいること」、「講義場所があること」が重要であるということは変わりませんが、国際協力部の研修事務は、多くの点で今までとは勝手が違い大変苦労しました（今までの研修事務において苦労しなかったという主旨ではありません。念のため）。何に苦労したかと言いますと、

第1に関係機関が多いことです。国際協力部で実施している研修の多くは、ODAの中で、主に独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）が実施している技術協力に当たり、ラオス法整備支援のプロジェクト全体については、JICA本部の社会開発部が所管しています。また、ラオス研修の実施については、JICA中部国際センター（JICA中部）が所管しており、同センターが法総研に研修の実施を依頼するとともに、研修監理業務などを財団法人日本国際協力センター（JICE）中部支所に業務委託をして研修を実施しています。また、ラオスの場合、法総研からJICA長期派遣専門家として小宮由美氏が派遣され、プロジェクト各分野の指導や現地機関との調整などを行っています。

このように、1つの研修を実施するに当たり、これだけ多くの機関が関係していますので、各種の連絡や確認などをメールや電話でやりとりしながら準備を進めていくこととなります。関係者が多いということは、1つのことを決めるにしても、調整しなければならないことも多いですし、連絡する際にも何かと時間がかかります。私にとっては、その関係と役割を把

握するだけでも一苦勞でした。今でも正確に把握しているかは少し怪しいところです。

第2に言語の壁です。国際協力部で実施している研修は、数か国から研修員が参加する一部の研修を除くと、基本的には、研修員の母国語で実施しています。資料などが現地から送られてきても現地語で書いてあると内容は全く分かりません。講義する際などは、研修監理員の方が通訳をして下さいますが、日程や講義のレジュメなど研修員に配布するものは翻訳が必要です。言語にもよるかと思いますが、翻訳には、10日から2週間程度はかかるので、すべての資料は早め早めに用意しなければなりませんし、急に資料が必要な場合でもすぐに研修員に配布とはいきません。また、通訳や翻訳していただく際も、法整備支援の研修では法律用語や専門用語も使用されますので、翻訳業者も限られてしまいますし、日本語に対応する単語がない場合などもあり、通訳や翻訳する方は苦勞するとのことでした。

第3に習慣の違いです。例えば、食事や飲み物を用意する際にも、宗教や習慣などから口にすることができないものがないか気を遣いますし、イスラム教の国の研修では、お祈りをするための部屋を用意するなどしています。そしてふと「箸は使えるのかな。」とか「緑茶は飲むのかな。」などと細かいことまで考えるとなかなか寝つけませんでした。

この他にも、国旗の扱い方や通訳の配置の仕方、休日の観光手配など、国際研修事務ならではのことが多く、当初の私の甘い予想は大きく外れ、担当したラオス研修ではてんてこ舞いになりました。

ラオス研修を担当して

今回、およそ3週間ラオスの研修員の方々に接してみて、その非常に牧歌的で穏やかな性格に驚きました。国民性の違いを体感できたからかもしれません。朝、「サバーィディー（おはようございます）」とあいさつすると皆とてもにこやかに返してくれますし、休憩時間中の休憩室からはドアを閉めていても笑い声が絶えず漏れています。また、見学などで外出する際などは、予定をそれこそ分単位で作成していたのですが、実際には、記念写真を撮ったり、お店に立ち寄ったり、歩くペースがまちまちで後から来る方を待ったり、なかなか予定どおりには行きません。私は、「時間に間に合わないのではないか。」とハラハラしていましたが、研修員が楽しそうに写真を撮ったりしている姿を見ていると、1人で時間に追われ、ハラハラ、イライラしている自分がとても滑稽に思えてきます。そして、いつも和やかで、楽しそうに、何にでも興味を持つ研修員がとてもうらやましく思えました。休日の奈良観光に同行したときも、予定では、東大寺に行って奈良国立博物館に行くだけでしたので、すぐに見終わってしまったらどうしようかと心配していたのですが、実際に行ってみると、好奇心旺盛なラオスの研修員は、鹿とたわむれ、大仏に驚き、仏像や池の鯉には興味津々とあっという間に時間が過ぎてしまいました。

今回のラオス研修では、研修員10名中、日本語を話せる方が1名、英語を話せる方が半分程度でした。講義についてはラオ語の通訳をして下さる研修監理員の方が2名ついて下さいますが、言葉が通じないのは、何かと不便なのは言うまでもありません。休憩のちょっとした時間や、一緒に外出したときなど言葉が通じれば、どれだけお互いのことが理解でき、

さらに、お互いの国のことについても理解を深めることができるだろうと考えると、せっかく外国人の方と身近に接することができる仕事なのに、もったいないなと思いました。私は、今まで外国人と接する機会はほとんどありませんでしたので、自分の思っていることや考えていることを言葉にして伝えられないもどかしさを今回のラオス研修を担当して初めて経験しました。今後は、たとえ言葉が通じなくても、もっとコミュニケーションを図るべく努力していきたいと思います。

研修が終わってみて、外国人研修の事務は大変だなと思ったこともありました。やはり国際協力部の研修に携わることができ、とても良かったと思っています。各種の研修などを通じて、それは、一期一会の縁になるかもしれない様々な人との出会いや経験が今後の私の人生にとってプラスになると思えるからです。

今後、どのような経験をし、どのような人々と出会うかは分かりませんが、1つ1つを大切に、この「現場」から様々なことを得たいと思っています。



ラオス研修員の皆さん 東大寺大仏殿前にて
(向かって右端の前・後列は当部教官)

－ 編 集 後 記 －

今年は秋の到来が遅く、例年なら衣更えの季節になっても暖かい日が続く、また、「なぜこんな時期に？」というころまで、台風がやって来て、幾度となく日本列島に上陸し、各地に大きな被害をもたらしました。（台風に伴う大雨により農作物が大きなダメージを受け、市場では野菜の価格が高騰し、我が家の家計も少なからず影響を受けました。それはさておき、）今年の台風は、当部が行う国際研修にも影響を与えました。10月に実施しましたウズベキスタン研修でのことです。

この研修では、当初、東京での日程を3日間予定していましたが、その最終日（東京での研修日程を終え、大阪へ帰る日）に、あろうことか台風23号が日本列島を直撃しました。その日、我々一行は夕方の新幹線で大阪へ戻る計画にしていたのですが、結局、その日は新幹線が運休し、東京で足止めを食ってしまいました。しかし、幸いと言いましょか、翌日の講義をお願いしていた先生が、東京の方であったため、急遽、東京での講義を申し入れたところ、快く御了解いただきましたお陰で、研修日程に穴を空けるという最悪の事態は避けることができました。また、研修員や同行していた職員も皆、朝のうちにホテルのチェックアウトを済ませており（当然のことながらこんな日に空きのあるホテルなどあるはずもなく）、再宿泊ができない状態であったところ、JICA大阪国際センターと研修監理員の迅速な対応により、JICA東京国際センターに宿泊させてもらえることとなり、事無きを得ました。本件で御迷惑をお掛けした関係機関の皆様にはこの場を借りてお詫び申し上げます。

当部もこの4年間にいろいろな研修を実施してまいりましたが、このような事態に遭遇したのは始めてであり、よい教訓となりました。

今回のウズベキスタン研修は3回目であり、倒産法制をテーマとして実施したものでした。今号では、2002年に当所が招へいた専門家のレポートを掲載いたしました。今回の研修テーマと内容は異なりますが、ウズベキスタンの法制・立法プロセスに関する資料として御活用いただければと存じます。

さて、国際協力部は、本年9月30日に相澤恵一新部長を迎え、部内において更なる躍進を誓い合ったところです。当部ではこれからも皆様の御協力を得ながら、これまでの蓄積と経験を基にして、支援対象国のニーズに合った、かつ有効な法整備支援活動を展開していきたいと考えておりますところ、関係者の皆様との情報・意見の交換の場が必要ということから、来年1月14日（金）当部国際会議室において第6回法整備支援連絡会を開催することとなりました。この連絡会では、今回掲載しましたベトナム破産法と同じ日にベトナムにおいて制定されました新民事訴訟法やこれも今回御紹介いたしましたカンボジアに対する法曹人材養成支援などの話題を中心に情報共有ができればと考えていますので、多数の関係者の方の御出席を賜れば幸甚です。また、本誌においても、常に皆様にとって有益で興味深い情報を提供できるよう努めてまいりますので、今後とも当部が行う法整備支援への御理解と御協力のほどよろしく願いいたします。

国際協力専門官 外尾 健 一